

令和4年6月10日開会

令和4年6月22日閉会

令和4年第3回
和気町議会定例会会議録

和 気 町 議 会

令和4年第3回和気町議会定例会議事日程

1. 会期 6月10日(金)から6月22日(水)までの13日間
2. 日程

日程	月日	曜日	開議時刻	摘 要
第1日	6月10日	金	午前9時	本会議 1 開会 2 議事日程等の報告 3 会議録署名議員の指名 4 会期の決定 5 諸般の報告 6 議案の上程、説明(報告) 7 議案の上程、説明、質疑、委員会付託 8 請願の上程、説明、質疑、委員会付託
第2日	6月11日	土		休 会
第3日	6月12日	日		休 会
第4日	6月13日	月		休 会
第5日	6月14日	火	午前9時	休 会(本会議) 和気鶴飼谷温泉事業特別委員会 午前9時～ 議会全員協議会 特別委員会終了後
第6日	6月15日	水	午前9時	休 会(本会議) 厚生産業常任委員会 午前9時～
第7日	6月16日	木	午前9時	休 会(本会議) 総務文教常任委員会 午前9時～
第8日	6月17日	金		休 会
第9日	6月18日	土		休 会
第10日	6月19日	日		休 会
第11日	6月20日	月	午前9時	本会議 1 開議 2 一般質問
第12日	6月21日	火	午前9時	本会議 1 開議 2 一般質問
第13日	6月22日	水	午前9時	本会議 1 開議 2 委員長報告 3 質 疑 4 討論・採決 5 閉 会

令和4年第3回和気町議会定例会目次

◎第 1 日	6月10日(金)	1
◎第11日	6月20日(月)	21
◎第12日	6月21日(火)	51
◎第13日	6月22日(水)	77

令和4年第3回和気町議会会議録（第1日目）

1. 招集日時 令和4年6月10日 午前9時00分
2. 会議の区分 定例会
3. 会議開閉日時 令和4年6月10日 午前9時00分開会 午前11時51分散会
4. 会議の場所 和気町議会議事堂
5. 出席した議員の番号氏名
1番 今西宏康 2番 尾崎智美 3番 従野勝
6番 居樹豊 7番 万代哲央 8番 広瀬正男
9番 西中純一 10番 安東哲矢 11番 当瀬万享
12番 山本泰正
6. 欠席・遅参・早退した議員の番号氏名
欠席 4番 神崎良一
欠席 5番 山本稔
7. 説明のため出席した者の職氏名
町長 太田啓補 副町長 今田好泰
教育長 徳永昭伸 総務課長 永宗宣之
危機管理室長 河野憲一 財政課長 海野均
まち経営課長 寺尾純一 税務課長 岡本康彦
生活環境課長 山崎信行 健康福祉課長 松田明久
介護保険課長 井上輝昭 産業振興課参与 豊福真治
都市建設課長 西本幸司 上下水道課長 田村正晃
総務事業課長 久永敏博 会計管理者 清水洋右
教育次長 万代明 学校教育課長 國定智子
社会教育課長代理 森元純一
8. 職務のため出席した者の職氏名
議会事務局長 則枝日出樹

9. 議事日程及び付議事件並びに結果

議事日程	付 議 事 件 等	結 果
日程第 1	会議録署名議員の指名について	7 番 万代哲央 8 番 広瀬正男
日程第 2	会期の決定について	13日間
日程第 3	諸般の報告	議長、町長
日程第 4	報告第 1 号 令和 3 年度和気町一般会計繰越明許費繰越計算書について	説明
	報告第 2 号 令和 3 年度和気町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について	説明
	報告第 3 号 令和 3 年度和気町簡易水道事業会計繰越計算書について	説明
日程第 5	議案第 4 2 号 岡山県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び組合格約の変更について	委員会付託
日程第 6	議案第 4 3 号 令和 4 年度和気町一般会計補正予算（第 2 号）について	委員会付託
日程第 7	議案第 4 4 号 令和 4 年度和気町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について	委員会付託
	議案第 4 5 号 令和 4 年度和気町和気鶴飼谷温泉事業特別会計補正予算（第 1 号）について	委員会付託
	議案第 4 6 号 令和 4 年度和気町上水道事業会計補正予算（第 1 号）について	委員会付託
	議案第 4 7 号 令和 4 年度和気町簡易水道事業会計補正予算（第 1 号）について	委員会付託
日程第 8	請願第 1 号 重度心身障害者医療費助成制度の国の制度化を求める意見書への請願	委員会付託

午前9時00分 開会

(開会・開議の宣告)

○議長(山本泰正君) 皆さん、御苦労さまです。

ただいまの出席議員数は、10名です。欠席2名です。

したがって、定足数に達しておりますので、ただいまから令和4年第3回和気町議会定例会を開会いたします。

この場をお借りしまして御報告申し上げます。和気町議会では、所属議員の新型コロナウイルス感染症への感染が確認されたことから、感染拡大を防止するため、町ホームページ等を通じて感染状況を公表いたしております。感染した議員は、4番 神崎良一君、5番 山本 稔君であります。和気町議会といたしましては、引き続きマスクの着用、手指消毒などはもちろんのこと、さらなる感染予防対策の徹底を行い、今後も感染拡大の防止に努めてまいりますので、皆様の御協力と御理解をよろしくお願いいたします。

なお、議会中は感染拡大防止のため、マスク着用の奨励をしておりますとともに、風邪や発熱の症状がある方は出席を控えていただくようお願いいたします。

これから、本日の会議を開きます。

(議事日程の報告)

○議長(山本泰正君) 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。ご了承を願います。

(日程第1)

○議長(山本泰正君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、7番 万代哲央君及び8番 広瀬正男君を指名します。

(日程第2)

○議長(山本泰正君) 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

ここで、去る6月2日、議会運営委員会を開き、今期定例会の運営について協議した結果を副委員長から報告を求めます。

議会運営副委員長 西中君。

○議会運営副委員長(西中純一君) おはようございます。

それでは、議会運営委員会の開催結果を御報告申し上げます。

去る6月2日午前9時から本庁舎3階第1会議室において、委員全員出席、執行部より町長、副町長、担当課長出席の下、令和4年第3回和気町議会定例会の会期、日程等を協議いたしました。その結果を御報告いたします。

まず、会期につきましては、本日6月10日から6月22日までの13日間に決定いたしました。

なお、今定例会に提案されます案件は、報告3件、補正予算5件、組合の規約変更1件及び請願1件であります。

次に、日程につきましては、第1日目、本日、議案の上程、説明、質疑、委員会付託を行います。

なお、一般質問の通告期限は、本日の正午までであります。

また、本日、本会議終了後に議会運営委員会を開催いたします。

第2日目、第3日目及び第4日目は、休会といたします。

それから、第5日目、6月14日、本会議は休会とし、午前9時から和気鶴飼谷温泉事業特別委員会を開催いたします。特別委員会終了後、議会全員協議会を予定しており、終了後に議会広報編集委員会を開催いたします。

第6日目、6月15日、本会議は休会とし、午前9時から厚生産業常任委員会を開催いたします。

第7日目、6月16日、本会議は休会とし、午前9時から総務文教常任委員会を開催いたします。

第8日目、第9日目、第10日目は、休会といたします。

第11日目、6月20日午前9時から本会議を開催し、一般質問を行います。本会議終了後、議会運営委員会を行います。

第12日目、6月21日は、一般質問の予備日としております。

第13日目、6月22日午前9時から本会議を開催し、委員長報告、質疑、討論、そして採決を行います。本会議終了後に議員人権啓発研修会を予定しています。

以上、議会運営委員会からの報告といたします。

○議長（山本泰正君） ただいまの副委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 質疑なしと認め、副委員長の報告に対する質疑を終わります。

副委員長、御苦労さまでした。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月22日までの13日間にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 異議なしと認めます。

したがって会期は、本日から6月22日までの13日間に決定しました。

（日程第3）

○議長（山本泰正君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議長の諸般の報告は、別紙にてお手元に配付のとおりです。後ほど御一読をお願いいたします。

次に、町長から諸般の報告がございます。

町長 太田君。

○町長（太田啓補君） 本日ここに、令和4年第3回和気町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては早速御参集を賜りありがとうございます。

それでは、ここで令和4年第2回議会臨時会以降の諸般の報告を申し上げます。

初めに、5月25日、カルチャーホテルで備前県民局管内の市長、町長による生き生きミーティングが開催され、出席をいたしました。

次に、5月26日、サエスタで開催された区長協議会総会に出席をいたしました。

次に、5月30日、岡山県市町村振興センターで町村長会議が開催され、出席をいたしました。

次に、6月1日、サエスタで開催された和気町環境衛生指導員協議会総会に出席をいたしました。

次に、6月2日、中国六大学野球春季リーグ戦で優勝し、3年ぶりに第71回全日本大学野球選手権大会へ出場を決めたI P U環太平洋大学硬式野球部の野村監督をはじめ、野村コーチ、山本キャプテンが出場報告に来庁されました。

次に、6月3日、りんご祭り実行委員会を開催し、今年度のりんご祭りの開催について協議をいたしました。新型コロナウイルスの感染状況が下がってきているとはいえ、予断を許さない状況であることから、昨年に続き、りんご狩りは実施をいたしますけれども、りんご祭りは中止をすることに決定いたしました。

また、さえきふるさと夏祭りについても、実行委員会から、昨年に引き続き、本年度も中止をする連絡をいただいております。

次に、6月6日、矢田工業団地への企業立地に関する地元説明会を行いました。内容の詳細につきましては、全員協議会で改めて御報告をさせていただきます。

次に、新型コロナウイルス関連についてでございますけれども、5月中旬以降、感染者数は減少傾向にありますが、町内でも日々、感染が確認される状況が続いております。そのような中、6月7日に町の新型コロナウイルス対策本部会議を開催し、行事や施設の利用の方針等について協議いたしました。基本的には、国、県の方針に準じて対応することとしておりますが、内容や方法を工夫しながら、感染防止対策と社会経済活動の両立に取り組んでまいります。

また、ワクチンの接種状況でございますが、6月6日現在で、和気町の12歳以上の3回目の接種率は71%となっております。4回目接種につきましては、3回目接種から5か月を経過した60歳以上の方、18歳から59歳の方で基礎疾患等のある方を対象として、5月25日から開始しております。7月からは一般の方の接種が本格的にスタートしますので、希望する方の接種が円滑に進むように取り組んでまいります。

次に、日笠バラ園で5月14日から29日まで開催していましたバラ祭りでございますが、町内外から7,262人の入園者があり、満開のバラを楽しんでいただきました。

次に、新型コロナウイルス感染症により大きな影響を受けた地域経済の活性化と町民の方の生活支援を目的とした地域経済活性化商品券事業についてでございますが、この事業は、町内の加盟店で使える額面7,000円分の商品券を全町民に交付するもので、本年4月20日時点において本町の住民基本台帳に登録をされている方が対象でございます。商品券の使用期間は6月15日から10月31日までとなっております。現在は商品券を対象の方に郵送をしている状況でございます。多くの方に御使用いただき、町内での消費拡大につなげてまいりたいと思っております。

次に、小・中学校とにこにこ園の状況でございますが、引き続き感染症対策を講じながら、可能な範囲で工夫して教育活動を行っております。今年度は、中学校の修学旅行をはじめとする校外学習や、2小学校及び2中学校の運動会、体育会も予定どおり実施することができました。徐々に通常の学校生活、園生活が戻ってきているところです。今後につきましても、感染防止対策に配慮しながら、教育活動を行ってまいります。

最後になりましたが、令和3年度和気町一般会計の決算見込みについて、現在精査中ではありますが、財政調整基金からの繰入れを行うことなく決算を迎え、歳入歳出差引き残高から繰越事業に関わる一般財源を除いた純繰越金は、約6億4,500万円となる見込みです。このうち2分の1に当たる3億2,500万円を財政調整基金に積み立て、残額の約3億2,000万円を令和4年度会計へ繰り越すこととなります。令和4年度当初予算では、繰越金として1億5,925万円を計上しておりますので、1億6,000万円余りについて、追加補正の予定となっております。なお、令和3年度末の一般会計における基金残額は、約43億8,700万円となっております。

以上、諸般の報告といたします。

続いて、追加の報告をさせていただきたいと思っております。

5月21日付で任命をいたしました今田副町長は、本日が副町長としての初議会となります。

(副町長 今田好泰君「よろしく願いいたします」の声あり)

また、本日の会議には、説明者として産業振興課豊福参与、社会教育課森元課長代理が出席をいたしておりますので、報告をいたします。

(産業振興課参与 豊福真治君「よろしく願いいたします」の声あり)

(社会教育課長代理 森元純一君「よろしく願いいたします」の声あり)

また、住民課長につきましては、松田健康福祉課長が兼務をいたしておりますので、併せて報告を申し上げます。

(健康福祉課長 松田明久君「よろしく申し上げます」の声あり)

以上、追加報告といたします。

(日程第4)

○議長(山本泰正君) 日程第4、報告第1号から報告第3号までの3件を一括議題とし、提出者の説明を求めます。

町長 太田君。

○町長(太田啓補君) それでは、本日提案いたしております報告第1号から報告第3号までの3件につきまして提案理由を説明申し上げます。

報告第1号は、令和3年度和気町一般会計繰越明許費の繰越計算書、報告第2号は、令和3年度和気町公共下水道事業特別会計繰越明許費の繰越計算書でありまして、いずれも令和3年度から令和4年度へ繰り越して執行する事業について、地方自治法施行令の規定により報告するものであります。

次に、報告第3号は、令和3年度和気町簡易水道事業会計の繰越計算書でありまして、令和3年度から令和4年度へ繰り越した事業について、地方公営企業法の規定により報告するものであります。

以上、説明申し上げましたが、詳細につきましては担当課長に説明をさせますので、よろしく願いいたします。

○議長(山本泰正君) 次に、報告第1号から報告第3号までの3件について順次細部説明を求めます。

財政課長 海野君。

○財政課長(海野 均君) 報告第1号説明した。

○議長(山本泰正君) 上下水道課長 田村君。

○上下水道課長(田村正晃君) 報告第2号・報告第3号説明した。

○議長(山本泰正君) 以上で報告第1号から報告第3号までの3件の報告を終わります。

(日程第5)

○議長(山本泰正君) 日程第5、議案第42号岡山県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び組合規約の変更についてを議題とし、提出者の説明を求めます。

町長 太田君。

○町長(太田啓補君) それでは、議案第42号につきまして提案理由を御説明申し上げます。

議案第42号の岡山県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び組合規約の変更についてであります。岡山県市町村総合事務組合に加入している竹川組合が令和4年3月31日をもって解散したことに伴い、当該組合が岡山県市町村総合事務組合から脱退することについての承認及び組合規約の変更についての議会の議決を求めるものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、詳細につきましては担当課長に説明をさせますので、御審議、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長(山本泰正君) 次に、議案第42号の細部説明を求めます。

総務課長 永宗君。

○総務課長(永宗宣之君) 議案第42号説明した。

○議長(山本泰正君) これから、議案第42号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「質疑なし」の声あり]

○議長(山本泰正君) 質疑なしと認め、議案第42号の質疑を終わります。

お諮りします。

議案第42号を総務文教常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 異議なしと認めます。

したがって議案第42号は、総務文教常任委員会に付託することに決定しました。

（日程第6）

○議長（山本泰正君） 日程第6、議案第43号令和4年度和気町一般会計補正予算（第2号）についてを議題とし、提出者の説明を求めます。

町長 太田君。

○町長（太田啓補君） それでは、議案第43号につきまして提案理由を御説明申し上げます。

議案第43号の令和4年度和気町一般会計補正予算（第2号）についてであります。この補正は、既定の予算に2億8,449万8,000円を追加し、予算の総額を8億2,449万8,000円とするもので、主な内容は、歳入では、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、スポーツ振興くじ助成金、過疎対策事業債等の追加、歳出では、新型コロナウイルスワクチン接種事業、地方創生臨時交付金事業、観光施設工事、道路新設改良工事、排水路整備工事等の追加をするものであります。

以上、御説明申し上げましたが、詳細につきましては担当課長に説明をさせますので、御審議、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（山本泰正君） 次に、議案第43号の細部説明を求めます。

財政課長 海野君。

○財政課長（海野 均君） 議案第43号説明した。

○議長（山本泰正君） ここで場内の時計が、10時15分まで暫時休憩といたします。

午前 9時57分 休憩

午前10時15分 再開

○議長（山本泰正君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

これから議案第43号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

9番 西中君。

○9番（西中純一君） 何個か質問させてもらいます。

24ページの総務債、緊急防災・減災事業債、3,130万円、音声告知放送システム整備事業です。歳出で言うと、26ページ、委託料、3,285万円です。設計委託料が3,135万円、設計監理委託料が150万円、26ページの情報通信施設管理費の委託料だと思うんですけど、歳出のほうは、これについて、音声告知端末を改修、よくするんだというふうなことだったんですけど、システム全体をもうこれやり替えてしまうんですか。いわゆるスピーカーとかそういうものもあるし、全体のそういう、光ファイバーを引いた、そっからまたスピーカーがついてやりよう、それからもう一つは家庭の端末とあるんで、全部やり替えるのか、その辺の概要が分からないので、まず概要を教えてくださいたいと思います。

それで、これはもう今年で完了するんですか、その辺もお願いします。

それから、26ページの地方創生推進費で、負担金・補助及び交付金、職員研修負担金119万5,000円。これ、たしかドローンの研修というふうに言われたと思うんですけど、どのような研修をやられるのか。いわゆるFDDI社へ行って研修するのか、自主的に研修するのか、その内容が全く分からないので、それを教えてもらえますか。

それから、28ページです。林業振興費で、負担金・補助及び交付金200万円。老朽したイノシシ防護柵を直すというふうなことで言われたように思うんですけど、これは十何年前に一度、何億円ってかけて設置したイノシシの柵か何かじゃないかなと思うんですけど、これ、特定の地域でそういう補助が出るんですか。いわゆる全町的に、これまた、穴が空いたりしていろいろやってほしいとか、いろんな声があるんですけど、その辺のちょっと説明をお願いします。

それから、30ページの商工費の工事請負費で観光施設工事費5,308万円。ロマンツェのテニスコートとかなんとか言われたように思うんですけど、ちょっと内容が分からないので、もうちょっと詳しく教えていただきたいと思います。

それから、その下の土木費の住宅管理費、解体工事費、200万円で解体工事と。長楽団地で、事故物件だというふうには聞いてるんですけど、あれはたしか2軒が合わさったような格好なんで、それはもう2軒とも隣も含めて解体するんですか。その内容がちょっと分からなかったんで、それも教えてください。

それから、36ページ、学校給食共同調理場費の施設備品購入費となっているんですが、これはエアコンを直すということだったんじゃないかなとは思いますが、46万2,000円、何かちょっとまだプラスアルファ、備品を購入するんですか。これ、何を買うのか、ちょっと教えてもらえたらと思います。

それから、そのエアコンは、じゃあ設置というか、そのものはもう終わってるんですか、分かればそれも教えてもらえますか。

○議長（山本泰正君） 財政課長 海野君。

○財政課長（海野 均君） まず、24ページの音声告知放送システムの整備事業、総務債で上がってる歳入に対しまして、歳出では26ページ、制作委託料ということで、こちら音声告知放送システムの改修費用でございまして、現在使用しております音声告知システムについては、光ファイバーの整備と併せて平成22年に整備をいたしました。12年近く経過しております、そのシステムの保守等の終了が、令和6年度にシステム保守が完了するというので、古くなって完了するというので、そちらの改修が必要になってくる。そこでの改修費用を計上しております。光ファイバーそのものというよりも、先ほど言われた屋外のスピーカー等の設備の切替え、それに係るシステム更新等を考えております。一方で、既存の和気町独自のそういった音声告知システムでこれまで運用してきたんですけども、最近、スマートフォン等を活用して、既にお持ちになられているそういったスマートフォンでの告知放送に代わるようなシステムも考えられないかということで、費用的なもの、利便性、そういったことを併せて検討して、令和4年度、令和5年度にかけてシステムの改修、あるいは工事、令和6年度にはサービスを開始ができるように考えまして、そちらの設計委託を計上いたしております。

○議長（山本泰正君） まち経営課長 寺尾君。

○まち経営課長（寺尾純一君） 失礼いたします。

それでは、私のほうからは26ページの地方創生推進費の負担金・補助及び交付金の職員研修負担金、ドローンの講習のことでございます。そちらにつきましてお答えさせていただきます。

まず、現在、和気町では、7名の職員がドローンの民間資格を所有しております、観光や移住といったPR、それからあと災害時等の現地確認、そういったものにドローンを活用させていただいております。行政におけるドローンの活用というのは、今後また、施設点検、それから測量等、幅広い分野で取り入れられていくことが見込まれております。現時点では、ドローンとかの撮影、空撮とかの撮影です。そういったものが必要な場合には、有資格者がいない課におきましては、他課に応援を頼んで業務をやっているという状況ではございますが、業務のスケジュールの兼ね合い等でなかなか調整がつかないという場合もございます。そういったようなことから、やっぱり有資格者が人事異動等で異動したとか、そういった場合のことも考えて、有資格者を増やしていくという必要もあるというふうにも考えております。そういった中で、今回、安全運航管理者コースと

いう、今ほかの職員が持っているのと同じコースのほうへ2名、それと安全運航管理者コースとプラス測量コース、こちら測量の、実際に具体的に作業をするというふうなものコースのほうへ1名という、3名分の予算を計上させていただいております。実際、こちらの講習の場所ですけれども、今現在ではやはり町内にあるFD D I社に、何もないとそこに行かせていただくというふうな形で考えております。もちろん他県とか、ほかのところもございませうけれども、そういった場合には、やはり時間的なもの、それから県外ですと出張費、そういったような経費もかかりますので、もちろん町内にあるところがあれば、それはもうそういったところでやらせていただくのが通常であると思っておりますので、そちらでの講習を想定しております。

○議長（山本泰正君） 産業振興課参与 豊福君。

○産業振興課参与（豊福真治君） それでは、私のほうからは28ページ、農作物鳥獣害防止対策事業補助金について説明をさせていただきます。

これにつきましては、議員がおっしゃったとおりでございます、平成23年から平成25年にかけて町内で一斉に整備をいたしました防護柵277キロメートル、これが現在かなり老朽しております、穴が空いたり倒れたりいたしております。大規模な修繕等が発生いたしておりますので、これに対して予算措置を行うものでございます。よろしくお願ひします。

○議長（山本泰正君） 総務事業課長 久永君。

○総務事業課長（久永敏博君） 失礼いたします。

30ページの観光施設工事費の内訳でございますが、まずテニスコートの改修に5,000万円、totoの看板設置に8万円、それと、これは益原に設けます観光施設、あずまやの工事費に300万円の内訳になっております。

○議長（山本泰正君） 都市建設課長 西本君。

○都市建設課長（西本幸司君） 失礼いたします。

長楽団地の解体の件でございますが、建物の構造といたしまして、平屋の構造で別々の建物でございます。あくまでも見た目が一体の建物というふうに見えますが、その部分につきましては小規模な倉庫部分がかっついておるということございまして、あくまでもその部分の養生をしながらいくということで、隣も住んでおりますので、片方の分、10号棟だけ壊すということでございます。

○議長（山本泰正君） 教育次長 万代君。

○教育次長（万代 明君） 失礼します。

36ページの備品購入費、施設備品購入費ですが、こちらは和気学校給食共同調理場の業務用冷蔵庫の調子が悪いということで購入するものでございます。

佐伯学校給食共同調理場のエアコン修繕につきましては、これから入札の予定でございます。

○議長（山本泰正君） 9番 西中君。

○9番（西中純一君） 若干質問させていただきます。

光ファイバーについては、今あるものの更新というか、それと、あと新たにスマートフォンでの告知とか、そういうふうなことができるかどうか、その点についても新たに検討するというふうなことです。これは大体分かりました。令和6年に事業開始できるように準備をします。

それから、ロマンツェの分が、テニスコートが5,000万円、看板が8万円で、益原のあずまやというのが300万円ですか、よく分からなかったんで、それ、益原にあるんですか。ちょっとそこが何て言われたんか、もう一遍、300万円は何ですか。

それから、備品購入は分かりました。これは和気中学校のところに和気学校給食共同調理場ですね。

それから、林業振興費は、その修繕だと、平成23年から平成25年にかけてということなん。だから、こ

れ、特定の場所をするんですか。今後、そういうほかからも要望が出たらするのか、ちょっとその辺の、どこをするのかというのがよく分からなかったんで、そこをもう一遍お願いします。

○議長（山本泰正君） 産業振興課参与 豊福君。

○産業振興課参与（豊福真治君） 失礼します。

それでは、30ページ、観光施設工事費の内訳の中で300万円、片鉄ロマン街道のあずまや整備に関することについての説明をさせていただきます。

場所は益原のドームがあります自転車道の敷地になりますが、のり面に対してちょっと広がっておりますんで、益原駅の跡地でございます。ここに約4メートル掛ける2.5メートルの木造のあずまやを建てて、自転車道を実際楽しんでいただく方に休憩をしてもらうとか、そういうふうなものに使っていただくということで計画いたしております。

次に、防護柵の関係で、修繕の場所が決まっているかについてですが、現在まだ申請はございません。相談は何件か受けておりますが、今現在、まだ決まっております。

○議長（山本泰正君） 9番 西中君。

○9番（西中純一君） そしたら、今、新たにあずまやをするということですね。それは分かりました。

それから、今の林業振興費は、じゃあこれから新たにそういう申請があれば受けますよと。新規にそういう修理等の要望があればやると。それはもうほんなら要項とか、そういうものはできているんですか。どういうふうにするのか、ちょっと教えて。

○議長（山本泰正君） 産業振興課参与 豊福君。

○産業振興課参与（豊福真治君） 要項はできております。メートル500円を上限として補助をするものでございます。実際に出てきてみないと分かりませんが、必要があれば、補正等で対応もいたしていかにやいけないかなというふうに考えております。

（9番 西中純一君「ありがとうございます」の声あり）

○議長（山本泰正君） ほかに質疑はありませんか。

7番 万代君。

○7番（万代哲央君） 26ページの繰出金の、和気鶴飼谷温泉事業特別会計繰出金ということですけど、これが37ページに、この地方創生臨時交付金を使って出すということで、Cのところは1,155万円と、こういうことが上がっておりますけど、町長にお尋ねいたしたいと思います。こういう、一般会計から、総務費から温泉に繰り出すというのは、私も議員になってからもう何回こういうことがあるのかなという思い。旧態依然としてまた、町長が替わられてもこういうことをやっていくのかなというふうな、ちょっと極端な言い方かもしれませんが、これが予算の組み方の中ではあるということだと思っておりますけど、特に今回のように、37ページにありますけど、コロナの感染症対応の地方創生臨時交付金として2,490万円あって、そのうちの半分足らずの1,155万円をこの温泉に使えるから使っているわけですよ。最初の諸般の報告でもあったと思いますけど、財調も使わずに済んだ、幾ら言われたかな。6億5,000万円近くのお金が余る。そのうちの3億2,000万円ぐらいた繰り越すというような、財調43億円言われましたが、それぐらいあるわけでしょう。そういう中で、こういう、新町長になられてもまだ、ちょっとまだというのは言い過ぎですけど、こういうような予算組みをするというのは、ちょっとその辺のところを聞かせてほしいんです。どういう考えか。特にコロナウイルスの感染対策として交付金が出てくるわけですから、まだほかにも使えると思うんですよ、1,155万円あれば。これはCのところはどうしても必要なんなら、温泉のところが必要なんなら、一般会計からでも出せるんじゃないですか、これを使わなくても。という、ついつい手を挙げたい、そういう思いなんです。その辺のところをまずちょっと聞かせてもらえますか。どのようなことで判断したのか。というか、ちょっとあれですけど、

ほかにコロナ対策として使うところがないからこれを使おうかというような、悪く取ればそういうふうにも取れますよね。だけど、もっと積極的に町民の人を支援するという意味で、この地方創生臨時交付金は使えるんじゃないですか。そう思えるんですけど、いかがですか。

○議長（山本泰正君） 町長 太田君。

○町長（太田啓補君） 万代議員の質疑にお答えをしたいと思います。

今まで、このコロナの臨時交付金の使い方、いろいろ議論をされてまいりました。私も万代議員が言われるようなことも考えるところでございますけれども、今まで空調設備だとか、いろんなことにつきましては、他の施設にも使った経緯もございます。このたび、温泉もそうしたことも考えて、今回の交付金を使おうかという判断をいたしました。単純に今回の交付金を使ったということではなくて、今後、コロナが収束をしていくということ、アフターコロナであったりウイズコロナと言われる、コロナも含めてです。その中で共生をしていくというようなことも勘案しながら、そうしたことを見据えた事業を展開するということで、今回、このコロナの交付金を使わせていただいたということでございます。当然、今までにもこうしたエアコンなんかの購入にコロナの交付金を使っているということもございまして、充当するメニューの中にも入ってますので、違法な使い方ではないということの判断で、今回、使わせていただいたという経緯でございます。

○議長（山本泰正君） 7番 万代君。

○7番（万代哲央君） 答弁いただきましたんで、この空調修理、これにこのコロナの地方創生臨時交付金ありきというふう聞こえます。私はほかにも町民の皆さんのための支援というのはあると思います。そのことだけ言っときたいと思います。賛成はしますけど、私はそう思います。

それから、もう一点、お聞かせください。これは、28ページの商工振興費の18番の負担金・補助及び交付金の50万円なんですけど、これ、当初には上がってなかったんじゃないかなと、ちょっとはつきり覚えていませんけど。これはそういう申請があるんか、もしあるんであればどういう職種なんか、それからどこの場所にできるのかというようなことをちょっとお尋ねします。

○議長（山本泰正君） 産業振興課参与 豊福君。

○産業振興課参与（豊福真治君） 28ページ、起業支援補助金です。こちらの内訳でございますが、創業塾を受講されました方が実際に起業なさった場合に、1人10万円、これを5件分計上いたしております。これにつきましては、既に備前市、瀬戸内市で制度がございまして、このたび和気町についてもそういった制度を導入するものでございます。

○議長（山本泰正君） 7番 万代君。

○7番（万代哲央君） ちょっとよく分からなかったんですけど、また後からお尋ねしましょうか。そういう制度というのがちょっと分からないんですけど。そこをちょっと教えていただけますか。

○議長（山本泰正君） 産業振興課参与 豊福君。

○産業振興課参与（豊福真治君） 創業塾って言いまして、実際に個人で起業なさりたい方、そういった方が受ける塾がございまして、これを備前市と瀬戸内市と和気町で実際にやっております。そこに参加なさって、実際に創業塾で勉強なさった方が晴れて起業なさるっていうタイミングにおいて、10万円を上限に補助をするものでございます。

○議長（山本泰正君） 7番 万代君。

○7番（万代哲央君） ありがとうございます。じゃあ、5人されるということですか。分かりました。

○議長（山本泰正君） 町長 太田君。

○町長（太田啓補君） 少し補足をさせていただきますと、令和2年度には6人の方に補助をさせていただいています。令和3年度が創業塾の受講者6人、2年と3年と6人、6人ということで、そして今年度、5人ぐらか

なということで、予算手当てをしてるということです。

○議長（山本泰正君） 町長 太田君。

○町長（太田啓補君） すいません、私の理解不足でした。令和2年、3年と6人、6人が受講をしているということで、今年度、ここで受講をして創業した人に奨励金10万円を交付するという制度を新たにつくるということのようでありました。どうもすいません。

○議長（山本泰正君） ほかに質疑はありませんか。

8番 広瀬君。

○8番（広瀬正男君） 32ページの工事請負費、第3分団の消防機庫の解体だと思うんですが、この跡を駐車場に使わせていただけるということなんですが、この駐車場はどういう使い方になるんでしょうか。というのが、そのすぐ隣が日笠下区のコミュニティハウスになつとんです。そこが駐車場が狭くて、今違う場所に止めてるんですが、ここらに使わせていただけるんか、また誰が止めてもいいような方法になるのか、ちょっとそこらあたりを教えてください。

○議長（山本泰正君） 教育次長 万代君。

○教育次長（万代 明君） このたびの補正でも、一応駐車場整備ということで予算計上をさせていただいておりますが、日笠地区公民館の一連の駐車場として、今後管理をさせていただこうかなと考えております。

○議長（山本泰正君） 8番 広瀬君。

○8番（広瀬正男君） ということは、地区館の駐車場になるということは、塀で柵をして止めないようにするのか、もしくは地区館が使っていないときはそこに止めてもいい、使用してもいいということでしょうか。

○議長（山本泰正君） 教育次長 万代君。

○教育次長（万代 明君） まだ現実に運用形態については今後検討させていただきますが、地区公民館なので、どなたでも本来なら活用できるものでございます。

○議長（山本泰正君） 8番 広瀬君。

○8番（広瀬正男君） ありがとうございます。

ちょっともう一件、この34ページの工事請負費、社会教育施設工事費、これは吉井川のリバーサイドの下のグラウンドの件だと思うんですが、予算はマイナスになっているんですが、ちょっと聞いた話で、関連として教えていただけるのであれば教えていただきたいというのが、芝生を張る上で、告知放送で募集をしてました。これが現在どのくらい来ているのか。また、この時期に、24、25日だったですか。やるという話ですが、この時期、要するに吉井川の水が出る時期です。こういう時期に張り替えて、もしまた大水が出た場合、流されないのかどうか。そこらあたりもちょっと心配なんですけど、関連で、分かる範囲で教えていただけるのであればお願いします。

○議長（山本泰正君） 社会教育課長代理 森元君。

○社会教育課長代理（森元純一君） 失礼します。

今の質問ですが、まだ募集期間中ですので、具体的な人数というところまではいっていないんですけども、IPUの学生さんたちも協力してくださるということで、今現在、80名ほどは集まっております。まだ現在募集中なところなんです。

もう一つですけれども、この季節でポット苗を植えることで、8月上旬には根がつくという形で、今じゃないといけないということで、逆にこの季節にさせていただこうというふうに、今計画中です。よろしく願いいたします。

○議長（山本泰正君） 8番 広瀬君。

○8番（広瀬正男君） ありがとうございます。取りあえず、根がつくまでに大水が出んことを願ってますん

で。大変、手がかかる仕事ですから、若い人も応援して下さるそうですけど、私も出れたら出たいと思いますんで、頑張ってください。ありがとうございました。

○議長（山本泰正君） ほかに質疑はありませんか。

6番 居樹君。

○6番（居樹 豊君） 概略、24ページですけれども、その他雑入でスポーツ振興くじ助成金の2,268万円、コミュニティ助成事業補助金の1,000万円ということで、詳しくは、これ申請されたということでしょうけども、これ、毎回なんか分かんけども、この申請の中身といいますか、これはあと関係、町内であとの他の施設にも運用できるような、例えばロマンツェのテニスコートだけじゃなしに、あとスポーツ関係、そういう施設の拡大ができるのであれば、今後、もう少しそういうことも含めて出そうというようなことの意向も考えたのかどうか、それを1つと、それから、これは確認ですけども、交付金の使途の中で、これ、37ページですか。出産祝金、私、前からワンパターンで言っとったんですけど、これは確認の意味ですけども、今回は交付金のお金を手渡しするけども、これ、通年の一つの制度としてできるというふうに、私、理解しとんで、来年度以降についてはもう通常の一般財源でというように理解していいのか、それ、確認だけです。お願いします。

○議長（山本泰正君） 総務事業課長 久永君。

○総務事業課長（久永敏博君） それでは、失礼いたします。

居樹議員の24ページ、スポーツ振興くじの助成金のことについてお答えします。

事業を進めるに当たって、申請の受付が、昨年の11月から受付が始まりました。それまでに、10月頃から準備をいたしておまして、totoの事務局と打合せをしまして、内容等、この事業、こういう内容でしたら助成金の対象になるということのやり取りしながら進めておりましたので、その結果、予算がつくということなので、今回、こういう計上のさせ方をいたしております。

内容といたしまして、テニスコートの人工芝の張り替えなんですけど、この事業は、1件当たり助成経費の限度額が4,000万円、それに対して補助の限度額が4分の3の3,000万円が対象の限度額となっております。今回、町のほうで申請した額に対して80%の補助がつかまして、補助で2,268万円の交付金の決定がなされております。

○議長（山本泰正君） 財政課長 海野君。

○財政課長（海野 均君） 37ページのコロナ交付金の充当先として、今回、新生児出産祝金の支援事業1,070万円に充当いたしております。令和2年度、令和3年度においても、金額は10万円と違うんですけども、同様に、令和2年度、令和3年度も新生児の出産祝金の支援に対してコロナの交付金を充当して、今年度もそういった趣旨にのっとり、コロナ禍において新生児の子育てを支援ということで、過去にも国のほうでお認めいただいておりますので、そういったことに充当させていただきました。来年以降、このコロナの交付金の配付の金額についてまだ分かりませんので、当然、当初予算でも計上いたしておりますので、そうなった際には一般財源でも事業を行うというふうには考えております。

○議長（山本泰正君） 6番 居樹君。

○6番（居樹 豊君） 2件とも内容は理解しましたけども、totoというんか、くじの、これはいい制度で、これだけの収入を得とんでいいんですけど、あとその他、これから、今後のこととして、そういう対象の範囲になる和気町のスポーツ施設といいますか、その辺をちょっと私、全くだいい制度だけでも、活用できるものならもっとせにやあいけんのんじゃけども、これ、目新しいなと思ったものでお聞きしたんですけども。あと拡大、毎年できるものなら、駄目もとで言うたらおかしいけども、ちょっと事務局に申請するとかというような、佐伯庁舎だけじゃなしに、全域でどうかと思ひまして、今回はたまたま佐伯の内容ですけども、ほかに対象として考えられるのがあるのであれば、お教えいただきたいと思ひます。

○議長（山本泰正君） 教育長 徳永君。

○教育長（徳永昭伸君） 失礼します。

先ほどtotoの補助事業についての御質問をいただきました。我々も行政としてはもちろんのこと、有利な補助事業があったら、常にそういうあたりについてはアンテナを張って、和気町に活用できるものであれば活用していくと、そういう姿勢で行っております。今回の芝生の事業につきましても、これ、toto（「JFA」と後刻訂正）の助成を受けて、ただでポット苗をいただけるということで取り組んでおるわけです。ただ、toto（「JFA」と後刻訂正）、いろいろな条件がありまして、今回の芝生の場合には、住民が参加をして植えると、そうでないと芝生のほうはいただけないというようなことがありまして、広く住民に呼びかけをしてやっていただくと。また時期がこの時期じゃないといけないというような条件もありまして、先ほど、広瀬議員からも言われたんですけども、この時期にということもあるんですけども、これ時期ずらすということで、toto（「JFA」と後刻訂正）のほうにもお話をしたんですけども、これは駄目だということで、この時期にさせていただく。そういう形で、今後も、我々行政としてはこのメニューを見極めながら、ぜひ和気町で有利なスポーツ振興に関わるような事業がありましたら、積極的に参加をさせていただこうと思っております。

○議長（山本泰正君） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

3番 従野君。

○3番（従野 勝君） 28ページのイノシシの防護柵の件なんですけど、何年もたって、補修というような話になっとんですが、旧和気町の防護柵のほうは背が高いんですよ。大体2メートル近くあって、折り曲げたり、そういう金網が配付されとんです。ところが旧佐伯町のほうは1.2メートルの金網を、どういうことで旧和気町と旧佐伯町とそういう差が出とんかよう分からんのじゃけど、実際問題として、今、1.2メートルの金網で防護しとんですけど、鹿には効果がないんですよ。最近、運動能力がよくなったんかもしらんけど、鹿の。飛び越えてくる。そういうことで、産業振興課長にはそういう地域の防護柵も対象になるかと言うとんじゃけど、今日出てきてないんじゃけど、そのあたりはどうふうになるのか。そうせんと、柵はなるほどしとんじゃけど、飛び越えとんです。だから、柵として役に立ってない。そういう部分が非常に多いんで、そのあたりをどうすんならというて聞いとんじゃけど、その辺をもう一つ検討してもらうんと、これは補助率2分の1の事業ですよ。補助率はどうなっとんですか。全額、町が持つわけじゃないでしょ。それはまあ後でもええわ。だから、そういうふうな、非常に困るとんから、困るとん部分が多くて、柵をせっかくしとんだけ効果になってないと。だから、その辺のことも併せてどういうふうにこれから検討するんか、話を聞かせてもらいたいんです。特に補助率2分の1というあれだったら、非常に厳しいんで。前回はもうほとんど無償で、なおかつ設置費用まで出た、あれは国の事業だったもんですからあれだけでも、今回は町独自で予算を上げとると。じゃが、しかし200万円そこらだったらどうにもならん金額だろうと思うんで、今後どうふうにするか、対応を検討してもらいたいなと。即答できんのんだろうけども、その問題についてやっぱり考えといてもらわんと、非常に多くの人が何とかならんかというて、国とか県とかに要望できんのかということも言うて、産業振興課長のほうには言うとんだけど、返事が返ってきてねえんじゃけど、その辺も併せてぜひ検討してもらいたいんで。今後、町としてどういうふうに考えていただけるか、回答ができればしていただければありがたいんですけど。

○議長（山本泰正君） 産業振興課参与 豊福君。

○産業振興課参与（豊福真治君） 28ページ、農作物の鳥獣害防止対策事業についてでございます。

御質問のございました修繕と更新、これを対象といたしておりますので、議員のおっしゃるとおり、更新を行う場合でも補助金の対象といたすこととしております。

で、なぜ1.8メートルと1.2メートルと地域によって差がついたのかということについては、ちょっと

我々も、現在のところ、そういった情報が入っていないので知らなかったんですが、その辺について、1.8メートルのものに置き換えていくということについても補助金の対象になります。

それから、補助の内容ですが、2分の1補助っていうことでなくて、メートル500円を上限に補助をするということですので、そういった補助内容でございます。

○議長（山本泰正君） 3番 従野君。

○3番（従野 勝君） だから、今度のこの対象では前に壊れた部分だけ、そういうことじゃねんか。

（産業振興課参与 豊福真治君「いや、できます」の声あり）

ん。

（産業振興課参与 豊福真治君「1,200のものを1,800に換えたりするの الممكن」の声あり）

○議長（山本泰正君） 手を挙げて。

（産業振興課参与 豊福真治君「すいません」の声あり）

○3番（従野 勝君） いや、ほんならそれでもいいんだけど、要は、それだったら、もう200万円やそこらじゃ、とてもじゃない話なんで、あと結局どういうふうにとんか、それをちょっと聞いとかん。多分、今日のあれじゃったら、聞いとるんがおるかも分からんので、後で答えられんので。非常に今、イノシシよりも鹿の害のほうが多いんで、その辺を何とかしてあげるといことも非常に大事なことじゃないかと思うんで、補正予算組むんかどうかわかりませんが、1.2メートルを2メートルの、いわゆる垣として役に立つものにするのにも対象になるって今言うたんじゃろ。じゃから、それをどういうふうにするかというのを、恐らく殺到すると思うんですよ。だから、その辺をうまいことやらんと、してもらえる人としてもらえない人とでえらいことになるような気もするんで、その辺をどういうふうにするか、もうちょっと煮詰めた話をしてもらったほうがいいと思うんで、今日の話は参考に聞いとくけど、取りあえず町として、今後どういうふうにするか、対策を。町長、ひとつよろしくお願いします。

○議長（山本泰正君） 町長 太田君。

○町長（太田啓補君） すいません。先ほど豊福参与のほうから答弁ありましたけれども、今回の事業の補助金の関係については、防護策の修繕費を補助するというので、500円掛ける4,000メートルで200万円ということを考えていますので、新しい柵というようなことは考えてないということです。

従野議員のほうから要望がございましたその件につきましては、今後また検討をさせていただくということで、よろしくお願ひしたいと思ひます。常任委員会の中でもまた説明をさせていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

○議長（山本泰正君） ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 質疑なしと認め、議案第43号の質疑を終わります。

お諮りします。

議案第43号を総務文教常任委員会及び厚生産業常任委員会、並びに和気鶴飼谷温泉事業特別委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 異議なしと認めます。

したがって議案第43号を、総務文教常任委員会及び厚生産業常任委員会、並びに和気鶴飼谷温泉事業特別委員会に付託することに決定しました。

ここで場内の時計が、11時15分まで暫時休憩といたします。

午前11時03分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（山本泰正君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（日程第7）

○議長（山本泰正君） 日程第7、議案第44号から議案第47号までの4件を一括議題とし、提出者の説明を求めます。

町長 太田君。

○町長（太田啓補君） それでは、議案第44号から議案第47号までの4議案につきまして提案理由を説明いたします。

まず、議案第44号の令和4年度和気町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

この補正は既定の予算に100万円を追加し、予算総額を10億6,700万円とするもので、内容は、和気浄化センター脱水制御盤更新工事設計業務であります。

次に、議案第45号の令和4年度和気町和気鶴飼谷温泉事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。この補正は既定の予算に2,395万円を追加し、予算総額を3億8,185万円とするもので、主な内容は、歳入で一般会計繰入金、観光施設事業債を追加し、歳出では事業費の需用費、委託料、工事請負費を追加し、予備費で調整するものであります。

次に、議案第46号の令和4年度和気町上水道事業会計補正予算（第1号）についてであります。資本的収入において3,350万円を追加し、予算総額を3,433万8,000円にするもので、資本的支出において3,350万円を追加し、予算総額を3,719万2,000円とするものであります。主な内容は、駅前地内配水管布設替工事、益原地内配水管減圧弁設置工事等であります。

次に、議案第47号の令和4年度和気町簡易水道事業会計補正予算（第1号）についてであります。資本的収入において9,430万円を追加し、予算総額を1億6,226万5,000円にするもので、資本的支出において9,430万円を追加し、予算総額を1億8,855万3,000円とするものであります。主な内容は、石生配水池増設工事、清水地内配水管布設替工事、和気地域簡易水道無線テレメータ設備更新工事等であります。

以上、御説明申し上げましたが、詳細につきましては担当課長に説明させますので、御審議、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（山本泰正君） 次に、議案第44号から議案第47号までの4件、順次細部説明を求めます。

上下水道課長 田村君。

○上下水道課長（田村正晃君） 議案第44号説明した。

○議長（山本泰正君） 財政課長 海野君。

○財政課長（海野 均君） 議案第45号説明した。

○議長（山本泰正君） 上下水道課長 田村君。

○上下水道課長（田村正晃君） 議案第46号・議案第47号説明した。

○議長（山本泰正君） これから議案第44号令和4年度和気町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 質疑なしと認め、議案第44号の質疑を終わります。

お諮りします。

議案第44号を厚生産業常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 異議なしと認めます。

したがって議案第44号を、厚生産業常任委員会に付託することに決定しました。

次に、議案第45号令和4年度和気町和気鶴飼谷温泉事業特別会計補正予算（第1号）についての質疑はありませんか。

9番 西中君。

○9番（西中純一君） 66ページの工事請負費で、観光施設工事費1,892万円ということなんですが、3つぐらい、レストラン内の施設等、いろいろあった、これ大きいものはガスバルク充填の施設じゃないかなと。要するにプロパンガスを充填というて、液体そのものを持ってきて、それで充填するやつじゃないかなと思うんです。それはどれぐらいかかるのかなというのは教えてもらいたいと思います。これあれじゃったらですけど、浅野産業か何かやっぱしこれは持ってきてるんですか。もしそれが分かれば教えてください。お願いします。

○議長（山本泰正君） 財政課長 海野君。

○財政課長（海野 均君） 66ページの観光施設工事費の内訳につきましては、3つ、先ほど説明したんですけれども、厨房内の空調とレストラン内の空調と、議員、今おっしゃられたガスバルク貯槽の取替え。おっしゃられたとおり、ガスバルク貯槽の取替えが一番費用がかかっておりまして、工事請負費用としては847万円となっております。こちらについては、現在使用しておりますのが平成15年に製造されたものを使用しております。製造後20年経過したものは適合検査に合格する必要があるということで、今回、そちらの費用がかかるのか、新たに入れ換えたほうがいいのかという検討を行った上で、工事費のほうを設定し、計画予定としております。

受入れ業者については、ちょっと手元に資料がないのでお答えできませんので、よろしく願いいたします。

○議長（山本泰正君） 9番 西中君。

○9番（西中純一君） 847万円ですか、ガスバルクの充填設備。これは、だからちょっと不規則発言というか、業者はどこでも、そのバルクの充填の設備があるものが来れば、今1つ会社を言うてしまったんですが、じゃあない、どこでもできるということなんですよ、あれは、ガスの。要するに、ガスヒートポンプというか、空調なんかもそのガスでやってるんじゃないかなと思うんですけど、それもちょっと教えて。

○議長（山本泰正君） 財政課長 海野君。

○財政課長（海野 均君） ガスの貯槽設備なので、恐らく業者はそういった取扱いの可能な業者であればできるというふうに考えております。

（9番 西中純一君「分かりました」の声あり）

○議長（山本泰正君） ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 質疑なしと認め、議案第45号の質疑を終わります。

お諮りします。

議案第45号を和気鶴飼谷温泉事業特別委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 異議なしと認めます。

したがって議案第45号は、和気鶴飼谷温泉事業特別委員会に付託することに決定しました。

次に、議案第46号及び議案第47号の2件について質疑を行います。

まず、議案第46号令和4年度和気町上水道事業会計補正予算（第1号）について質疑はありませんか。

2番 尾崎君。

○2番(尾崎智美君) 72ページの3番と4番で、取水ポンプ1基の場合と2基の場合で、2基のほうが値段が安くなってるのはなぜでしょうか。

○議長(山本泰正君) 上下水道課長 田村君。

○上下水道課長(田村正晃君) 単純に言いますとポンプの大きさによるものです。予定能力によってもポンプの金額ってというのは変わってまいりますので、こういうことになっております。

(2番 尾崎智美君「分かりました」の声あり)

○議長(山本泰正君) よろしい。

ほかに質疑はありませんか。

9番 西中君。

○9番(西中純一君) 71ページの工事請負費の駅前地内配水管布設替工事と書いてあるんですけど、これは何メートルぐらいやられるのか。要するに今後、インフラ整備でこういうことがどんどん出てくるんじゃないかなとは思っただけけれど、管理上の問題でその駅前の何メートルかを今回やるということなんですかね。ちょっと教えてもらえますか。

○議長(山本泰正君) 上下水道課長 田村君。

○上下水道課長(田村正晃君) 72ページの参考資料につけておりますが、延長が、約92メートルでございます。それで、今回更新をいたすものにつきましては、昨年の3年のルートであると、あそこのキョクトー印刷の前の踏切の手前を横断するようになっておりました。あそこはもちろん車の量も多いので、あそこを道を掘って水道管をするというようなことを考えると、やはり支障もありますので、少しルートを考えて、今回は少し踏切から離れたところを止めて、道を横断してやっていこうというふうに思っております。昨年の3年のときに、参考資料にも書かせていただいておりましたが、石綿管が一部ございました。それにつきまして更新をしていきたいというふうに思っております。

○議長(山本泰正君) よろしいか。

(9番 西中純一君「はい、分かりました」の声あり)

ほかに質疑はありませんか。

[「質疑なし」の声あり]

○議長(山本泰正君) 質疑なしと認め、次に議案第47号令と4年度和気町簡易水道事業会計補正予算(第1号)について質疑はありませんか。

2番 尾崎君。

○2番(尾崎智美君) 79ページの事業実施理由のところ、南部水源井戸の水位が慢性的に低い状態が近年続いており、今後の回復が見込めない状態にあるということですが、この原因は分かっているのでしょうか。

○議長(山本泰正君) 上下水道課長 田村君。

○上下水道課長(田村正晃君) 理由につきましては、いろいろ理由はあると思いますが、まずは人口が、世帯が増えているということが一番だと思います。営業用のも調べてみたんですが、営業用の水量っていうのはそんなに変わってないんで、と考えるとやはりアパート、それから一戸建ての住宅等の整備をしておりますので、そのあたりで給水人口が増えているということが理由として考えられます。

(2番 尾崎智美君「分かりました」の声あり)

○議長(山本泰正君) ほかに質疑はありませんか。

[「質疑なし」の声あり]

○議長(山本泰正君) 質疑なしと認め、議案第46号及び議案第47号の2件の質疑を終わります。

お諮りします。

議案第46号及び議案第47号の2件を厚生産業常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 異議なしと認めます。

したがって議案第46号及び議案第47号の2件は、厚生産業常任委員会に付託することに決定しました。

（日程第8）

○議長（山本泰正君） 日程第8、請願第1号重度心身障害者医療費助成制度の国の制度化を求める意見書への請願についてを議題とします。

これから請願第1号の紹介議員であります西中純一君から説明を求めます。

9番 西中君。

○9番（西中純一君） 失礼します。

重度心身障害者医療費助成制度の国の制度化を求める意見書への請願ということで、この障害者医療費というのが都道府県によっていろいろと状況が違っていると。市町村によっても若干違うんですが、別添の5ページ見ると、自己負担の導入の自治体が増えていると。岡山県は、これは外れていると思うんですが、ちょっと分かりにくいですね、これ。27都道府県が自己負担を導入したりして、いわゆる増えていると、全額障害者の医療というふうになってないと、いろいろそういう問題があるということで、十分な保障をしていただくという点では、国の制度として重度心身障害者医療費をやってほしいと、そのような意見書を上げてほしいというふうなことです。

とりわけまた2項目では、障害者医療費について、後から返すという制度じゃなくて実物給付をすると、国のペナルティーでいろいろと制限を加えてくるとか、そういうことがあるんで、そういうことやらないように、当面はそういう自治体ごとでやってるんで、そういうペナルティーやめてくれと。

それから、3番目には、当面はそういう財政支援を国がいろいろやってほしいと、統一できない場合は、国として。そういう内容で、意見書を上げて。ちなみに全部出しているわけではないんですけど、この請願は、赤磐市、玉野市、早島町では採択になっているそうです。倉敷市では趣旨採択になっておりますが、意見書は別途、一般の保守系の議員から、これ、意見書上げたほうがいいんじゃないかというふうな意見もあって、趣旨採択でありましたが、意見書は倉敷市議会は上げているというふうなことを聞きました。よろしくお願ひします。

○議長（山本泰正君） これから請願第1号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

西中君、御苦労さまでした。

請願第1号を会議規則第92条第1項の規定によりお手元に配付した請願文書表のとおり厚生産業常任委員会に付託しますので、審議をお願いいたします。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

なお、今回5件の陳情を受理いたしております。議員控室のファイルに整理いたしておりますので、御高覧ください。

6月14日は、午前9時から和気鶴飼谷温泉事業特別委員会が開催されますので、出席方よろしくお願ひします。

本日は、これにて散会します。

午前11時51分 散会

令和4年第3回和気町議会会議録（第11日目）

1. 招集日時 令和4年6月20日 午前9時00分
2. 会議の区分 定例会
3. 会議開閉日時 令和4年6月20日 午前9時00分開議 午後0時00分散会
4. 会議の場所 和気町議会議事堂
5. 出席した議員の番号氏名

1番 今西宏康	2番 尾崎智美	3番 從野勝
4番 神崎良一	5番 山本稔	6番 居樹豊
7番 万代哲央	8番 広瀬正男	9番 西中純一
10番 安東哲矢	11番 当瀬万享	12番 山本泰正
6. 欠席・遅参・早退した議員の番号氏名
なし
7. 説明のため出席した者の職氏名

町長 太田啓補	副町長 今田好泰
教育長 徳永昭伸	総務課長 永宗宣之
危機管理室長 河野憲一	財政課長 海野均
まち経営課長 寺尾純一	税務課長 岡本康彦
生活環境課長 山崎信行	健康福祉課長 松田明久
介護保険課長 井上輝昭	産業振興課長 新田憲一
都市建設課長 西本幸司	上下水道課長 田村正晃
総務事業課長 久永敏博	会計管理者 清水洋右
教育次長 万代明	学校教育課長 國定智子
社会教育課長代理 森元純一	
8. 職務のため出席した者の職氏名
議会事務局長 則枝日出樹
9. 議事日程及び付議事件並びに結果

議事日程	付議事件等	結果
日程第1	一般質問 1. 10番 安東哲矢 2. 6番 居樹豊 3. 1番 今西宏康 4. 4番 神崎良一	

午前9時00分 開議

(開議の宣告)

○議長(山本泰正君) 皆さん、御苦労さまです。

ただいまの出席議員数は、12名です。

したがって、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

(議事日程の報告)

○議長(山本泰正君) 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。御了承を願います。

ここで、議事に先立ち、10日の本会議での発言に関し、教育長から発言の訂正の申出がございます。この際、許可いたします。

教育長 徳永君。

○教育長(徳永昭伸君) おはようございます。失礼します。

去る6月10日の本会議で、議案第43号令和4年度和気町一般会計補正予算(第2号)の質疑の中で、居樹議員からtotoの補助事業に関する御質問がございました。その際、私の答弁で、このたびの吉井川河川グラウンド芝生化整備事業もtotoの補助事業であると説明をさせていただきました。正しくは、JFA、公益財団法人日本サッカー協会の補助事業の誤りでございました。訂正し、おわびを申し上げます。大変申し訳ございませんでした。

(日程第1)

○議長(山本泰正君) 日程第1、一般質問を行います。

一般質問は、会議規則第55条及び第56条の規定に基づき、1人40分以内、同一項目につき質問回数4回以内を原則とし、一問一答方式で行います。なお、時間40分は、質問、答弁を合わせてでございますので、答弁者は特に簡明、的確なる答弁をお願いいたします。

それでは、通告順位に従いまして、10番 安東哲矢君に質問を許可します。

10番 安東君。

○10番(安東哲矢君) 皆さん、おはようございます。

それでは、議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

第1点目は町長の所信表明についてと、第2点目は防犯カメラの設置についての2項目について質問をさせていただきます。

まず、1項目めについて。

太田町長は、5月20日に所信表明をされ、9項目について述べられました。全てを質問するには時間がありませんので、3点について質問をさせていただきます。

1点目は、和気町内を自由に移動できる交通体系を整えていきたい。

現在13路線、64便の運行を行っているが、町営の路線について利用者の少ない路線では空気を運んでいるだけとやゆされている現状でもある。利用者の少ない路線については、見直しを行い、他の施策を検討したい。例えば山間部などで利用者が少ない路線や、便数が少なく利用しにくい路線などは、デマンドタクシーへの転換やタクシーチケットの配付など、実態に即した施策を実行する。無駄を省き、少しでも有効な施策を考える。他の路線についても利用しにくいという声を伺っている。運行ダイヤ再編成など、利用者の方々の声を反映できるようにするとおっしゃっておられます。具体的にどのような形の形態にするのか、お考えをお聞かせください。

2点目に、和気駅周辺整備とエレベーター設置についてですが、まず最初に北口駐車場の拡張を行いたい。JRが使わなくなった引込線跡を買収し、駐車場を拡張したい。既にJR岡山支社と協議に入っている。その事案と並行して、エレベーター設置についてもバリアフリー法にかかわらず、国の補助金を活用できる方法で進め、

J Rの負担がなければ優先順位も早くなる確約をしている。順次準備を進めていくと述べられております。

特にエレベーター設置については、以前より乗降客1日3,000人であれば、国、J R、町がそれぞれ1億円ずつ出していく構想であったと思います。現在、乗降客については、コロナの関係も影響して1日3,000人には程遠い状況だと思います。J Rが負担しない場合、町独自でも設置を考えているのか、お聞かせください。

3点目は、健康で文化的な生活を営むことができる体制を整えていく。

日本国憲法第25条で保障されている生存権の尊重は重要な課題である。コロナ禍で生活困窮に陥っている方々にも、国の地方創生臨時交付金などを活用して支援策を考えると述べられております。今回の地方創生臨時交付金は、国として1兆円規模、そのうち和気町については約9,000万円近くが配分されると聞いておりますが、具体的にどのようなところに配分していくのか、お示してください。

以上、町長の所信表明についての御答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（山本泰正君） 町長 太田君。

○町長（太田啓補君） おはようございます。

それでは、安東議員の町長の所信表明について問うという質問にお答えをいたします。

初めに、和気町内を自由に移動できる交通体系を整えることについての具体的な施策はについてでございますが、現行の定時定路線の町営バスにつきまして御説明をさせていただきます。

この町営バスの運行がスタートするまではデマンドタクシー事業を展開しておりましたが、利用するための登録や電話予約、予約が重複した場合は利用できないなど利用者が減少をしておりました。平成26（「29」と後刻訂正）年度の学校の統廃合により、町で購入しましたスクールバスが増加をいたしました。スクールバスとしての登下校の運行以外の空き時間を有効に活用し、平成31年4月から定時定路線バスとしてスタートすることにいたしましたものでございます。現在、町内13路線、64便を運行しております。町民の皆様からの御要望をいただきながら、地域公共交通会議にお諮りし、さらなる利便性向上に向け適宜ダイヤ改正やバス停の追加などを行ってきている状況でございます。この町営バスも運行開始から約3年が経過をいたしました。新型コロナウイルス感染症の蔓延等により、町民の皆様の外出自粛など、利用者数が伸び悩んでおりますけれども、年間の利用者数につきましては約2万5,000人から3万人の方に御利用いただいております。一定の成果があると分析をいたしております。今後、さらに利用者数の状況やバスの時間帯等の分析をする中で、利用者の少ない路線や便数が少なく利用がしにくい路線については、よりよい交通体系はないか等を研究していこうと考えております。御利用いただける全ての方に満足をしていただくことはなかなか難しいことではありますが、今後も利用促進に努めるとともに、地域の声をお聞きし、町内を自由に移動できる公共交通として、より多くの方に利用していただくことができるように検討してまいりたいと考えていますので、よろしくお願ひいたします。

次に、和気駅へのエレベーター設置についての御質問にお答えをいたします。

社会の高齢化が進む中、シルバー世代やハンディキャップをお持ちの方などが安心・安全に公共交通機関を御利用いただける環境を整備する必要があると考え、和気駅構内へのエレベーター設置を私の選挙公約の一つとして上げさせていただいておりました。

議員御存じのとおり、和気駅の1日の平均利用者数は3,000人未満でございますが、令和3年の法改正により、1日の平均利用者数が2,000人から3,000人未満の駅につきましても設置基準の対象となっております。エレベーター設置につきましては、町単独ではなく、補助事業の手法を利用し進めていきたいと考えております。設置に係る負担割合につきまして、国、J R、町が3分の1ずつ負担する方法で検討しますが、今回の法改正により、町が2分の1を負担した場合、国の負担が最大2分の1まで増額されることが可能となった。J Rの負担がなくなることにより、早期に設置が可能な場合には、それについても協議をし、検討して

いきたいと考えています。

今後のスケジュールにつきましては、エレベーターを設置する前に、駅前駐車場の線路側にありますJR用地を取得し駐車場を拡張するため、JR協議を進めておりますので、それを早期に完成させ、まず利用者数を増加させたいと考えております。

なお、エレベーターにつきましては、昇降機等の簡易なものではなく、補助事業の対象となる他の駅にも設置をされているしっかりしたものでなければならないと考えており、利用者の利便性の向上に寄与すると確信をしております。和気駅は本町の重要な玄関口でもありますので、補助金を活用し、設置に向け積極的に取り組んでいきたいと考えておりますので、御支援、御協力をお願い申し上げます。

最後になりますが、コロナ禍で生活困窮に陥ってる人に地方創生臨時交付金をどのように使うのかとの御質問についてお答えをいたします。

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、政府において本年4月にコロナ禍における原油価格・物価高騰総合緊急対策が制定され、コロナ禍において原油価格や電気料金などの物価高騰に直面する生活者に対して、地域の実情に応じて支援が実施されるよう地方創生臨時交付金が追加配分されたこととなります。これまでも商品券の全戸配布や水道料金の減免など、全世帯を対象とした事業や感染症対策の事業など、様々な事業を実施してまいりました。

今回追加配分されることとなった交付金につきましては、追加交付の趣旨を十分踏まえた上で、コロナ禍の影響を受けている生活者の支援につながるように、対象や内容の検討を進めております。また、国では、昨年度に引き続き、昨年度の対象者を除く住民税非課税世帯に1世帯当たり10万円の給付や、独り親家庭及び住民税非課税の子育て世帯に児童1人当たり5万円の給付制度が実施されることとなっており、これに併せ、町としても長引くコロナ禍、生活に苦しむ子育て世帯や若年層の方々にコロナの交付金を活用し町独自の支援策を実施していきたいと考えていますので、どうぞよろしく願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（山本泰正君） 10番 安東君。

○10番（安東哲矢君） ありがとうございます。

3点ともあまり具体的な答弁がなかったように思います。

まず初めに、路線バスについてですが、現在の路線バスの乗降客数をちょっと教えていただければと思います。この路線バスができた当時と比べて、どの程度の差があるのか。その当時よりも乗降客が減少しているのであれば、その理由をお聞かせください。

また、実際に路線バスを使っている高齢者の方からは、どのような意見があるのか。また、デマンドを運行していたときと現在の路線バスと比較した場合、どの程度経費の違いがあるのか。たしか以前デマンドのときには、1人について約2,000円程度かかるということを記憶しております。

それから、2点目の和気駅のエレベーター設置については、現在の乗降客数、最新の、これは当然ポートレースチケットショップに行かれる方も含めての乗降客数をちょっと教えていただければと思います。

実際に、エレベーターを設置するとしたら、3億円では済まない、5億円ぐらいかかるんじゃないかなというようにも聞いております。設置して何百人と乗降客が増えればいいわけですけど、そういうことはまずあり得ないわけです。ですから、そのかけたお金に比べて効果がどの程度かという辺については、町長、どういうように思っておられるのか、お聞きしたいと思います。

それから、まだ実際にエレベーターが必要な方というもおおと思うんですね。1日にそういう方がどれぐらいいらっしゃるのかというのを調査されたかどうかというのをお聞きしたいと思います。

それから、3点目の国の地方創生臨時交付金の使い道ですが、特に現在ウクライナ戦争等もありまして、非常

に物価が高騰しておりまして、特に日用品については、小さいものでも10、20円上がったというようなことも現在あります。5月23日に、町長と教育長に6項目についての緊急要望書というのをお渡ししました。ここにある。これをちょっと読んでみますと、趣旨といたしまして、長引くコロナ禍に加えて、原油価格や物価高騰の影響により、生活者や事業者は様々な分野で大きな負担を強いられています。そこで、地方創生臨時交付金を拡充して、原油価格、物価高騰対応分という新たな枠を作り、生活者や事業者を支援していくのが目的です。用途については、下記のとおり要望いたしますということで、第1点目に、学校給食費の負担軽減、これは保育所、また幼稚園等の給食費も含まれます。2点に、生活困窮者に対する臨時特別の対象拡大、給付額の上乗せ。3点目に子育て世帯生活支援特別給付金の対象拡大、給付額の拡大。4点目に、水道料金をはじめ、公共料金の負担軽減。5点目に、タクシー等、地域交通の経営支援。6点目に、トラックなど、地域の物流の維持に向けた経営支援ということで、この6項目について要望をいたしました。

特に、その中でも、子育て支援ということで、和気町を除く26市町村についてのほとんどの自治体では給食費の無料、これはもちろん限定的なものですけど、これは26市町村のほとんど全部でやっています。ということで、和気町もぜひこれはやっていただきたいというように思っております。

それから、これはこれ瀬戸内市ですかね。瀬戸内市は、大学生以下の子供がいる世帯に1人当たり2万円。それから、給食費は、幼・小・中と、私立を含む保育園、こども園の食材高騰分を市が助成すると。それから、赤磐市ですかね、これは低所得の子育て世帯に子供1人当たり5万円を支給する。それから、原材料の高騰などを受けて、小・中学生の2、3学期の給食費を全額補助する、他のところではこういう支援をしているということでございます。

ということで、この3点について答弁をお願いしたいと思います。

○議長（山本泰正君） 危機管理室長 河野君。

○危機管理室長（河野憲一君） 失礼いたします。

町営バスの利用者数、利用状況、それから経費の関係、それからどういった御意見があるかということにつきまして御説明をさせていただきます。

令和3年度は現在集計中ございまして、令和元年、令和2年というところの利用者数につきまして御説明をさせていただきます。

令和元年度につきましては3万391名の方に御利用いただいております。令和2年度なんですけども、数字的には2万5,202名でございます。もう御存じのように、新型コロナウイルスの関係で、高校、学校等が休校になった関係もございまして、緊急事態宣言の関係で、利用者が減となっております。

令和3年度も、引き続きその影響を受けておるのが現状ございまして、これを少し下回る可能性があるというふうに見ております。

経費につきましては、1人当たりの運行経費でございます。令和元年度で申し上げますと、大体1人当たりが1,650円程度となっております。

従前のデマンドの平成30年の実績でいいますと、1人当たりの運行経費というのが2,560円というふうな状態ございましたので、町営バスに、切り替えてこのような形で運行させていただいております。

意見につきましては、令和2年7月に、区長を経由いたしまして、一度アンケートを取らせていただいております。その御意見を受けて、そのほかのいろんな使い勝手のいいようにということで御意見をいただきまして、令和3年5月に一度ダイヤ改正をさせていただき、運行上のスリム化を図って、運行をさせていただいております。

そのときに出ておりました意見といたしましては、長時間乗車される方がいまして、途中で休憩がなかなか取れないとか、そういった御意見もございましたので、佐伯庁舎で集約をすることでトイレ休憩もしていただきな

から運行しているのが現状でございます。

また今年度もアンケートを取るよう計画をしております、さらにいい町営バスにしていけたらというふうを考えておりますので、どうぞよろしく願いをいたします。

○議長（山本泰正君） 都市建設課長 西本君。

○都市建設課長（西本幸司君） 失礼いたします。

それでは、議員の御質問についてでございますが、現在の乗降客数をということでございます。乗降客数につきましては、コロナ前は2,700人程度で推移しておりました。コロナ後につきましては、2,100人から200人で推移しとるというふうに聞いとるところでございます。

工事費についてでございますが、工事費はこれからなんでまだ模索段階でございます。金額についてもまだ分かりませんが、効果はどれくらいかということについてでございますが、今後基本構想や国庫補助事業を進める上で、そのような効果につきましても検討していくということでございます。目に見えない効果も多々あるというふうに思っているとるところでございます。

エレベーターが必要な調査につきましてはということでございますが、そのような調査については今現在はしておりません。ただ、必要という声は多々聞いておりますので、その御要望等、意見をお聞きして進めていきたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（山本泰正君） 教育長 徳永君。

○教育長（徳永昭伸君） 失礼します。

安東議員から、給食費の補助について御質問がありました。

今、教育委員会でも町長からの御指示がありまして、給食費値上がり分について補助するのがいいのか、あるいは給食費そのものについて補助するのがいいのか、事務局内で相談をしておる状況であります。どちらにしても、何らかの対応はしなければいけないと考えており、早急に結論を出して、8月に学校給食運営委員会を開いてその中で協議をしていただいて、9月の定例には補正のほうでお願いをする、そういう運びで今現在検討を進めております。もう何らかの形で保護者の方々への支援が必要かなというのは我々の見解としては持っておりますので、また議案として提出した際には、議員の皆様の御理解をよろしく願いします。

○議長（山本泰正君） 健康福祉課長 松田君。

○健康福祉課長（松田明久君） 失礼いたします。

3点目の生活困窮者及び子育て世帯への支援ということでございますが、町長答弁と重なるところがございしますが、それぞれ今年度におきましても、国の制度のほうで生活困窮者それから18歳までで児童扶養手当の受給者及び住民税非課税世帯のお子さんに対して、1人当たり5万円の給付という制度がございます。町としましても、それに何か上乘せをして支給できればというように考えているところでございます。

また、それとは別に、町独自に、子育てといいますがと当然大学生あたりまで親御さんの扶養、支援を得て学業に励んでいらっしゃるということでございますので、そうした方も対象になるような制度を考えて今後支援をしていきたいというように考えております。

○議長（山本泰正君） 10番 安東君。

○10番（安東哲矢君） 最初の第1点目の路線バスについてですが、先ほど町長も言われましたように、全ての人が満足いくということは非常になかなかこれは難しいと確かに思います。

それで、私なりにこの3点だけはぜひ守っていただきたいということがあります。

第1点目は、まず現在の運転手の雇用を守ってほしいと、これが第1点目です。それから、大幅な交通体系の変更をしない。それから、最低3点目に、極力高齢者に負担をかけないようにすると。この3点を守っていただいて、いい形で交通体系を考えていただきたいというように思います。

それから、2点目の和気駅のエレベーターについてですが、先ほど町長のほうからは、昇降機、そんなもんじやなしに、本格的なエレベーターというような話がありました。私個人的には、費用対効果の面もあるでしょうし、1日にエレベーターを何人の人が使われるかというのは非常に疑問です。私は、もう家にあるようなものよりもうちょっとええもんがあると思うんですよね。十分通常の家の上昇機よりもさらにいいものを使えば、1,000万円もそんなかからんと思うんですよね。そういう形のもんに僕はしていただければというように思います。ですから、和気駅に本格的なエレベーターというのは必要ないんじゃないかなと思うんですけど。ここらあたり、ちょっとなかなか町長の考えとは合わないかも分かりませんが。ですから、車椅子でも十分乗せていけると、こういう昇降機もございますので、さらに検討をお願いしたいというように思います。

それから、3点目の地方臨時交付金については、国からの施策というのは大体子育て世帯がほとんどなんですよ。我々がいろいろ聞いてみると、やっぱり高齢者の方からお年寄りのそういう支援が全然ないと、子育てはたくさんあるけど、我々お年寄りはいっこともないという声をたくさん聞きます。この6月からは、年金額が0.4%減額されるということも聞いておりますし、大体国民年金で月に250円ですか、それから厚生年金で約900円ぐらい減額するというのも聞いておりますので、そういう高齢者の人にも行き渡るような、そういう施策も必要ではないかなというように思っております。

個人的に考えると、今商品券を配っておりますけれども、ああいう形のもんであれば子供から高齢者まで全ての方が利用できる、また中小業者も十分潤ってくると。ですから、そう意味では、そういう商品券みたいな形のもんが私はいんじゃないかなというように思っておりますので、さらに検討をお願いしたいというふうに思います。ありがとうございました。

○議長（山本泰正君） 町長 太田君。

○町長（太田啓補君） 1点訂正をさせていただきたいと思います。

先ほど、私の第1回目の答弁の中で、学校統廃合の関係でバスを導入したのが平成26年というふうに言ったんですが、29年ということの誤りでございまして、その点について訂正をさせていただきたいと思います。

それで、時間がないんですが、先ほどの安東議員の言われました昇降機の関係なんですが、これは国の対象事業になりませんので、その点についてはどのような形がいいのかということ踏まえて検討をさせていただきたいというふうに思います。

それから、高齢者の方への支援がないということでもございましたけれども、先ほど議員もおっしゃられたように、商品券であるとか、様々な支援策をまた検討していきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（山本泰正君） 10番 安東君。

○10番（安東哲矢君） それでは、2項目めに移りたいと思います。

2項目めは、防犯カメラの設置についてということで、和気町内で女子児童暴行事件が最近発生をいたしました。通学路への防犯カメラの設置が必要ではという内容でございます。

5月20日に、下校中の女子児童にナイフを突きつけ、肩をつかみ暴行を加えた事件がございました。幸いにも、女子児童にけが等はありませんでした。犯人は早々に逮捕されて、聞いたところによりますと不起訴処分になったことを聞いております。下校中で人も多い中での犯行だったために、犯人像も分かったわけですが、これがもし薄暗く、また周りにあまり人もいない状況でそういう暴行事件等があった場合、また犯人が逃げた場合、発揮するのがやはり防犯カメラでございます。私も、現在地域安全推進員をさせていただいておりますが、先月も和気交番との協議会がありまして、そのとき警察のほうからはできるだけ防犯カメラを増やしてほしいと、そういう要望がございました。

このことから、現在の防犯カメラの設置状況と今後の設置に向けた取組をお伺いいたします。

○議長（山本泰正君） 危機管理室長 河野君。

○危機管理室長（河野憲一君） 失礼いたします。

安東議員の防犯カメラの設置についての御質問でございますが、和気町の防犯カメラ設置状況と本年度の設置予定、それから補助事業につきまして御説明をさせていただきます。

現在、施設専用のなものを除きまして、和気町所有の防犯カメラは町内に39か所設置してございます。近年で申し上げますと、令和2年度と3年度では岡山県の補助事業であります子供見守り防犯カメラ設置支援事業を活用いたしまして、通学路に年度ごとに5か所、合計10か所に防犯カメラを設置いたしております。

この補助事業の概要についてでございますが、子供に対する犯罪や声かけ事案の防止を目的としまして、補助率は対象経費の3分の1、上限が10万円の事業でございます。

設置箇所の選定につきましては、町内5つの小学校区から効果的な場所を推薦していただきまして、地元の区長や備前警察署への意見照会を受けてから設置をするという流れで事業を実施いたしております。

本年度につきましても、この補助事業を活用しまして、町内5つの小学校区の通学路に1台ずつ防犯カメラ設置に向けて現在学校と設置場所について協議中でございますので、よろしく願いをいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（山本泰正君） 10番 安東君。

○10番（安東哲矢君） ありがとうございます。

県の補助金もあると、上限10万円ですかね。今年はたしか1台ずつつけるということですが、この県の補助金の場合にはどんなんですか。仮に和気町で10台買うとしたら、10台全部県が補助してくれるのかどうか、あるいは何台までしか補助金は出ないというようなことになるのか、そこらあたりをお聞きしたいと思います。

以上、よろしく願います。

○議長（山本泰正君） 危機管理室長 河野君。

○危機管理室長（河野憲一君） 失礼いたします。

岡山県の事業でございまして、県の補助事業の金額が合計1,300万円という補助額で、それを県内27市町村で分け合っているような状況でございます。多いところでありまして、岡山市がここ2年間でいいますと140台以上つけられておる。ただ、倉敷市になると、2か年で22台というふうな形で、それぞれの市町村で分散しながら使ってるような状況でございます。現在、和気町が、今年も含めてですが、過去3年で5台ずつを申請させていただいてお認めいただいているような状況でございますので、よろしく願いしたいと思います。

○議長（山本泰正君） 10番 安東君。

○10番（安東哲矢君） ありがとうございます。

本年4月から太田町政がスタートしたわけでございます。所信表明が9項目ということですが、それ以外にも移住・定住の問題あるいは人口減対策等、多くの課題が山積みしております。それぞれ、それら一つ一つを真摯に受け止めて、前草加町政とはまた違った形での太田カラーを打ち出して、和気町発展のためにかじ取りをお願いしたいと思います。

以上で一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（山本泰正君） これで安東哲矢君の一般質問を終わります。

次に、6番 居樹 豊君に質問を許可します。

6番 居樹君。

○6番（居樹 豊君） それでは、議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

今回2問ですけれども、まず教育問題、これにつきまして御質問したいと思います。

皆さん御承知のように、和気町教育委員会の考えにおきましては、いわゆるGIGAスクール構想といえます

か、ただいま実現に向けて取り組んでいる中で、和気町としての特色ある教育の推進、これを図るために、全校にALTを常駐させるとともに、英語特区による英語教育の充実に努めておられます。そしてまた、学力向上の具体的な取組として、授業改善を図りながら、教員の資質の向上、それから家庭学習、この推進など、次代を担う子供たちのための豊かな心や主体的に学べる意欲を促すため、ICTを活用した学習環境や質の高い教育環境の整備を推進しているものと理解しておりますし、和気町の場合は教育関係に十分力を入れてやっているということは認識しております。そういう前提に立っての以下の質問でございます。

よくやってるということですので、その中での課題というのが、いろいろあると思います。私が見たときに、特に学校関係では4点です。

まず、いじめ不登校に関する問題です。それから、教育水準、いわゆる格差問題、これもあると思います、どこでもそれは格差あるものですから、いわゆる学力向上の中での格差。それから、3つ目は、いわゆる小・中の子供の読書離れというのが今大きな将来的な課題になっておるということで、昔から読み、書き、そろばんじゃございませんけども、そういう問題についての方策、認識、それから4点目として教員の働き方改革、いわゆる長時間労働、これについての現場の状況。先般も、私、本荘小学校の校長先生に現状だけ簡単にお聞きしたんですけども、教育委員会としてどう認識しておるかというふうなことの考え方をお聞きしたいと思っております。

○議長（山本泰正君） 学校教育課長 國定君。

○学校教育課長（國定智子君） 失礼いたします。

それでは、居樹議員から学校教育の課題について御質問をいただきましたので、お答えいたします。

まず、1点目のいじめ、不登校についてです。

いじめとは、児童・生徒に対してその子供と一定の人間関係にある児童・生徒が行う行為で、その子供が心身の苦痛を感じているものとされており、ささいなことであってもいじめを疑い、積極的に認知し、早い段階で組織的に対応していくことが求められています。

和気町内の学校でも、定期的なアンケート調査や教育相談、日常の関わり等を通していじめの早期発見に努めており、以前に比べ認知の度合いが上がり、組織的な対応も進んできました。

一方、年齢が上がるにつれ、スマホ等によるインターネットを介したトラブルが増えるなど、いじめが見えにくくなっていることが課題として上げられます。

対策としては、子供たちが多様な他者を尊重し自分も他人も大切にしながら生活していけるよう、人権教育や道徳教育を充実させるとともに、一人一人の特性や学級集団のみとりができる心理検査なども活用し、校内外の関係者で情報を共有しながら早期対応、組織的な対応に努めております。

長期欠席や不登校については、国や県と同様に高止まりの状況にあり、町教育委員会としても大きな課題の一つであると捉えています。学校では、担任を中心とした温かい人間関係づくりやスクールサポーター等によるきめ細かな支援により、新たな不登校を生まない環境づくり、居場所づくりに努めているところです。

また、登校しにくい状況にある児童・生徒に対しては、教員だけでなく、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーといった専門スタッフ、健康福祉課、児童相談所など、関係機関とも連携し、現状や今後の支援の方向性を共有しながら対応しています。

現在、県の事業を活用して、本荘小学校に登校支援員を配置、和気中学校には専属の職員が常駐する別室指導教室を設置しています。そこでの好事例を町内でも共有し、子供だけでなく、保護者の方への支援も含め、その充実に努めております。

次に、教育水準格差についての認識はどうかということですが、これは主に学力の個人差への対応についての御質問であると理解し、お答えいたします。

学校では、年に数回、国や県、町が実施する学力調査を行い、学校や町教育委員会でその結果を分析し、成果

と課題を共有しながら学力向上や授業改善に向けた取組を進めています。課題の傾向は学校や学年で異なりますが、そういったつまづきが見られる部分を意識して復習し、町全体で定着をさせていくことが必要だというふうと考えております。

今、学級の中は多様な個性を持つ子供たちでいっぱいです。学習指導要領では、個に応じた指導の一層の充実を図ることが示されており、これまで町教育委員会では町独自の学級編制基準の設定、加配教員やスクールサポーター、ALTの各校への配置等を行い、少人数あるいはチームティーチングによるきめ細かな指導体制の確立を図ってまいりました。また、学校では、子供たちの意欲を引き出し、全員ができた達成感を味わえる授業になるよう、日々工夫、改善を進めています。

これに加え、昨年度整備した1人1台のタブレット端末の効果的な活用は、これまで学力面で課題とされてきた多くの部分の解決につながる可能性があると考えております。例えば今までの紙のドリルやプリント教材に加え、個に合った問題を選択してくれるAIドリルやコンパクトにまとめられた動画教材等、子供がより自分に合った方法を選んで学ぶことで学習内容の確実な定着につながるというふうには、より個々の特性や学習の進度、興味、関心に合った学習が進むことが期待されています。

今後も、子供たち一人一人の成長やつまづきなどの理解に努め、丁寧に関わりながら、タブレット端末も効果的に使い、一人一人の可能性を最大限引き出す指導が行えるよう学校現場を支援してまいります。

続いて、3点目の読書離れに対する方策ですが、現在図書館において乳幼児健診に併せてブックスタート事業を実施しております。これは、大人のぬくもりを感じながら絵本を読んでもらう喜びを届けるために、健診時に乳幼児と保護者に絵本を手渡しする事業です。また、幼児読み聞かせ事業、あるいは地域に出かけていく地域出張読み聞かせ事業、そして町内の園・小中学校に出向き実施している出前読み聞かせ事業などを進めているところです。にこにこ園では、楽しみながら多くのお話に出会えるよう、担任による読み聞かせも充実させています。また、小・中学校では、学校司書を中心に、朝の読書や調べ学習、図書の時間など、様々な場面に読書を位置づけ、読書指導を行うとともに、図書委員会による読書イベントの開催など、子供の自主的な取組の活性化も図っています。

このように、乳幼児から中学生までを対象に読書活動を推進しておりますが、今年度からは昨年度策定した第1次和気町子ども読書活動推進計画に基づき、さらに読書に関する講座の開催など新たな事業にも取り組む予定にしております。

最後、4点目の働き方改革についての現場の対応の状況ですが、町教育委員会では、各先生の時間外勤務時間を月ごとに把握し、指導や施策に生かしています。平均すると、県全体よりも時間外勤務は短い傾向にありますが、部活動の指導がある中学校では時間外勤務が月80時間を超えている先生もいるのが現状です。

教育委員会では、これまで現場のニーズも聞きながら、校務支援システムや留守番電話の導入、教師業務アシスタントの全校配置、部活動支援員の配置など、教員の負担軽減を図ってまいりました。また、会議や研修のオンラインによる実施をはじめ、ICT機器の活用による業務の効率化も積極的に進めているところです。学校でも、時間を意識した働き方や、行事、教育活動の工夫、精選など、業務の在り方を見直し、改革を進めているところです。

働き方改革は、教員の心身の健康や教職人生の充実だけでなく、その結果として教育の質の向上、子供たちの豊かな成長につながるものです。つまり、働き方改革が進むことで、先ほどのいじめや不登校、学力向上といった教育課題への取組も充実してくるわけです。こういった、働き方改革の意義も御理解いただきながら、今後も業務の精選、効率化を図るとともに、地域や家庭とも連携し、先生方が生き生きと働ける学校を目指してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（山本泰正君） 6番 居樹君。

○6番（居樹 豊君） ただいま課長のほうから、もう私に言わせれば模範回答をいただきました。ありがとうございます。ただ、それはそれで受け止めますけども、私は今回4点お聞きした中で、回答といえますか、それから今そういうことを進めておるといことはある程度理解しながら、先般も本荘小学校の校長先生に1、2時間ほどちょっとレクチャーを受けたりしましたけども、私のまだよく知らない中でも、今学校現場で何が大きな問題かと、いろんな個々の問題を私も今上げましたけども、いじめからありましたけども、根本的にはやっぱり教育改革というんか、教師の質、量ともに今、余談ですけども、学生が学校の先生になりたいという方がどんどんどんどん減少している。それはなぜかというそういう問題を含めて、校長先生から現場を統率しとる先生にお聞きしましたけども、そういうことで、やっぱり先生の質的なものを確保しなければ、先ほど先生の人材育成というのがありましたけども、やはりいろんな項目全て、今学校現場でいろんな問題が山積しとるけども、全て先生がそういうことで、今長時間労働の中ではなかなか実際私の感覚では手が回らないと、必要性は十分に頭で理解しとるけども、現実にはそこまで手が届いてないというようなことが、もちろん教育委員会のほうではいろんな支援、指導をされとるというのは理解しとるつもりです。しかしながら、現場のほうは、フロントと現場との乖離と言えばちょっと大げさですけども、そういうところの、なかなか教育改革の長時間労働の問題はただ和気町教育委員会だけの問題ではございません、国全体としても問題ですけども、そういうのを、しかしこれは和気の委員会の中でできることを、和気独自で和気町教育委員会はこうやというふうなことを、今私もある程度問題提起させてもらいましたけども、そういうことを小まめにやっていくということが、もちろん教育の中では和気町の特徴ある教育というのを先ほども言いましたけども、和気の場合、特に僕はこの中でやはり企業でも人材。企業は人なり、人材ですけども、やはり教員、学校職場も一緒です。その教育を行うのは先生です。一生懸命やられております。しかし、それでいいんじゃないというんじゃないに、いろんな夏休み等々で研修をされておると、これは民間でも言いますけども、しかしその辺を和気町独自の先生方の研修といえますか、人材育成、教育研修、そういうことを、もちろん中央からの指導でやられとるのはいいんですけども、そういうことを少しされたらどうかということ、これが一番大きな基だと私は思っております。

それから、細かく言うと、1番のいじめ、不登校の問題。この不登校は見えますけど、いじめとかというのはなかなか目に見にくい。よくマスコミなんかでありますけども、結構教育委員会の反応といいましたら、中身を承知してなかったというふうなこともあります。見えにくくなってるから分かりにくい。だから、そこを何とか、どういう情報収集するかということも問題だと思います。それで、早期発見すれば大きなことに至らないということになると思っております、そういう意味で特にそこところはそういう考え方でやったらどうかというのを私個人的に思っております。

それからあと、不登校関係は確かにこれも昔から古くて新しい問題で、いじめもそうですけども、この辺は、1番についてはそういうことで、先生方も大変ですけども、いま一度御尽力願いたいということでございます。

それから、2つ目は、いわゆる学力標準というのは、学校のテストなんかのあれもありますけども、小学6年生、中学校とかありますけども、そうじゃないに、私が言いたいのは、やはりどこでも格差というのはあります。学校の現場においても、子供がやっぱし、先生が一番熟知してますけども、そういう人のカバーといえますか、フォローをどういうふうにしていくかと。今現在やられとることも私も聞きながらやっておりますけども、一番大事なことは、格差をなくするというんか、難しい、大変だと思います。その辺、伸びる子は、極端に言やあほっといっても伸びるんかも分かりませんが、やっぱり大事なところは、ついていけないような子供がもしおられれば、そういうことをどうフォローするかというのが教育の真髄かも分かりません。そういう面で、優秀な子は優秀な子で個性を伸ばす。個性に応じた指導をされとるということも理解しながらも、より学力全体の水準を向上するためには、ぜひともそういうことを心がけて引き続きやっていただければという感じで思っております。

す。

それから、これもちょっと細かいことで恐縮ですけども、情操教育というて、低学年とか幼児教育、具体的に和気町で言えば、小さい子の情操教育というのは動植物に小さい頃からなじませるというんか、そういうことで、今でも全体的でなしに一部ではやられとんですけども、例えばの話です。例えば自然保護センターを、和気の子はせっかくいいのがあるんで、そういうものを情操教育の一環として、一部やられとんだと思ったり、ただ地元へせっかくあんなのがある。動植物に子供がなじむということ、これは学校の知識者教育じゃございませんので、これは目で見て感じる。目で見て耳で聞いて、そういうことのお情操教育も、カリキュラムになかなか今は時間がないからできんかも分かりませんが、できればそういうことも、本来どうしても教育というたらもう知識とかいろんなことを勉強、勉強言うけども、やっぱり心の勉強と言うたらおかしけど、そういうこともカリキュラムにできるかどうか分かりませんが、そんなことも教育現場の中で校長先生方とも、雑談じゃないけども、そういうことがどうかと。保護センターと言いましたけども、例えばそれから佐伯でアユの放流なんかも、私も1回、去年かおとし行ったんですけども、ああいうものをやっぱり目で見ることはいいことかなと思います。これも時間に制約がありますけども。それから、文化遺産じゃないけども、和気町内にはお寺とか神社仏閣、こういうもんが本当は、そら家庭のお母さん方がやられとると言うことを言うかも分かりませんが、教育の一環として、これも先ほどの時間制約があるから難しいかも分かりませんが、あえて細かいことでですけども、提起させていただくということで。これは、できる、できんは学校の判断です。

それから、読書関係。これは、昔から、読み、書き、そろばんといひまして、先ほども課長からありましたけども、私も去年から3回に分けて読書の推進の会がありまして、私もたまたまメンバー入らせてもらって、いろいろ聞くとやっぱり、なかなか私らの把握と現場、そのときの話と違って、やはり今頃は子供がみんなそれぞれあるんだけど、読書離れがあったりして、読書を離れれば、物事を讀んだりすると物事の読解力というんか、文章を讀んで、全て文章ですから、何であろうと、だからそういう文章を讀む読解力、こういうものが何かちょっと低下されとるようなことを聞きます。こちら辺はやっぱり、なかなか小学校に入ってからよりも、これはどうしても家庭のお母さんのあれから、今ブックスタートもありましたけども、そういう段階からやらないと、ですからそういう面では、にこにこ園の事業、あそこでやっぱり今でもされとんだけども、もう少しそういうことに力を入れられたら、もう小学校になってくるとそれはもうベースがそこにあるから、小学校の子は、本読めよって、もうそんなんは自我が確立しとるからなかなかできないと思うんで、そういう意味ではやっぱり幼児教育というんか、低学年からにこにこ園の子供、そういうところに、極端に言えば、赤ちゃんが生まれたら、胎教というんか、お母さんのおなかの中におるときからというぐらいの、例えですけども、それぐらいの深いことを考えてやると、長い目で言うたら、小学校の6、3、3と年数的には短いもんです。このぐらいの子供たちが本当に、これから人生100年じゃありませんけども、全てこういうことが礎になります。そういう意味で、少し私の場合視点が違うかも分らんけど、ずれとるかも分かりませんが、そういうことも少し頭の隅に入れてもらったらどうかとということでは言わせていただきました。

あとそれから、働き方改革の場合は、地域との連携。これは言葉じゃ易しいんですけども、それをどのようにやって地域と連携するんかということも、言葉としては私もそらすん入り入るんだけど、具体的にやるとなったらなかなか。それで、コロナ禍では特に中学校の先生なんかは、部活なんかを扱とる人は、なかなかそれこそ先ほどの時間外労働というふうなことがあるから、多少先生方によってあれがあるんかも分かりませんが、この辺も、言葉じゃなしに、やっぱり実際家庭、地域、その辺の協力がなかったら、これからの子供は、なかなか先生も手に負えんかも分らん。そういうことも含めて、どうやったら一番、家庭で保護者に理解してもらえんかということ、そういうことももちろん議論されとんじゃけども、その辺をちょっとポイントを得たその辺のところの議論はされとんじゃけども、あえて生意気なことを言わせてもらいますけども、よろしくお願ひした

いと思っております。

この件について、特に課長のほうからありますれば、

○議長（山本泰正君） 学校教育課長 國定君。

○学校教育課長（國定智子君） 失礼いたします。

いろいろと具体的な御示唆、御提言、ありがとうございました。議員おっしゃっていることは、本当にそのとおりだというふうに承知をしております。

人材育成ということについては、もちろん県の事業等で行われる研修もございますが、町独自に学力改善、授業改善であったり、生徒指導の担当者会であったり、GIGAスクール構想の推進に向けたICT活用指導能力の研修であったり、進めているところでございます。働き方改革との兼ね合いがございますので、学校現場の声を丁寧に聞き取りながら様々な施策を進めてまいりたいと考えております。

また、情操教育等についても、自然保護センター等の活用についてお話をいただきました。現在でも、にこにこ園や小学校では、訪問をして学習を行っておりますし、ふれあい教室とって、登校しにくい状況にある児童・生徒のための月に1回の取組の中でも活用をさせていただいております。

また、地域との連携につきましては、今全ての学校区に地域学校協働本部が設置されております。そういった組織も有効に活用しながら、それぞれ本当に地域の方の思い、それから学校の思い、現状、そういったところをすり合わせて行っていく必要があるというふうに考えております。いろいろとありがとうございました。

○議長（山本泰正君） 6番 居樹君。

○6番（居樹 豊君） じゃあ、時間もございませんので、一、二分で、教育長、最後にまとめた形で答弁願いたいと思います。

○議長（山本泰正君） 教育長 徳永君。

○教育長（徳永昭伸君） 失礼します。

一、二分ということはなかなか難しいんですけども、今いろいろ御示唆、御助言をいただきまして本当にありがとうございます。

私も、今若い人たちにとって教員が魅力ある職業にはならなくなってきておることについては、非常に残念な気持ちでいっぱいあります。何とかこの状況を打破していかなければいけないなと思っております。

総括的な考え方なんですけども、しかし我々教育委員会として、今御指摘があったいろいろな課題については一つ一つをきちっと分析をして、何とかその課題解決に向けて、事務局はもちろんのこと、教育委員にも御意見を聞きながら、また校・園長会、あるいは担当者会、いろいろなところで課題解決に向けての話合いを持ちながら何とか進んでおるような状況です。

子供たちの豊かな心や生きる力を育むということは、これはこれからの先行き不透明な時代に生きていく子供たちにとっては、どうしてもそういう力をつけさせるということは、我々教育委員会としての使命であると思っております。それと同時に、今の大きな課題であります教職員の働き方改革というのもやっていかなければなりません。それを進める中で、和気町として、英語教育をはじめ、GIGAスクール構想の推進あるいは授業改善、人権教育、また体験活動など、和気町の特色ある教育をぜひ進めていきたいと。その際、学校教育のみならず、社会教育の両面において取り組むことが大変重要であると考えております。

我々が目指す教育の充実、発展を図るためにも、先ほども御指摘がありましたように、学校だけでなく、家庭や地域、あるいは行政が方向性を共有し、しっかりと連携して取り組んでいく必要があると考えております。未来の和気町を担う子供たちを地域全体で支え育てていけるよう、今後も議会の皆様の御支援と御協力、また御理解を賜りますようお願い申し上げまして、御答弁とさせていただきます。教育に関する御質問をいただきまして、本当にありがとうございました。

○議長（山本泰正君） 6番 居樹君。

○6番（居樹 豊君） それじゃあ、時間も限りありますんで、次の質問に入らせていただきます。

次は、町道の整備促進についてであります。本件につきましては、令和2年6月にこの定例議会におきまして一般質問させていただきました。和気町の場合は、中山間地にある本町です。いろんな狭い道が町内を巡らせてありますけども、皆さんそこで生活をされてます。そういう意味で、行政当局としてはやっぱり予算事情というのが当然出るんですけども、それも織り込み済みですけども、やはり私の持つ予算の少し、要は予算配分を含めた形での検討という意味でこれ今回させてもらってます。いわゆる行政要望、これにつきましての项目的には、私も細かくは手持ちがありませんけども、要望の強いものとこの町道関係、やっぱり生活が一番、道路が一番、どれを考えてもそういうことの認識は皆さん持つとるけども、町のほうも認識はしとんじゃけども、なかなか数が多くて手がつけられんということもあるかも分かりませんが、そういうことも含めての回答をお願いしたいということです。

特に緊急車両、消防それから救急、そういうことの通行困難な場所も散見されております。町民の安全・安心、これの確保というのはそれこそ一丁目一番地ということですけども、いわゆる生活インフラ、いろんなインフラ整備がございます。まず第一に、生活インフラ整備のこの重要課題の解決についての考え方をお聞きしたいということでございます。具体的な要旨としては、町道の整備計画はできとんのかなと。多分これはできてないとは思いますが、前回何か整備計画をつくるようなことの議事を私はメモしてますんで、たまたま前回の町道等の整備促進で町当局の書いてますんで、その辺のことを含めてお聞きしたわけでございます。

それから、未開通区間の事業継続、これもございます。聞きました。同じことを言いますが、町道の中では主要な町道の中でもやっぱりどうしても予算事情があるから一気に全部はできません。それを何区かに分けてですけども、それがいつまでも無視されると、道路にもよりますけども、そういうのが地域から出ると思いますが、その辺を個別に、平均的に一律何ぼとかということじゃなしに、行政もやっぱりしめり張りをつけた形の仕事しないと、まず一律とかということは極力、従来の慣行かも分かりませんが、その辺も含めての考え方をお聞きしたいということです。

それから、緊急車両と言いましたが、3番目は緊急車両の現状把握。これは、東備消防なんかは比較的詳しく知っとなでしょうけども、町当局がどこまで把握されとんか。いや、これは区長から言うてこんとよう分かるのじゃとは言いませんでしょうけども、それも含めて御回答をお願いしたいと思います。

○議長（山本泰正君） 都市建設課長 西本君。

○都市建設課長（西本幸司君） 失礼いたします。

それでは、居樹議員の御質問にお答えいたします。

まず、町道の整備計画についてでございますが、議員御承知のとおり、第2次和気町総合計画において、安全で快適な生活基盤を整えるために、町道の整備について道路改良率の目標値を定めておるところでございます。個別の路線につきましては、毎年度地元要望を取りまとめ、事業規模等により単年度事業もしくは継続事業として予算を要求させていただいておるところでございます。和気町過疎地域持続的発展市町村計画においても、個別路線を毎年計画をしておるところでございます。

町道の整備は、国道や県道とは違い、毎年度地元要望を取りまとめ、身近な生活道路の安全性と利便性の向上を図ることを第一に考えておりますので、御理解をお願いいたします。

次に、2点目の一部未開通の区間に対する事業計画についてでございますが、町といたしましては一部未開通の区間が生じないように最大限努力をいたしておるところでございますが、用地買収が困難になり、未開通になる場合等、様々な要因が生じる場合もございます。また、事業継続する中で、新たに整備すべき道路を優先することにより事業期間が延長する場合もございますが、継続事業は地域住民の安全性と利便性の向上等を考慮し、

財源を確保しながら道路整備を進めていきたいと考えておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

次に、3点目の緊急車両等が通行困難な箇所の現状の把握についてでございますが、同様の御質問を令和2年6月定例議会にていただいております。令和3年4月1日現在、町道は945路線、総延長368キロメートルでございますが、近年大型化しています緊急車両が通行できない道路が町内にはまだまだ存在すると思っておりますが、平成18年の合併以前より、区要望に基づきそのような箇所の部分改良等の整備を進めてきており、かなり解消できたと考えております。しかし、家屋の立ち退き等が必要な箇所につきましては、整備ができていない現状もございます。

今後は、地元より積極的にそのような箇所を要望していただくとともに、整備に向け財源の確保等を十分に行い、少しでも通行可能な箇所を整備できるように検討してまいりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（山本泰正君） 6番 居樹君。

○6番（居樹 豊君） 時間の関係がありますので、この中で特に整備計画、これはなかなか現実問題としては難しいということは事前に課長のほうから聞いております。ただ、しかしここでお願いしたいのは、特にこの2番目の工事はやっとならぬけど、何年たっても、かなりの年数がかかっているけど、個々に一言言いませんけども、特にその辺の工事継続についてのあれは、現地の区長も強く要望しとると思っておりますけども、何とかその現地と協力しながら、もちろん土地の確保の問題もありますけども、早急に、いわゆるまだ全線ついている道路が、前回も言いましたけども、途中までできたってこれは道路じゃありませんので、やっぱり、私は道路というのは開通して初めて道路と思ってますので、ちょっと考え方が違うかも分かりません。

それで、その中でも特に、個別名を出したらいいんですけども、日室の地内を走るとるあれは4号線か7号線か、ちょっと号数は分かりませんが、あれを向こう今やっていますけども、あそこなんかは今もう、町のほうは御存じやけども、あそこの上の橋から渡って、国道374号にショートカット、そういう道でございます。そういうとこの認識を、だから一律的じゃなしに、全てやっぱり物事というのはめり張りをつけて、優先順位をつけるのは難しいと思います。平均的にやったほうが楽でいいけども、やっぱりきちっとここはこうだからということで優先せないけんよというぐらいのことを、これからの行政の中ではやってほしいというのが趣旨でございます。

それから、緊急車両のほうは、もっと東備消防との連携なんかもして、これはきちっと現状把握を確実にやっていただきたいと思っております。

それで、課長のほうの答えは結構ですけども、これもう時間がないので、内部の決定権者の副町長に、その辺、道路行政について、もう時間がないので、簡潔でよろしい、お願いいたします。

○議長（山本泰正君） 副町長 今田君。

○副町長（今田好泰君） 居樹議員の御質問でございますが、町道の整備計画につきましては、先ほど課長が申したとおりでありまして、細かい計画等はいまだ策定できておりません。

それから、未開通の事業継続につきましては、もうそういった区間ができないよう努力はしております。いろいろ不測の事態、工事順位が変わる等原因がございますけども、継続事業につきましては安全性、利便性の向上を考慮した上で十分検討し、早期に完工するように努めるべきだと思っております。私も就任して、なかなか個々の案件をまだ把握できておりませんので、計画立案から実施に至った経緯を含め検証も必要かなと考えております。緊急車両の通行困難場所につきましては、東備消防と連携を図りまして対応できるよう取り組みたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（山本泰正君） 6番 居樹君。

○6番（居樹 豊君） 以上で一般質問を終わります。

○議長（山本泰正君） これで居樹 豊君の一般質問を終わります。

ここで場内の時計、10時40分まで暫時休憩といたします。

午前10時23分 休憩

午前10時40分 再開

○議長（山本泰正君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、1番 今西宏康君に質問を許可します。

1番 今西君。

○1番（今西宏康君） 議長のお許しをいただきましたので、一般質問させていただきます。

このたび初めて議席をいただきまして、まだ慣れておりませんので、今回は質問はちょっと控えようと思っておったんですが、主に本荘地区の町民の方からどうしても取り上げてくれという御要望がありまして、それも幾つもありましたんですが、やはり議員になると忙しいもんだなど。もうその中で、特に大事な二、三点についてだけちょっと取り上げさせていただきますので、どうぞ御回答をよろしく願いいたします。

まず1点目は、和気町のドローン事業についてということでございます。

私も、大森町長時代から議会を見させていただいてますが、もう5年ですかね、ちょうど、初めて和気町議会でドローンのことが取り上げられまして、ずっと見てまいりました。今朝の新聞にも、ドローンの登録義務化について小さな記事が出ておりましたけども、この日本政府のドローン政策というのは今どういう状態なのか。それを受けてのドローン業界というのがありますね。和気町にも今FDDI社というのに来ていただいておりますが、その業界の最先端の動向がどうなっているのかと、これをまず知っとかなければいけないだろうと思います。

先般の衆議院の区割りなんかが発表されてからばたばたしているようでは、ちょっと本来行政としてはまずいのではないかと。アンテナを張っておけば、和気町が1区になるということは知ってる人は知ったと思います。例えばの例ですけれども。

それから、2点目、昨年秋に、草加町長時代に締結をしましたヤマト運輸株式会社とのドローンの連携協定につきまして、その内容、それから半年しかたっておりませんが、その実績について教えてください。

3点目ですが、ヤマト運輸といえますと、運輸業界のトップ企業であります。資本金500億円、年商1兆3,200億円、従業員18万2,000人と。こういう企業との御縁を無にするのはもったいないと、単純にそういう理由なんですけれども、続けるべきではないかと思いますが、町長はどう思われますでしょうか。

以上3点、よろしく願います。

○議長（山本泰正君） まち経営課長 寺尾君。

○まち経営課長（寺尾純一君） 失礼いたします。

それでは、今西議員からいただきました和気町のドローンの事業についての御質問のうち、日本政府のドローン政策と、業界の動向はどうなっているのか、昨年の秋締結したヤマト運輸株式会社との連携協定の内容と今までの実績はといった2点につきまして、私のほうからお答えさせていただきます。

それでは、1つ目の日本政府のドローン政策と業界の動向はという御質問についてでございますが、なかなか大きな御質問でございますので、微に入り細に入りというのはちょっと難しいんですけれども、大枠としてお伝えできたらなというふうに思っております。

日本の社会は、労働人口の減少による生産性の低下、地域活動を支える担い手の減少といった少子化による人口減少や高齢化の進行等に起因した様々な課題に直面しております。この社会の仕組みを根底から揺るがすこれ

らの課題に対する解決の一手として、技術革新によるIoT、AI、ロボット等の新技術の社会生活への導入が急ピッチで進められている状況であります。その中で、空の産業革命とも評されるこのドローンですけれども、これは地方が抱えている買物、医療、災害等の課題解決策として大いに期待されていることから、その技術を国家戦略として推進しております。国では、国が設置している小型無人機に係る環境整備に向けた官民協議会で取りまとめたロードマップに沿いまして、機体認証や操縦ライセンス、そういった法制度の整備、機体や運行管理システムといった技術開発を進めておりまして、2022年中にレベル4と呼ばれる有人地帯での目視外飛行が実施できる環境が整う見込みとなっております。レベル4での飛行が可能になることで、これまでは河川や山林といった人がいることが少ない場所での上空を飛行ルートに選定していたものが人口密集地帯の上空も飛行可能というふうになりますので、特に実用化、商用化が遅れている物流分野においては大きな転機なるものではないかと考えております。

また、業界の動向につきましては、こちらは民間の推計データではございますが、ドローンビジネスの市場規模は年々増加しておりまして、2021年度では2,308億円で、前年度比の25.4%の増という状況となっております。屋根や鉄塔、太陽光パネルなどの施設を点検する分野や農薬散布、山林の調査、測量業務といったものは、こちらは既に民間のサービスとして提供されておりまして、今後も顧客のニーズや機体性能の向上によって拡大、充実していくものと見込まれております。

ただ、物流分野につきましては、現在ヤマト運輸やセイノーホールディングス、佐川急便といった大手の物流企業が実証実験に取り組むなど、自治体、企業による実証実験は増加傾向にありまして、実験のフィールドも、これまでの中山間地域や離島での実証実験に加えまして、今東京都のほうはドローン物流のプロジェクトを公募するなど、都市部での実証実験が増えてきております。

しかしながら、事業の採算性や運用体制の構築といった課題により、長野県伊那市が自治体主導で実用化した事例以外の実用化の事例が聞こえてこないのが現状でありまして、採算ベースに乗ったサービスの確立には、機体の今まで以上の性能向上や、通信インフラの整備等による運用コストの低減が必須であると考えております。今後、レベル4解禁による各地の実証実験の進化に注目してまいりたいと考えておるところでございます。

次に、昨年の秋に締結したヤマト運輸株式会社との連携協定の内容と今までの実績についてでございますが、昨年の9月にヤマト運輸様からドローンによる医薬品の輸送実験を和気町をフィールドとして実施したいというお話がありまして、令和3年10月22日にドローン輸送に関する連携協定を締結しております。協定項目といたしましては、検証の計画を作成するために必要な情報提供、関係団体、地域住民等への説明、理解、協力の確保、検証を遂行するために必要な許可の取得支援、処方後の処方箋薬の供給、オンライン診療、服薬指導、卸業者による医薬品輸送、その他、検証遂行するために必要とする支援と、そういった項目についての協定を交わしております。昨年度の実験では、主に地元区や患者、医療機関、薬局との調整や情報提供といった側面支援を町としては実施しております。

具体的な実験の内容といたしましては、2種類ございます。1つは、積載重量が35キロというヘリコプター型の大型ドローンで、赤磐市福田にあるヤマト運輸の配送センターから町内の医療機関へ医薬品を配送する実験。もう一つは、固定翼の小型ドローンで、オンライン診療、オンライン服薬指導後の処方箋薬を患者宅へ配送する実験になります。実験は、令和3年12月6日から令和4年1月25日までの期間で実施され、大型ドローンでの実験は、ヤマト運輸の配送センターから渋藤医院や日笠診療所への配送テストを21回、実輸送を10回、計31回実施しております。小型ドローンでの患者宅への配送は、北川病院、渋藤医院、吉永病院、日笠診療所の4つの医療機関と、町内の林薬局、そして津瀬区、南山方区、日笠上区の方に御協力いただきましてテストフライトを9回、実輸送を4回の計13回の飛行を行っております。

実験後の聞き取りでは、御協力いただいた患者の方からは、本人や家族の負担軽減になったなどの好意的な回

答をいただいております、ニーズがあることは確認できました。しかしながら、本人だけではオンライン診療に使用した通信端末を使うことができない、配送に多額のコストがかかるといった様々な課題も浮き彫りとなっております、ヤマト運輸内で課題解決に向けた方策を検討していると聞いております。

以上、今西議員への答弁とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（山本泰正君） 町長 太田君。

○町長（太田啓補君） それでは、3点目のこの連携協定は続けるべきと考えるがどう思われるのかという質問にお答えをしたいと思います。

先ほど担当課長からの説明にもあったとおり、実用化の後れているドローン物流については、ヤマト運輸をはじめとした大手物流企業も参入して実証実験が行われており、今後内容的にも実用化に向けた取組が進められるものと考えています。民間主導で行われるのであろうと考えているところです。

ヤマト運輸は、本町での実験結果を基に内容を見直し、本町と同じ日に連携協定を締結した徳島県的那賀町での第2弾の実験を行う予定であると聞いております。また、徳島県での実験後に、再び本町と実験を実施する可能性もあるようです。

ヤマト運輸が行う実験は、ドローン物流の実用化と本町が抱える課題の解決に資するものであり、実験のパートナーとして本町を選んでいただいたことは非常に光栄なことでありますので、ヤマト運輸が実験を継続されるのであれば、協定も継続をし、昨年と同様に地元の調整などの支援を行いたいと思います。

以上、答弁いたします。

○議長（山本泰正君） 1番 今西君。

○1番（今西宏康君） 御回答、ありがとうございました。ぜひそのようにしていただけたらと、一町民としては思います。

次に、大きい2番で、本荘地区内、初瀬川の水質についてという質問を3つに分けてさせていただきます。

これは、本荘地区のある区長からのコメントでもあるんですが、近年初瀬川の特に中流域——稲坪とか入田とか、あの辺をイメージしてください、衣笠もそうですけども——の水質が悪化しておると、どうなってんだというそういう声がございました。町長、どう思われますか。

2番目、この初瀬川水系、具体的には大中山の地区ですが、年4回水質調査をしておるようですが、その目的は何でしょうか。

また、この水質調査はいつからされてるんですか。

そして、その目的は達成できてますかということ、この場でちょっとあえて教えていただけたらと思います。

3番目ですが、これは住民課がやっておられる検査ですが、この調査結果を上下水道課はそもそも御存じなのかなということもありまして、まずそこを聞かないかんのですけども、知っておったとされたらどう捉えとるといふか、考えてますか。

先走って言いますけれども、あまり思わしくない結果が出ておりますので、先般から課題になってます南部水源地への影響はないのかなということ、これは上下水道課長にお伺いしたいです。よろしくお願いたします。

○議長（山本泰正君） 住民課長 松田君。

○住民課長（松田明久君） 失礼いたします。

それでは、今西議員からの御質問にお答えいたします。

私からは、1点目の近年初瀬川の水質が悪化していると聞くがどう思われるかと、2点目の初瀬川水系で年4回水質調査をしているがその目的は、いつからしているか、目的は達成できているかについて、お答えをさせていただきます。

まず、近年初瀬川の水質が悪化していると聞くがどう思われるかということでございますが、河川の水質基準として環境省が定めております生活環境の保全に関する環境基準がございます。項目としましては、水素イオン濃度、生物学的酸素要求量、浮遊物質、溶存酸素量及び今年度4月1日から大腸菌群数に代わり新たな指標として示された大腸菌数の5項目がございます。

また、環境基準には河川の類型ごとに基準値があり、AA類型からA、B、C、D、Eと、順に分かれております。吉井川中下流域であればB類型、金剛川ではA類型となっておりますが、初瀬川については、これらの累計には分類されておらず、環境基準値となるものはございません。しかしながら、和気町では議員から御質問をいただいたように、初瀬川におきまして平成17年度から水質調査を実施しており、水素イオン濃度、生物学的酸素要求量、大腸菌数及び化学的酸素要求量、全窒素、全リンの項目について毎年調査を行っております。

記録として残っている平成25年度から昨年度までの調査結果によりますと、年々悪化している項目はなく、先月実施した水質調査の結果を見ましても、以前のデータと比較しても悪化しているものはなく、調査を行った項目については、A類型に当てはめた場合でも環境基準を満たすものとなっております。もし実際に河川の水質事故や悪化が確認された場合には、初瀬川の河川管理者は岡山県となっておりますが、町といたしましても当然関係機関と連携を図り速やかに対応してまいります。

次に、初瀬川水系での年4回の水質調査について、その目的、いつからしているのか、またその目的は達成できているのかということでございますが、年4回の水質調査については平成25年度から実施しており、それ以前は年1回の調査となっており、年1回の調査については少なくとも平成17年度から実施をいたしております。

目的についてでございますが、初瀬川水系の周辺に畜産業が存在していることから、周辺環境への影響のモニタリング、また河川を監視し水質の悪化を防ぐといった目的から、調査を継続して実施しているものでございます。

また、その目的が達成できているのかということについては、継続してのモニタリング及び河川の監視を行うことがその目的であるため、今後についても継続して調査をしていきたいと考えております。また、今年度からは、調査地点を増やし、畜産施設よりも上流地点での採水を行っております。畜産施設の上流地点と下流地点との比較を行い、河川付近に畜産施設が存在することによる河川水質への影響を測るものでございます。こちらにつきましては、今年度からの調査であるため、調査結果を基に今後考察を図ってまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（山本泰正君） 上下水道課長 田村君。

○上下水道課長（田村正晃君） それでは、3点目のこの調査を上下水道課はどう考えているのか、南部水源地への影響はにつきまして、私のほうから答弁をさせていただきます。

調査結果につきましては、先ほど住民課長が答弁したように、環境基準を満たしているというふうに上下水道課としても認識をしておるところでございます。

それから、南部水源地への影響につきましては、これについては南部水源地の水脈調査、これを実施をしておりますので、南部水源地への影響は断定はできないというふうに考えております。

しかしながら、南部水源地の水質検査の結果を申し上げますと、原水において大腸菌が検出をされておるところでございます。国の通知からいたしますと、ふん便によって汚染されていると考えられる水源に位置づけられておまして、毎月検査を行い、注意深く状況を見極めているところでございます。

南部水源地以外にも大腸菌が検出をされている水源地はほかにもございまして、宿水源、それから吉田水源、それから田土水源、補助第1水源、昭和水源、それから地元管理であります西山水源においても検出されておりますことから、毎月の検査をしておるところでございます。

ここで、原水について大腸菌が出ておりますが、これにつきましては塩素滅菌にすることによって大腸菌は死滅をしておりますので、今水道水を使っている方には水質基準をクリアした水を提供させていただいているところでございます。国は、こういった水源に対して、予防対策としてろ過装置を設置しなさいとか、それから紫外線滅菌、紫外線処理の施設を設けなさいとか、そういったことの対応措置を講ずるように通達が出されておるところでございます。これらの計画につきましては、私どもが策定しております水道ビジョンにも掲げておりますので、順次整備を進めてまいりたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（山本泰正君） 1番 今西君。

○1番（今西宏康君） 再質問をさせていただきます。

幸いその基準値は何とか満たしておるといふ御回答でありました。これについては、また私も確認させていただきますが、そうであれば何のための継続的な水質調査なのか。住民課長は、モニタリングであり、継続的な検査が目的であると言われましたけども、こういうのを論理学ではトートロジーと言うんです。検査のための検査だというふうに聞こえます。いや、そうじゃないだろうと。住民の福祉のために何か具体的な目的がある。図らずも畜産施設、畜産業者の施設のことをおっしゃられました。まさにそのことじゃないんですか。今年からやっと畜産施設の上のほうで基準値を設けて検査を増やしたということでございますが、じゃあ今まで平成17年からそこに気がつかないかたでしょうかと言いたくなります。住民様の、これは私の声ではなくて、その大中山区の方の声だと思って聞いてください。その対策会議というのが平成17年に実はできまして、岡山県畜産課、県民局、和気町、その他の畜産試験場とか、もちろんその当事者である牧場の経営者と年に2回集まっておられる。そこにおいて、主催は県民局なのかもしれませんが、やはり当事者である牧場と、それから何においても和気町の姿勢がどうなっておるんだということは、もう重々聞かされたわけでございます。これについては当然歴代町長も、あるいは県議会議員の方もようしなかったと、はっきり言いますと、ということをお聞きしております。じゃから、今さらこのことを取り上げるのはどうかと。今回は取り上げませんけれど、水質のことだけはゆるがせにできませんので、私も衣笠の住人ですし、その地区では井戸が枯渇したとか、その前に井戸から大腸菌が出とったということで使うのをやめたんだけど、そのうち出なくなったと。ただ一方で、尺所区とか金剛川の近くでは出とるわけですが、井戸が枯渇してない。ですから、恐らく尺所のほうは——というのはこの近辺です——金剛川水脈だろうと。そして、衣笠とかのほうに行きますと、宮田もそうです、宮田のこれは区長から聞きましたけど、枯渇しておると。どうなつたんだと。こっちは恐らく初瀬川水脈だろうと。この違いについて認識しておく必要があるかと思っております。

一方で、また次の質問もありますので、この件はこれぐらいにしておきます。もう回答は結構ですが、最後に町長の見解をお聞かせください。

○議長（山本泰正君） 町長 太田君。

○町長（太田啓補君） 先ほど初瀬川の水質については、担当課長が答弁したとおりです。近年になって水質が悪化したということは、検査結果からそのようにはなっていないというふうにも認識をしています。ただ、水質の基準がないとはいえ、今後も継続してやはりきちっと調査はしていかなければいけないというふうにも認識をしているところです。

また、この調査結果をどのように考えるのかと、南部水源への影響はということもございましたけれども、当然もう町民の方々に安全な水を供給することは行政の責務であります。町内の有識者の方や水質検査機関と協力しながら、安全な水の供給に今後も努めてまいりたいと思っております。

○議長（山本泰正君） 1番 今西君。

○1番（今西宏康君） ありがとうございます。ちょっと私も言葉が過ぎたかもしれません。検査のための検査

というのではなく、安全な水の供給をチェックするための検査であると、そのように解釈させていただきます。

引き続き、その大中山区の方の要望につきましては、恐らくこれでは納得しかねる面が多分おありだろうと思いますので、これまた後日改めて質問させていただきます。

2番については以上です。

○議長（山本泰正君） 1番 今西君。

○1番（今西宏康君） 続きまして、3番目の質問項目でございますが、私も補欠選挙のときに、本荘地区南部への企業誘致もやりますということを公約でうたいましたので、具体的にそのつてを頼って情報を集めておりましたところ、その詳しい業者の方なんか申しますには、和気町の和気インターの南のほうで、はっきり言いますと大中山でございますが、大変立地的には恵まれたところである。この山陽道のインターの近くでこれだけ土地が余っているところはほかにはもうないと。だけど、やっぱりこの水がネックになるんだということだそうでございますし、私もそれはなるほどなど。だから、物流業とか、倉庫業、あるいは組立て業とか、水をあまり使わないところが主に来とられますね。昔から奥村鍛工さんとか、養鶏場と、それから畜産業がございますけれども、ああいうところは水をたくさん使われるんでしょうが、いずれにしましても先ほど申しましたとおりで、初瀬川水系では井戸が枯渇してしまっておりまして、肝腎の水道も、南部水源地はもう枯渇状態にあると。ということで、これは前の議会のおときから言われておりますけれども、石生に新しい配水池をもう造らないと回せない、もう水のストックが本当に追いつかないということでございますので、それでもぎりぎりなんです。今度300立米加えたところで、南部水源でピークで足りないときは500立米足りないわけですから、それを300立米もっとストックができたとしても心もとない。ましてや、企業誘致どころではないと。新しい家も建てられないと、極端に言いますとね。実際、大中山では、せっかく引っ越そうと思っても諦める方がおられる。別の事情もあるんですが、それは今回はやめときますが。結論的に言いますと、本荘地区には新しい水源地が必要ではないのかと、この機会に。そこをどう思われますかというのが一つです。

さらに、水源地の候補としまして、私が聞いた情報ですが、ちょうど吉井川と金剛川がぶつかります、和気駅の西で、そのあたり、ちょっと下手のちょうどJRの線路の下あたりに湧き水があると。昔からそこはかつばが出るといういわれがあるところで、人がちょっと恐れてたところですが、あれはかつばと言われるのは、実は冷水が急に出てくるから、それで足をさらわれるんだと。本当かどうかは分かりませんが、複数の人からそういう話を聞いておりますので。ただ、だからと言って吉井川掘れるかと。これはまた国土交通省の関係もあり、また水利組合とか、もう既に枠があるでしょう。下手のほうではキリンビールもありますし、ヤクルトさんもあり、なかなか和気町単独では難しいんじゃないかと。

じゃあ、以上2点、よろしくお願ひします。

○議長（山本泰正君） 上下水道課長 田村君。

○上下水道課長（田村正晃君） 失礼いたします。

3点目の御質問でございますが、選挙公約でうたっていたので具体的に企業を当たっているが、やはり水量、水質がネックになる。本荘地区には新たな水源地が必要と考えるがどうかと。それから2つ目が、吉井川、金剛川への合流地点に湧き水があると聞くがということの御質問についてお答えをしたいと思います。

新聞報道等によりまして企業を誘致することは承知をしておりますが、本荘地区に限らず、多くの水を利用する企業を誘致するためには、新たな水源地が必要になってくることは当然のことでございます。

水源の確保につきましては、今現有の井戸を掘り下げるか、それから別の場所に新たな井戸を掘るか、広域水道企業団からの受水を検討するかっていう方法がございます。企業誘致に際しては、企業側の意向も踏まえて協議をしてみたいと思っております。

先日、全員協議会でも御説明があったと思いますが、矢田の工業団地につきましても、水道水の上限が少ない

ということで応募を断念されたという業者もあると聞いておりますので、現段階では、企業誘致のために先行して水を準備しとくということを行う予定はございません。今西議員からもありましたように、乾季には枯渇する水源がありますので、まずは、現在利用されている町民のための水源を確保していきたいというふうに考えております。

それから、吉井川と金剛川の合流点の湧き水につきましては、私も現地を確認したわけではございませんが、歴代の課長からもお話を伺ったことはあるというふうに聞いております。仮に湧き水があったとすることになると、金剛川、吉井川ともこれは水利権が設定をされておりますので、河川からの表流水、川の水を水源として整備をすることは難しいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（山本泰正君） 1番 今西君。

○1番（今西宏康君） 再質問をさせていただきます。

吉井川とか金剛川というのは、国土交通省管轄でもあり、水利組合が複雑に入り込んでますので、ただその農業用水のニーズが減ってきているはずですね。ですから、枠が空いてるのではないかと思慮はいたしますが、どうしても交渉が難しい。面倒くさい、はっきり言いますと。ということでありましたら、岡山県の管轄である初瀬川、幸いその初瀬川の水質調査については辛うじて基準をクリアしておるということでもございましたが、これについてはまた別途私も思うところがありますけれども、区長とかにこれは納得してもらえんだろうというのがありますが、私の住んでます西森区というか、福富のほうです、ちょうど福富橋というのが国道の福富ローソンの上のところに福富橋というのがあって、そこから下手の、初瀬川でも最下流です、一番下流で、金剛川とぶつかってすぐにもう吉井川へ出ていくところ、ここから、この福富橋の下からちょうどJRの橋の下、この区間には蛍が物すごく出ます。ゆうべも見ました、私は。本当にびっくりするんですけど、初瀬川は汚い、汚いと、ちょっと上のほうの方は言われるんですけど、本荘小学校のほうとか、あの例のハピーズのあたりです、汚いと言うんですが、その下手の福富からこちらは蛍がたくさん出ておると。明かりがないということもあるんですけども、これは明らかに湧き水があるということだと思っんですよ。

だから、何が言いたいかといいますと、初瀬川から向こう側、南側のところはちょうど森になってますから山がありますけれども、あそこには間違いなく地下水脈があると思われます。そこを利用するようなことはできませんでしょうかねという質問でございます。

○議長（山本泰正君） 上下水道課長 田村君。

○上下水道課長（田村正晃君） 時間もないので、ちょっと手短かに。

まず、水利権につきましては、これは今もう設定をしておるもんですから、なかなか新たに水利権を設けるっていうのは難しいと思います。それから、水利権を今度買うっていう方法が一つありますが、これにつきましても、過去においてずっと精算をしまっているそれぞれの団体かの精算ということになりますので、和気町が負担をするということが非常に多くなります。

それから、もう一つ初瀬川、これはもう県管理ですから県との協議になると思いますが、先ほども言いましたように表流水、川を流れている水を採取するんであれば、これは広域企業団がしているような浄水施設を設けるようになります。それから、河川区域のエリアから外であれば、それは今までと、水質調査ができれば同じような仕組みができるっていうことになりますので、地形的にあそこが適切かどうかということは今後もまた検討をしていく必要はあろうかと思っんです。

○議長（山本泰正君） 1番 今西君。

○1番（今西宏康君） ありがとうございます。もう時間がないので一言だけ。この件はまた引き続き9月も取り扱います。どうぞ前向きな議論をお願いします。プラス発想でひとつお答えください。ありがとうございます。

した。

○議長（山本泰正君） これで今西宏康君の一般質問を終わります。

次に、4番 神崎良一君に一般質問を許可します。

4番 神崎君。

○4番（神崎良一君） 議長より一般質問の許可をいただきましたので、一般質問させていただきます。

まず、この場をお借りして一言おわびとお礼を申し上げたいと思います。

去る6月6日に私自身コロナに感染しまして、6月16日木曜日まで保健所の指導で自宅療養ということで行ってきました。コロナに感染しましたこと、ここで皆さんに御心配をおかけして大変御迷惑をおかけしたこと、深くおわびしたいと思います。

コロナワクチン3回の接種の効果だったと思いますが、おかげさまで軽症で済みました。その間、お叱り等のお電話もいただいたりしましたが、逆に一方では、多くの方からの激励のお言葉、お電話をいただきました。コロナに感染してるのにお見舞いまで来られるという、お気持ちはお受けしましたが、そういう方もいらっしゃいました。これも皆様方のおかげだと心から感謝しております。本当にありがとうございました。

では、質問させていただきます。

5月20日の臨時議会において、新町長より9項目の所信表明がありました。

その中で、3点に関しまして質問させていただきます。

まず、1点目は、防災・減災対策であります。

町長のおっしゃられた中から具体的なことをちょっと聞かせていただきたいと思います。

1点目が旧小学校区に整備する避難所の概要はどのようなものか。これ1点目でございます。

それから、それに付随してるんですけど、2点目としては、旧佐伯町に考えておられる公民館というんですかね、その概要であったり、位置づけといたしますか、目的といたしますか、これが2点目でございます。

それから、3点目は、前町長が進めておりました防災都市公園整備事業ですが、これは公約でも中止と、それからこの前の所信表明でも中止ということでお話しされていましたが、益原区民の方々が、当時先祖代々の土地をなかなかこういうものに出すのは大変だということではあったけれども、もう強い執行部といたしますか、賛成の方等々の意見を聞いて、泣く泣くというか、やむを得ず拠出をすることを決められた方々が多くいらっしゃいます。中止ということですが、町長のほうでは、その間といたしますか、町長になられてから益原区のそういう方々への御説明というか、そのあたりはどのようにされたのでしょうか。そのあたりをお聞かせください。

○議長（山本泰正君） 危機管理室長 河野君。

○危機管理室長（河野憲一君） 失礼いたします。

神崎議員の防災・減災対策についてということでございまして、1つ目の旧小学校区に整備する避難所の概要、それから2つ目の旧佐伯町の公民館はどのような位置づけかという御質問でございます。

まず、旧小学校区に整備する避難所の概要はについてでございますが、現在町内には各地区のコミュニティハウスなど、指定緊急避難場所がございまして、町が開設する体育館など指定避難場所を合わせると102か所の施設を避難所として指定をさせていただいております。

指定避難場所につきましては、旧小学校区ごとに1か所程度ございまして、町職員を配置しまして、災害時に開設することとしております。各地区の防災拠点として、施設の環境整備や設備の充実を図ってございます。誰でも利用しやすいように、トイレの洋式化をはじめ、災害情報、気象情報を入手するためのテレビの設置、停電対策といたしまして発電機、投光器の配備、インターネットへの接続のためのWi-Fi環境の整備、適切なタイミングで迅速に避難所を開設するための簡易備蓄倉庫の設置など、様々な取組を行ってきております。台風や地震だけではなく、ゲリラ豪雨や前線による大雨など、近年多様化する災害に対応するため、また避難所内での

感染症への感染を恐れて住民の方が避難しないということがないよう、避難する方が安心して利用できる避難所を目指し、国や県、防災の専門家などから最新の情報を収集しながら整備を続けてまいりたいと思っております。

次に、旧佐伯町の公民館はどのような位置づけかについてでございますが、現在和気地域には、旧小学校区ごとに地区公民館がございまして、地区のコミュニティ活動の中心としてまちづくり協議会の会議やイベント、選挙の投票所などとして活用をさせていただいております。また、防災面でも、指定避難場所に指定をし、有事の際には住民の方々が避難できるようになっている箇所もございます。

しかしながら、佐伯地域には、地区公民館というものはなく、そのため防災面ではサエスタや佐伯老人福祉センターなどを指定避難場所に指定をし、災害時には開設することといたしております。

先ほど避難所の概要につきまして御説明を申し上げましたが、備品等を整備することはもとより、広域エリアの避難所となっている地域もございますので、対象地域の方のニーズや様々な角度からの御意見を集め、身近な場所への避難所の確保と充実について検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（山本泰正君） 町長 太田君。

○町長（太田啓補君） 防災都市公園整備事業は中止とのことだが、益原区民への今後の対応はという質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

議員御承知のとおり、和気町議会で長年議論を重ねた結果、休止をしている防災都市公園整備事業につきましては、私の所信表明でも申し上げたとおり、中止の判断をしております。中止の代替案としまして、各旧小学校区に設置を検討している災害時における避難所の充実に努めてまいりたいと思えます。

議員御指摘の益原区民への対応についてであります。先日私のほうから関係者の方々に対し中止に至った経緯の説明をしたい旨益原区長に申入れをしています。現在は、説明を行う日程を調整しており、日程が決まり次第、私が益原区へ出向き、中止の判断をしたことについて丁寧に説明し、理解を得たいと考えていますので、御理解をよろしくお願いいたします。

以上、答弁といたします。

○議長（山本泰正君） 4番 神崎君。

○4番（神崎良一君） 旧小学校区の避難所の概要、それは大体分かりました。この概要って言うのは、実際は、和気町で考えられる災害は水害だろうと思っております。

一番大事なのは、その避難所に行かれる方々の現状把握、つまりどこの家のどんな高台にあるところに85歳の御老人おられるとか、61歳だけ足がちょっと悪いんだとかというふうなことを刻々とつかんでおられるかどうかは、それは多分各地区、つまり区長に任せてるということかもしれないけれども、受入れがしっかりとできた、Wi-Fiも備わった発電施設のある避難所であるならば、それを生かすためならば、そこへの足、どうやってそうやって避難していくのかというところまで踏み込んで、やはりせっかく各地に完璧な避難所を設けるのであれば、そのあたりのどこの道を通って、その橋は通れないな、こっちの橋から行かなあかん、そしたら誰がっていうのを、区長にお任せするのもいいですけども、やはりせっかくいいところをつくるということであれば、そのあたりまでどう考えられるかです。これが再質問の一つと、それから佐伯地域にというのは、今和気町のほうのお話をされましたけども、各地区に例えば、できれば本荘地区であれば本荘地区公民館という形がありますが、ということであれば、佐伯地域は広大で広くて、集落がたくさんありますが、1か所っていうことではないだろうかと、要するに数か所になるのかなというふうなイメージで聞きましたが、その辺はどうでしょうか。これが2点目。

それから、3点目の今ちょうど町長のほうから地元区長に説明の、面談を申し入れて日程調整中ということですが、その面談、御説明の会が終われば、またある機会でもって、この議場でもってその結末、益原地区の方の反応がどうだったかというふうなことは御説明いただけるのでしょうか。

○議長（山本泰正君） 危機管理室長 河野君。

○危機管理室長（河野憲一君） 失礼いたします。

今現在、避難所の運営等について、岡山県のモデル事業といたしまして、福祉の避難の関係で、田ヶ原地区、それから自主防災組織で地域の防災計画というような活動の観点から宮田地区にお世話になりながら、県のモデル事業を実施をいたしました、その中には、どのように避難をしていくとか、どの方がいるかとかというような細かい打合せも入っております。実際には、このことを町内の全域に広げていこうという活動の中で、コロナの感染症が拡大してまいりましたので、なかなか実施ができておりませんが、今の現状から徐々に進めていこうと考えております。

それから、避難所につきましてなんですが、町内には指定避難場所がございますが、佐伯地域に先ほど御質問がございました、佐伯地域は吉井川の流域でありながら、かなり広い範囲で指定場所を決めておる地域もございますので、そのあたりそこの地域の方のニーズをお聞きしながら、開設それから設備の整備、そういったことをに努めてまいりたいというふうにも考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（山本泰正君） 町長 太田君。

○町長（太田啓補君） 神崎議員のほうから、現在調整中だということ、その後のまた状況の報告はという御質問でございました。

私が5月20日の臨時議会の中で所信表明をするということでもございましたので、益原区の方々に何も説明しないまま所信表明をすることは駄目だと私判断をいたしまして、5月16日に区長をはじめ2人の方と話をさせていただきました。区民の皆様にも、関係者の皆様にも御説明をさせていただきますので、日程調整をお願いしますという話で、現在調整中のことであります。私が関係者の方と話をした結果につきましては、当然その結果について議会の皆様に御報告をさせていただきたいと考えているところです。

○議長（山本泰正君） 4番 神崎君。

○4番（神崎良一君） 旧小学校区の整備避難所、これは今モデル地区ということで、そこへのアクセス等々について検証されてるということなので、その結果を待ちますが、できることならば山方地区とか、非常に困難なようなところ、これもまたモデル地区に選んでいただいて、高齢者の多い、足場の悪いところ、御検証をお願いします。

それから、佐伯地域の公民館につきましては、今のところ具体的にはならないと、地元の方のニーズを踏まえながらということなんで、現状ではほんなら5か所つくとか、この地区とこの地区は近いからこれで1か所だとかというふうなことは当然今のところはないというふうに理解しました。

最後、町長のほうから報告させてもらうということなので、それも了承しました。

○議長（山本泰正君） 4番 神崎君。

○4番（神崎良一君） 2点目でございますが、脱炭素社会。

私も、実は4年前に、ちょうど議員になりたての頃に、和気町の屋根に太陽光パネルを載せたらということで、少し動きました。当時のお話では、それ以前に補助金が出るところで大方やってしまったので、なかなか新規に太陽光をつけるところがないんだという返答で終わってしまって、実行は実現しませんでした。

そこで、質問をさせていただきますが、現在の公共施設等々で、屋根に太陽光パネルを敷設可能な面積は大体どのくらい見込んでおられるのか、これが1点目で、2番目は、前町長からの引継ぎ案件だということ、所信表明されました木質バイオマス発電のことで、この計画がどのくらいなところまで今来ておるのか、どのよう

な青写真ができているのか、その内容をお聞きしたいと思います。

3点目は、皆様には緑のカーテンということでおなじみだと思うんですけども、和気町環境保全事業推進協議会というのがあります。そこが実施しております。この協議会は、2年ほど前から、耕作放棄地の対策と、この脱炭素というんですか、二酸化炭素を吸収して酸素を増やそうということで、緑のまちづくりというんですか、緑のふるさとづくりというんですか、そういうものを始めてまして、実際に耕作放棄地にミカンを植えまして実施をしている、こういう現状があります。このことについて、どのように執行部のほうは考えられて、今後これらについてはどうされていくのか、これが3点目です。

○議長（山本泰正君） 産業振興課長 新田君。

○産業振興課長（新田憲一君） 失礼いたします。

神崎議員の2点目、脱炭素社会についてということで、3つ御質問をいただいておりますので、順に御答弁をさせていただきますというふうに思います。

まず、公共施設の屋根に太陽光パネルはあとどれぐらい敷設可能かということについてでございますが、町のほうでは、平成27年から28年にかけてまして、庁舎や学校体育館などの公共施設の屋根を民間企業に貸出しをいたしまして太陽光パネルを設置する事業を実施いたしました。公募にて選定されました事業者が、現地調査を行った結果、過重等の理由により、ほとんどの施設で施工不可ということになりまして、現在パネルの設置は本荘にこにこ園のみという結果になっております。また、そのほかにも、和気中学校と、それから日笠地区公民館にも太陽光パネルを設置をしているところでございます。

なお、中央公民館などのその他の公共施設につきましては、当時調査を行っておりませんので、太陽光パネルの設置が可能かどうかについては現時点ではこちらでも把握をしておりません。

次に、木質バイオマス発電の具体的な計画はどうなっているのかということについてお答えをいたします。

本町での、木質バイオマス発電につきましては、令和2年に関西の大手建設会社から発電所の設置の御提案をいただきました。未利用資源であります町内の森林資源を燃料として活用する木質バイオマス発電は、地球温暖化の防止だけではなくて、新しい産業と雇用の創出による地域経済の活性化、森林の適正な整備、鳥獣被害の軽減などが期待できる取組であると考えまして、発電所の誘致に向けて検討を進めることといたしました。

計画の内容についてでございますが、林業が必ずしも盛んではない本町におきましては、針葉樹ではなく、広葉樹の活用を検討しております。町内の広葉樹を伐採いたしまして、チップ工場でチップにいたします。発電所で発電するという計画でございます。なお、発電した電気は、中国電力に売却するとともに、発電時に発生した熱についても有効活用を検討したいと思っております。現時点での課題の一つは、木の伐採を担う方が不足しているということでございます。町では重機の扱いに慣れていらっしゃる建設業協会の方たちに伐採を担っていただけるよう検討をお願いしておりまして、昨年度は日笠上地内で、広葉樹の伐採方法、それから伐採コストの検証等を行う試験伐採を実施いたしまして、その結果、情報を共有しているところであります。本年3月には、関係者等が集まる協議会を立ち上げまして、発電所建設までの課題等について整備検討を進めていくこととしております。

なお、発電所設置に係るスケジュール、それから立地場所、規模などについては、まだ具体的に示されておりませんので、決まっていることも現時点ではございません。

次に、最後の3点目の和気町環境保全事業推進協議会の進める緑の郷づくりはどうかの御質問についてでございますが、この協議会は、環境改善推進及び地球温暖化防止を目的といたしまして、出前講座による環境問題の普及啓発などの活動をされている団体でございます。緑の郷づくりは、この団体が実施されている休耕田でのかんきつ系の苗木の植付け事業ということで、こちらでは認識をしております。町といたしましても、この取組は脱炭素社会の実現に非常に貢献するものというふうに考えておりますので、この団体の取組について補助金を交

付いたしまして支援を行っているところでございます。今後につきましても、団体の方の意見を聞きながらしっかりと引き続き支援をしてまいりたいというふうに考えております。

以上、御答弁とさせていただきます。

○議長（山本泰正君） 4番 神崎君。

○4番（神崎良一君） それでは、脱炭素社会について再質問させていただきます。

公共施設のほうは、今言うように荷重がかかって屋根がもたないということだということが要因としてあるということですけども、今後、先ほどお話があった避難場所であるとか、それから佐伯地域の公民館等と当然のことながら古い公共施設が新しくなっていくのは時間を追えばそういうことになるので、そのあたりにまた今後太陽光パネルを載せるチャンスがあるのかなというように私はちょっと考えております。ということなんで、その辺は当然のことながら前向きにというか、実際公民館なんかであれば、発電機を買わなくても、太陽光で発電とか、蓄電池だけでいいとかにもなりましょうし、いろんなこともありますんで、そこを総合的に考えてみてください。

それと、木質バイオマスにつきましては、皆さんが知っておられるとおりで、真庭市ですか、あそこが事業として成立させていると聞いてますんで、またそのあたりへの研修等を含めて行くというようなことも必要かなと。このあたりはまだ青写真ができてないので、都度都度また御報告をいただきたい。

最後は、当然この補助金でということなんだけど、補助金の金額が今のところ出てると思うんですけど、あと私が考えているのは、サンシュユの会なんかも同じようだなと思っているので、そのあたりも含めてもうちょっと補助金というそのあたりも増やしてあげたらとふうなことで考えておるので、そのあたりにこの脱炭素社会への取組の町の姿勢が見られると思います。金額で言うと、下世話な話になりますけども、やっぱりそれに基づいて彼らは事業を拡大できるので、よろしくお願ひしたいと思います。

だから、質問というよりは、あとその3点ぐらいをまとめて町長から一言お願ひします。

○議長（山本泰正君） 町長 太田君。

○町長（太田啓補君） まず、1点目でございますが、新しい施設にする際には、太陽光パネルをとということでございますが、私もそのように考えているところです。老朽化する学校施設だとか、新築をすることがある公民館などにはそのようにしていきたいと考えています。

それから、2点目、木質バイオマス発電所の関係でございますけども、担当課長が申しましたように、まだ全く青写真を描けていないという状況でございますけれども、皆伐型のバイオマスといえますか、木材を供給をするということではなくて、やっぱり自伐型ということで、バイオマス発電をするにしても環境破壊のないように進めていきたいということが前提でございます。

それから3点目、緑の郷づくりなどへの補助金をということでございますけれども、これは担当課と、相談をさせていただくということで、よろしくお願ひいたします。

○議長（山本泰正君） 4番 神崎君。

○4番（神崎良一君） 最後に、3点目、人口減少対策、この点についてお尋ねします。

1点目は、雇用確保が喫緊の課題だと町長もおっしゃってます。その具体的策はありますかということです。実際、矢田の工業団地に備前化成さんが来られたということもお聞きしましたので、そのあたりもどのぐらいに考えたらいいか、いいお話だと思いますが、それ以外に具体的に雇用確保の具体策、これをお聞かせください。

それから、移住者の方は本当にたくさん今来ていただいているわけですけども、その方々を受け入れる住宅が減少しているということなので、これが別の宮田区の新しい住宅団地といいますか、そんなもそういう一例だと思うんですけども、ほかにもどのように受け入れる施設を考えておられるのか。そのお考えをお聞かせください。

て最後は、東京の山手線ですか、中づり広告に和気町へ来てほしいということで、移住の広告が出ておって、その好印象さも加わって、たくさんの方が今和気町への移住を考えておられる、このように聞いております。

今後は、新町長になられて、従来どおりじゃなくて、多分また新しいことを考えておられると思うので、和気町の広告、PRは具体的にはどのようなことを新しく考えておられるのかと、その3点をお聞きします。

○議長（山本泰正君） まち経営課長 寺尾君。

○まち経営課長（寺尾純一君） 失礼いたします。

それでは、神崎議員からいただきました今後の人口減少対策についての御質問にお答えさせていただきます。

まず、1つ目の雇用の確保の具体策についてでございますが、雇用確保に当たっての効果的な施策というのは、やはり企業誘致、それから企業支援といったものであるというふうに考えております。矢田工業団地への企業誘致は内定企業が決定いたしまして公募は終了いたしました。コロナ禍でのサプライチェーンの混乱やロシアのウクライナ侵攻などの影響もありまして、企業の国内回帰の動きっていうのはさらに強まっております。そういった中で、岡山県内でも工業用地の不足が見られまして、本町にも公募終了後でも用地の問合せが寄せられているという状況でございます。現在、町で所有する用地はございませんが、水の問題等もございまして、なかなか新たな工業団地というのも難しいものがあるのかなとは思っておりますが、問合せ企業の業種や希望の要件に応えられる適地の把握には、今後一層努めてまいりたいというふうに考えております。

また、起業支援につきましては、平成28年度から備前市、瀬戸内市と合同で創業塾を開催しておりまして、本町からは、昨年度、一昨年度、それぞれ6名の方が受講されております。そして、新たな起業をより一層促進していくための支援策として、起業支援のための補助金制度を創設して、今定例会に補正予算で計上しているという状況でございます。

次に、移住者を受け入れる住宅施設につきましては、先ほど議員おっしゃられた部分と重なる部分がございますが、宮田団地の宅地造成、それから朝日団地の民間企業への売却による住宅用地の整備といった大型の施策に加えまして、町営住宅の運用として長楽団地、塩田団地等に子育て世代の移住希望者を対象とする町営住宅を確保するといった取組も実施いたしております。また、移住者からのニーズの高い空き家の活用につきましても、空き家の改修補助金などの様々なインセンティブを設けて、積極的な掘り起こしを現在行っておりまして、空き家バンクの登録申請数、もう例年25件程度でしたけれども、昨年が44件と、20件程度増えております。今年度も5月末で申請数が7件上がっておりまして、昨年度並みかそれ以上の効果が出るというふうに期待しております。引き続き、空き家の掘り起こし、空き家の活用につきましては、いろいろ手だてを尽くして取り組んでいきたいというふうに考えております。

最後に、今後の東京、大阪等の都市に向けた和気町のPRについてでございますが、こちら以前から、岡山県や連携中枢都市圏が主催する、東京や大阪への移住相談会へ参加しておりましたが、新型コロナウイルスの関係でオンラインでの参加のみとなっております。

令和2年度に計画しておりました移住キャラバンも、同様に延期をずっと続けている状況でございます。今年度は、コロナの感染状況にも左右されますが、現地へ赴いてのPRが行えるように準備を進めてまいりたいと思っております。

また、移住だけではなくて、観光や文化、特産物など、移住以外の分野においても、メディアやSNSを活用したPRを積極的に実施いたしまして、和気町の認知度を向上させるということで、お互いに相乗効果も期待できますので、シティプロモーションという観点に立って、町の魅力を余すところなくPRできるよう工夫していきます、PR効果を高めていきたいというふうに考えております。以上神崎議員への答弁とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（山本泰正君） 町長 太田君。

○町長（太田啓補君） 神崎議員のほうが最後に新しい発想でのPRはないかというふうに言われましたので、若干、私も移住相談会など、東京や大阪に私自身が出て行ってトップセールスをしてまいりたいと考えているところです。

同時に、観光大使を発掘をしたいということを考えていますので、またそのことがはっきりしましたら、お知らせをさせていただきたいというふうに思っています。

○議長（山本泰正君） 4番 神崎君。

○4番（神崎良一君） やっぱり人口減少対策については、企業誘致とそして和気町の魅力をPRして、今まで来られている移住者、これから来られる移住者にどんどん売り込んでいっていただく。今町長から新しい発想ということでトップセールス、これも非常に面白い。それから、観光大使という発想も非常に新しいユニークな現代の発想かなと思います。ぜひそれを具体化されて、またこの場でもって御報告をいただきたい。

雇用確保のほうも、企業誘致が中止になると。それから、新しく事業をされる方への創業支援等々を担当課長のほうからお話がありました。

それから、今まさに前町長から引き継いでやっている宮田団地、それから朝日団地と、それから長楽団地、塩田団地ですか、そのあたりも含めてということなので、新旧織り交ぜて、新しく住宅ができればまたそれに新しい方が来られるということで、非常に受入れのほうも順次進んでいっているように感じました。そのあたりをしっかりとやっていただいて、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（山本泰正君） これで神崎良一君の一般質問を終わります。

本日の一般質問は、ここで打ち切り、明日、6月21日午前9時から引き続き行います。

本日は、これにて散会します。

御苦労さまでした。

午後0時00分 散会

令和4年第3回和気町議会会議録（第12日目）

1. 招集日時 令和4年6月21日 午前9時00分
2. 会議の区分 定例会
3. 会議開閉日時 令和4年6月21日 午前9時00分開議 午前11時59分散会
4. 会議の場所 和気町議会議事堂
5. 出席した議員の番号氏名

1番 今西宏康	2番 尾崎智美	3番 從野勝
4番 神崎良一	5番 山本稔	6番 居樹豊
7番 万代哲央	8番 広瀬正男	9番 西中純一
10番 安東哲矢	11番 当瀬万享	12番 山本泰正
6. 欠席・遅参・早退した議員の番号氏名
なし
7. 説明のため出席した者の職氏名

町長 太田啓補	副町長 今田好泰
教育長 徳永昭伸	総務課長 永宗宣之
危機管理室長 河野憲一	財政課長 海野均
まち経営課長 寺尾純一	税務課長 岡本康彦
生活環境課長 山崎信行	健康福祉課長 松田明久
介護保険課長 井上輝昭	産業振興課長 新田憲一
都市建設課長 西本幸司	上下水道課長 田村正晃
総務事業課長 久永敏博	会計管理者 清水洋右
教育次長 万代明	学校教育課長 國定智子
社会教育課長代理 森元純一	
8. 職務のため出席した者の職氏名
議会事務局長 則枝日出樹
9. 議事日程及び付議事件並びに結果

議事日程	付議事件等	結果
日程第1	一般質問 1. 5番 山本 稔 2. 7番 万代哲央 3. 2番 尾崎智美 4. 9番 西中純一	

午前9時00分 開議

(開議の宣告)

○議長(山本泰正君) 皆さん、御苦労さまです。

ただいまの出席議員数は、12名です。

したがって、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

(議事日程の報告)

○議長(山本泰正君) 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。御了承願います。

(日程第1)

○議長(山本泰正君) 日程第1、昨日20日に引き続き一般質問を行います。

それでは、5番 山本 稔君に質問を許可します。

5番 山本君。

○5番(山本 稔君) 皆さん、おはようございます。

まず最初に、昨日神崎議員からもありましたが、私もコロナのほうを発症いたしまして、議会を欠席いたしました。皆さんに御心配、御迷惑をおかけしたことをおわび申し上げます。

それでは、一般質問をさせていただきます。

私からは、3点ほど質問をさせていただきます。

まず、防災都市公園についてでございます。

防災都市公園は、市街地の防災性の向上、それから被災地の早期復興を図るため、防災性の向上とか住民の意識向上、それから被災地における復興まちづくり等を総合的に推進する事業であります。避難場所をつくるという目的の公園ではございません。ですから、ふだんは住民の福祉向上とか町外からの来訪者を呼ぶような施設をつくって、いざ災害が起きると、避難場所に一番最初に移ります。その後、避難をした後、防災の拠点、ボランティアセンターとか、それから物資の配送場所とか、そういうところの中心となるものをつくるのが防災都市公園であります。

和気町では、地震とかでそんなに大きい被害は見込まれておりませんが、ここ最近、風水害、水害には特に気をつけなければならないと思っております。去年は、井原市のほうも水害で大変なことになっております。近年では、想定外という雨量が度々降っております。吉井川も、そのために堤防のかさ上げと、それから前町長が川のしゅんせつ等を行って、大分安全性は上がってきているとは思いますが、想定外ということが何遍も起きております。もし、吉井川の堤防が決壊して水害になると、かなりの被害が出ると思われます。そういうときに、あと早期復興をするために、災害のごみ、それから仮設住宅、それから中心的なボランティアセンターの役割を担う場所がなかなかございません。ですから、こういう場所をつくって、ふだんは住民福祉とか、それからいろんな施設をつくって、町外より交流人口を増やすというような施設をつくるのは、私はすごく賛成でありました。

町長におかれましては、こういうことをやめるとおっしゃいました。私は残念でなりませんので、なぜやめるのか、それから本当に必要ないと思われているのか、そこら辺をしっかりと聞きたいと思っております。よろしくお願ひします。

○議長(山本泰正君) 町長 太田君。

○町長(太田啓補君) おはようございます。

防災都市公園は本当に必要ないと思っているのかという山本議員の御質問にお答えをしたいと思います。

昨日の答弁でも申し上げましたとおり、防災都市公園整備事業の中止につきましては、私の選挙公約や所信表明でも申し上げているところです。まず、私はこの防災都市公園というものは、本来大都市を中心に、地域の防災構造を強化するために整備をされるものであり、本町で整備をすることには疑問を持っていたわけでありま

す。また、防災拠点として整備するに当たり、計画区域である益原区が、町が発行しているハザードマップ上で、これは堤防が決壊したことを前提としていますけれども、2メートルから5メートルの浸水地域ということが想定されております。50年間浸水被害がないとお伺いをしているところですが、近年の降雨状況を見ますと、無視できないものと判断いたしました。多額の事業費をかけ、益原地区に防災拠点をするのではなく、各旧小学校区に中核となる防災拠点を整備することにより、大規模災害時に避難する状況に陥った場合、より早くより安全に避難をすることもできることから、町民の皆様の安心・安全を第一に考えた場合、妥当であると考えております。また、大規模災害が発生した場合の災害廃棄物の処理についても、本町でつくっております和気町災害廃棄物処理計画に基づいて実施をしていきたいと考えています。防災都市公園は、IPUに無償貸与した総合グラウンドの代替施設として新たに整備するものであり、町民感情を考慮した場合、理解を得られないと考えたわけでございます。

以上のことから、私は防災都市公園整備事業を中止する判断をいたしました。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（山本泰正君） 5番 山本君。

○5番（山本 稔君） 町長が言われました浸水地区、それから都市ではないので必要ないとおっしゃられました。先ほども、私は防災都市公園の目的とかを言わせてもらいましたが、防災性の向上とかは、都市でなくても、地方でも必要なんじゃないでしょうか。それから、浸水想定地域、これは浸水はしょうがありません。避難をする場所ではありません、先ほども言いましたように。避難は、今町長が進めておられるように、各地区に避難場所、いろんな整備を、前の町長からもやっておられます。そこに一時的に避難するのは、当然だと思いません。近いところでないと、避難はできません。ですが、避難した後、自分の家に帰れる人はいいです。帰れない人はどうするんですか。よそでも仮設住宅を作っております。中学校の校庭に作る、小学校の校庭に作る、総合グラウンドに作る、作るころはあります。ですが、長期にわたってそういうところが使えなくなる。小学校とか中学校とかはかわいそうですね。総合グラウンドも、これは致し方ないと思います。ですが、一応防災都市公園としてつくっておけば、そこは防災のために使う公園ですから、そういう目的のためにつくったところですから、まず仮設住宅等を作って、長いこと使っても問題ないと思います。

それから、土手が崩壊して浸水するという想定ですが、益原が浸水しますと、和気町全部、ほとんどが浸かるような感じになると思いますよ。水は、上から下へ流れますね。益原の土手が決壊すると、和気のまちは曾根から和気からほとんど浸かります。大変な被害になります。ほいで、その被害が出たのを町のごみ処分で計画してやるとおっしゃいましたが、どのぐらいかかると思われますかね。前に、平成の大水で駅前とか、町長のところも浸ったのかも分かりませんが、浸ったことがあります。道にたくさんごみを出して、汚いなと思ったことを私は忘れておりません。ああいうことがあると、集積場所というのは必要だと思いますので、こら辺のこともいろいろ考えてやってほしかったなと思います。それから、何が何でも反対というような感じの風潮で、あそこに代替施設、グラウンド、野球場は前の町長もしなくても結構と、ほかのことでいいですよと言われましたよ。それなのに、防災都市公園はしないと。施設は、先ほども言いましたように、町民の福利厚生とか町外との交流拠点として使うべきですから、野球場でなくても、サッカー場でもいいです。とにかく大きい広場が必要ですね、公園。そういうことを目的にしたやつを、もっと話し合いをして前に進めてほしいなというような考えであります。その点について、これからはこういうふうな大きな事業になりますと、話し合いをしっかりしないと駄目だと思いますが、僕らもなかなか意見を言う機会がなかったもので、皆さんと話がなかなかできなかったのも本当だと思う。ですから、私にも責任があると思いますが、こら辺のことでこれから町政を担っていく上で、どのようにして議論をして、すり合わせというんですか、こういうふうなことを了承してくればつくってもいいとか、これはどうしても納得できないので、皆さん、できませんというようなことをちゃんと議会で話し合っ

てやればよいと思いますが、私の中でも不完全燃焼で残念でございますので、町長のほうからも、こちら辺のことをもう少し詳しくお願いしたいと思います。

○議長（山本泰正君） 町長 太田君。

○町長（太田啓補君） 山本議員のほうから再質問がございましたけれども、まず益原区、計画予定地ということですね。計画予定地が浸水地域であるということが、これはハザードマップに掲げられている厳然たる事実でございます。そこに防災拠点、避難するとかということではなくしても、先ほど言われたように、ボランティアだとか復興拠点にする、災害地域がそうした司令塔になることは不可能ではないかというふうに、浸水した場合ですよ、そのように理解をしているところです。これは、国土交通省が言っている防災都市公園ということで、一般的なことを申し上げましたけれども、人口密度が大体1ヘクタール40人以上のところには建設しなさいよというようなことが言われていますけれども、和気町は1万4,000人と考えて3,98人ぐらいだということが明らかにされているわけで、国が考えている一般的な防災都市公園にはふさわしくないのではないかということは、私が議員の時代から述べさせていただいていたところです。

災害ごみにつきましては、和気町には、先ほど私が言いましたように、処理計画の概要版をつくっていますので、それに基づいて粛々と処理をさせていただくというふうに、当面のところですが、そのように考えているところです。今後、事態が変わるような状況になれば、この処理計画の概要版も新しくしていく必要が、改定をしていく必要があるだろうというふうに考えているところです。

それから、野球場でなくてもよいというふうに前町長は言われたということなんですが、私はいろいろな機会でも基本構想を変えたらどうかということを主張しましたし、それから他の議員からもそのような意見が出されたんですけども、基本構想については変えるつもりはないということでございますので、野球場を中心とした防災都市公園ということだったのではないかなと今記憶をしているところです。

それから、意見を言う場がなかなかなかったというふうに言われましたけれども、当時でも防災公園整備事業特別委員会もございまして、そうした場所でいろいろな意見を言うことはできたんだろうというふうに思いますし、今後も私はいろいろな意見を述べる場をつくっていきたくて。いろいろな事業をする場合にも、町民の方々にもきちっと明らかにして、それから議員の方々にも意見を言う場を、当然のことですから、設定をしたいと。皆さんと意見交換をしながら、施策を考えていきたいということでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（山本泰正君） 5番 山本君。

○5番（山本 稔君） 浸水想定地域で反対であるとおっしゃられましたが、浸水想定地域、2メートルほどでございました。あそこは、土砂で埋めて公園をつくるということでありまして、当初1メートルぐらい埋めてつくる予定でありましたが、それを2メートルに上げればつからないということになると思います。そういうふうな意見を私は持っておりましたが、そういうふうに変更しても、ほかのことで駄目だというような感じで、ほとんど防災都市公園はしないというような方向に向かっておりました。ですから、なかなか、今になって言うのもおかしいですが、そういうことで、こういうことで1個はクリアできるんじゃないかというようなことはお考えにならなかったんでしょうかね。

○議長（山本泰正君） 町長 太田君。

○町長（太田啓補君） 私は、当時議員をさせていただいておったわけで、私がいろいろな提案をすることはできたわけですが、執行権はなかったわけでありまして、1メートルかさ上げの予定を、山本議員が言われるように、2メートル上げたらずからなかったのではないかというようなことも、それは想定はできたかもしれませんが、その代わりその他のところが大きくまた浸水をするというようなことも想定ができるということもございまして、その当時の町の執行部としては1メートル以上のかさ上げが限界だというふうに考えられた

んではないかと推測をしているところです。

○議長（山本泰正君） 5番 山本君。

○5番（山本 稔君） ありがとうございます。こういうことを蒸し返しても、町長はこういうことはしないと公約でもおっしゃられましたし、それから今定例会が始まる時にもおっしゃっておりますので、これでとどめたいと思います。

それから、次の質問に入りたいと思います。

ドローンの物流実証実験をやめると、あまりしないというようなニュアンスで私は受け取っております。ですが、これは物流の実証実験でありまして、実証実験というのは何回も実験をした上で積み重ねていくと、実際にできるようになるというような段階でございます。ですから、実証実験というのは大切なものです。それで、ほかのところでは実証実験がなかなかできないということで、和気町には優秀なドローンスクールもありますし、今まで実証実験を手がけてきて、いろんなところで評価をいただいて、実証実験を続けてきていると私は思っております。これからの、新しいこれからの国の戦略でありますドローンについても、いち早く和気町がすることに意義があると思います。

ドローンの物流ですが、もしできるようになると、コースとかは実証実験で行けているところがありますよね。そこはすぐに行けます。それから、今津瀬地区は実証実験を行っておりますので、もしあそこに行けないと、道が崩壊して行けないと、川から船を使っていくしかないというようなときでも、物流実験をしたわけですから、そんなにたくさんの物資とかは運ばませんが、必要最低限の物資とかは緊急的に町のドローンを使ってできるようになるんじゃないかと思っております。ですから、商売ですか、実際の運用に関しては、費用が今のところたくさんかかるので、できないと私も思っておりますが、まだまだ実証実験はいろんな取組がなされるものと思っております。ですから、和気町でドローンの実験をしていただくのは、最初のほう、国のほうが進めてきたのは10分の10でございました。最近のほうは町のほうが4分の1か何か払わんといけんようになっておりますが、そういうことで喜ばしいことだと思っております。これからの、新しいAIの技術とかが進展しまして、いろんな最新の实証実験とかができてくると思われます。そういうのをいち早く和気町で誘致してやっていくのは、和気町にとって宣伝効果も大きいし、それから和気町はすごく先進的な町ですごいなというのをほかのまちの人、それから関西、関東圏の人にも分かってもらって、移住・定住に結びつけられるんじゃないかと思っておりますので、ここら辺の考えをまたよろしく願います。

○議長（山本泰正君） 町長 太田君。

○町長（太田啓補君） 続いて、ドローン物流実証実験を中止するのはなぜかという質問にお答えをしたいと思います。

本町におけるドローン物流の実証実験につきましては、国の補助事業の採択を受け、町や民間企業が主体となって、平成30年度から令和3年度までの4年間にわたり実施をしてまいりました。しかし、農業や施設点検などの分野では実用化が進んできているものの、物流分野においては技術的、制度的な課題が多く、採算ベースに乗った事業の早期実用化は困難であると見込んでおります。本町は、物流実験の先駆けとして積極的に実証実験に取り組んでまいりましたが、全国で多くの自治体、物流業界や航空業界の大手企業が実験に取り組んでいる現在、本町が限りある財源を活用して取り組むべきは、自立したサービスとしての実用化に道筋がついていない物流実験ではなくて、自動車による買い物サポートや移動販売の強化であると考え、物流の実証実験を中止することといたしました。しかしながら、民間企業が主体の実証実験に対しましては、昨年度のヤマト運輸の実験と同様に、地元調整等の協力を行うことで、ドローン物流の実用化を後押ししていきたいと考えています。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（山本泰正君） 5番 山本君。

○5番(山本 稔君) 今おっしゃられましたことであると、積極的に町が推進して実証実験は、物流のほうはやらないと。ですが、民間がされるのであれば協力はするということですね。分かりました。それでは、もし物流以外の実証実験があるとすれば、これも同じで、民間がすれば後押しはさせていただくというような考えでよろしいのでしょうか。

○議長(山本泰正君) 町長 太田君。

○町長(太田啓補君) 先ほど答弁で申し上げましたとおり、民間企業が行っていただくことは全く否定をしていませんので、本町としても協力できるところは協力をさせていただきたいと考えているところです。議員も御承知のとおり、ドローン事業を全て否定しているわけではございません。実証実験で有用性が確認をされた事業、例えば農地パトロールであるとか橋梁などの高いところの安全点検であるとか、有害鳥獣などの確認、災害時、災害後の確認など、そうしたところにつきましては、ドローンを活用しながら進めていきたいと考えているところです。和気町には、ドローン航空隊といわれる操縦をする資格を有した職員の方もおりますし、今後もそういう職員の方を増やしていく方向に立っていますので、そうした形でドローンを活用させていただきたいと考えています。

○議長(山本泰正君) 5番 山本君。

○5番(山本 稔君) それでは、町にはドローンの資格を持った職員の方がおられます。そういう方を有効に活用して、ドローン事業にも幅広く取り組んでいただきたいと思います。和気町には、一応大森町長の時代に誘致をしたドローンのスクールがありますので、そういうところも活用して、いろいろ頑張っていると思います。そういうところもし実証実験をするというのであれば、後押しするというのでいいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、3つ目の質問です。

野球場は、和気町では今佐伯のグラウンドしかありません。IPUにもグラウンドはありますが、あそこはIPUが使っておりますので、自由に使うということはないですね。自由に使える佐伯球場ではありますが、今ふだんの使用では駐車場とかは足りておりますが、たくさんのチームが参加する大会等があると、サエスタの駐車場とか、それから父井原の公民館の駐車場とか、いろんな近くに止めたりする車も出てきております。そういうところは、農家の皆さん、地元の皆さんは、駐車場をつくっておけば、そこに止めてもらえるんじゃないかということで、土地の提供はやりますので駐車場をつくってくださいというような声もございますので、そこら辺でつくるつもりがあるのかどうかというのをお聞きしたいと思います。

それから、あそこは前に工業団地をつくるという話が出まして、農業振興地域であるし、それからあそこが浸水地域でございます。ですので、中止になった経緯がございます。ですが、あそこら辺の田んぼを持っておられる方は、今田んぼをする気力がないということで、田んぼを売ってもいいという方がたくさんおられます。球場の前の辺の大きい田んぼを2枚ほど売ってもいいとおっしゃられておりますので、そこら辺でサブ球場でもつくってもらえれば、売ってもいいよとおっしゃられる方がおられるそうです。ですから、こういうふうな練習グラウンドとか、これからも必要になれば、つくってもらいたいと思っておりますけれども、こういうことは先々しないのかどうか、あの球場はちょっと狭いので拡張するとか、そういうことは考えておられないのか、お聞きしたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○議長(山本泰正君) 教育次長 万代君。

○教育次長(万代 明君) 失礼します。

佐伯グラウンドの整備について、佐伯グラウンドの駐車場が少ないが、つくるつもりはないか、練習グラウンドなどはつくらないかについて、回答をさせていただきます。

佐伯グラウンドの駐車場につきましては、スペースが十分でないことが以前から課題となっております。こ

のため、平成29年度には、使用されていなかったグラウンドの1塁側の空きスペースを活用して駐車場の拡張をし、現在56台の駐車が可能となっております。その際、防球フェンスや側溝の修繕なども行いました。また、令和2年度には、穴が開き、山からの土砂流入などにより荒れていた外野フェンスの改修や3塁側のフェンス設置、バックネット裏本部席への外壁設置等の工事も行っております。

以上のように、施設の老朽化や利用者の利便性向上に向けた改修は必要であると考えており、順次進めているところです。

次に、練習グラウンドについてでございます。

現在、佐伯グラウンドは土日は利用者が多い状況にあります。環太平洋大学のグラウンドも、大学の使用日以外は利用できるものの、佐伯グラウンドは現時点で和気町が専用利用できる唯一の野球用グラウンドであります。しかしながら、佐伯グラウンドは山の斜面を削り取ってつくられており、すぐ下には町内有数の優良農地が広がるなど、練習用グラウンド等の施設拡張には物理的な制約もありますので、十分検討する必要があります。今後も、利便性向上のため、効果的な改修方法について検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（山本泰正君） 5番 山本君。

○5番（山本 稔君） 駐車場については、1塁側が少し広くなって、ふだんでは大丈夫でございますが、先ほども言いましたように、大きい大会になるとたくさんの方が来られて、マナーのいい人はサエスタの駐車場とかに止めていただけるんですが、中に悪い方がおられまして、道とか公民館、空いております。そこに止める方がおられますので、なるだけ駐車場を広げて、周りのところに止めないようにしていくのがいいんじゃないかと思われまますので、田んぼ1枚、耕作放棄みたいな田んぼもございまして、そこをぜひ使って駐車場にしてほしいというのが一番の理由でございます。周りの人も、農繁期でありますと邪魔になりますので、そこら辺のことも考えて、農道に駐車をする人は割と少なくなっておりますが、それでも上がり口の辺に止まったりしております。ですから、ここら辺の解消のためにも、ぜひ駐車場の整備を考えていただけないかと思います。

最後に町長、こういうことでどんなでしょうか、考えのほうは。

○議長（山本泰正君） 町長 太田君。

○町長（太田啓補君） ありがとうございます。佐伯のグラウンドにつきましては、駐車状況について周りの方がいろいろ苦慮されているということは分かりました。現在、予約が取りにくいということで、土日などは多くの利用者もあると。それから、大きな大会ではなかなか駐車するところもなく、公民館や道に止めて迷惑がかかっているということもお聞きしましたので、コロナ禍が終息することを想定して、利用者のニーズを把握しながら、また町民の方々からも広く意見を聞きながら調査研究をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（山本泰正君） 5番 山本君。

○5番（山本 稔君） ありがとうございます。これで私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（山本泰正君） これで山本 稔君の一般質問を終わります。

次に、7番 万代哲央君に質問を許可します。

7番 万代君。

○7番（万代哲央君） 議長の許可を得ましたので、一般質問させていただきます。

4月16日に就任されました新町長太田氏に、今心よりお祝い申し上げます。健康に留意されて、御活躍されることを期待しております。

太田新町長の新しい船出に当たって、この6月定例会で最初に質問する内容が、防災都市公園整備事業を中止

すると表明したことに関して、中止の理由は何か、地元に対して説明はするのか、また町民に対してはどのような形で知らせるのか、時期はいつ頃かということであります。

考えてみますと、この事業の中止を所信表明したからといって、表明だけでけじめがつくわけではない。表明だけでこの件は終わりとはいかないわけで、新しい船出をして、まずはこの事業の中止を円滑に収めるという仕事が残っています。町長というのは、大変な仕事だと思います。就任直後から、このことに取りかからなければならぬ、避けて通れない、よって御苦労、御心労はあろうかと思えます。しかし、この案件を乗り切って、一歩ずつ階段を登って力を発揮していただきたいと思えます。

それでは、通告の質問要旨明細につきまして答弁をお願いいたします。

○議長（山本泰正君） 町長 太田君。

○町長（太田啓補君） それでは、万代議員の御質問にお答えをいたします。

防災都市公園整備事業を中止する理由につきましては、先ほど山本議員にもお答えをいたしましたけれども、1つとして、この防災都市公園というものは本来大都市を中心に、地域の防災構造を強化するために整備されるものであり、本町で整備することには疑問を感じていたこと、2つ目として、防災拠点として整備するに当たり、浸水地域が想定される点、3つ目に、各旧小学校区に中核となる防災拠点を整備しようと考えている点、4つ目に、大規模災害が発生した場合の災害廃棄物の処理についても、和気町災害廃棄物処理計画に基づいて実施しようと考えている点、5つ目として、IPUに無償貸与した総合グラウンドの代替施設として新たに整備するものであり、町民感情を考慮した場合、理解を得られないと考えた点でございます。

以上のことから、私は防災都市公園整備事業を中止する判断をさせていただきました。

次に、地元への説明はするのか、町民に対して、いつどのような形で知らせるのかという質問についてでございますけれども、神崎議員の御質問にもお答えしましたとおり、益原区民への対応につきましては、私から関係者に対し、中止に至った経緯の説明をしたい旨、益原区長に申入れをさせていただいているところでございます。現在、日程調整中であり、日程が決まり次第、私が益原区へ出向き、中止の判断をしたことについて丁寧に説明し、理解を得たいと考えています。また、町民の皆様に対しましては、私の選挙公約の一つとして挙げさせていただいておりますし、所信表明でも申し上げてきたところでございます。先ほど、万代議員のほうからございました、今後、收拾をしていくために精いっぱい努力をしていきたいと考えているところでございますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（山本泰正君） 7番 万代君。

○7番（万代哲央君） 中止の理由等、答弁をお聞きいたしました。また、5月20日の臨時会よりも前の5月16日に区長ともお会いして、説明会の申入れをしているという、そういうお話であります。また、その席では、中止に至った経緯を丁寧に説明すると、こういうようなことだったと思います。5月20日より前に申入れをするという気持ちは、よく分かります。理由としましては、大きく5点言われたと思いますが、私はこの点については言及いたしません。私と視点とか表現の違いはあっても、大局的には納得できるからであります。

現時点でこの事業がどのような状況にあるかについて、少し発言させていただきます。

この事業は、平成30年1月29日付で町から国土交通省に対して申請して、事業の承認を得て平成30年度から始まったわけですが、当然申請するときに整備計画を出しております。整備する目標は、防災拠点の整備であったわけです。平成30年度から令和4年までの5か年で整備するという約束で取り組んできました。この間の経緯につきましては大体皆さん御存じのとおりで、時間の都合で詳しくは今申しませんが、令和3年度、昨年度において、令和4年度、今年度の予算要求はしていないので、当然令和4年度の当初予算でこの事業の予算計上はない。この6月の定例会にも上がってこない、これは当然でありますけれども。もし、この6月に県のほうから今年度中に整備計画を変更するとか、そういうことがあって、予算の概算要求はどうされますかと仮に話が

あったとしても、ありませんと答えることになったと思います。なぜならば、新町長の政治的判断によって中止と表明されているからであります。ということは、この事業の期間というのは令和4年度末までではあっても、既に事実上未完了で終わっているというのが現実です。事業自体が未完成で終わってしまったんですよ。町長が中止の表明をされて、昨日もまた今日も申されたように、拠点のほうは旧小学校区の各避難場所の充実というところに軸足を転換させるという発言によって、来年度以降もこの事業を実施する意向はないと、現在のところで、ないという意向を示されたものと私は理解しております。繰り返しになりますけれども、太田町長が仮に中止と言われなくても、もはやこの事業は終わっているわけです。ただし、太田町長の中止の表明には、令和2年度以降休止状態のこの事業を中止にする決意表明であるとともに、同時に令和5年度、来年度以降もこの事業はしないという意思というようなものが含まれているんじゃないでしょうか。中止表明の狙いは、実はそこに重点があるんじゃないかなというふうに私は受け止めております。

このような中で私が町長に望むことは、できるだけ早く計画していた地元の地権者の方々を含めて地区民の方々に、その経緯なり町長の考えというものを丁寧に説明していただきたいということでありまして。そして次に、議会で防災都市公園整備事業特別委員会で、地元での話の内容とか意見について報告していただいて、また議員各位の意見を聞いていただき、町長の考えも聞かせてもらう。この2つ、地元と議会での話し合いを経て、町民の皆さんにお知らせするという順序で進めていただくというのがいいのではないかなと、私は個人的には思っております。先ほど町長は、町民の皆さんには伝えていくというふうな意向だったと思いますが、どのような感じで、例えば広報わけであるとか告知放送であるとか、どういう方法でお伝えしようとしているのかということも含めまして、町長の率直な考えを聞かせていただきたいと思っております。

○議長（山本泰正君） 町長 太田君。

○町長（太田啓補君） ありがとうございます。

万代議員の再質問についてお答えをさせていただきたいと思っております。

議員が先ほど申されたように、今年度がこの整備事業計画の最終年度になっているわけで、言われたとおり、私が、中止を表明しようがしまいが、事実上はこのまま中止になって終了していくという事業ではございました。しかし、私は、先ほど議員が言われたように、きちっと私の責任においてこの事業を收拾させていく、町民の方々に説明責任を果たしていく、そのような立場から、所信で表明をさせていただいたわけでございます。先ほど言われていましたように、地元区、益原区と話の調整ができて、区民の皆様にも、また関係者の方々に御理解をいただけたとすれば、その後議会のほうに特別委員会などを開いていただき、御報告をさせていただきたいと思っております。また、町民の方々には、私は町政報告会を年に2回開催したいということを表明していますので、まだ日程は決まっていますが、そうした場を活用して丁寧に御説明をさせていただきたいと考えているところですので、よろしく申し上げます。

○議長（山本泰正君） 7番 万代君。

○7番（万代哲央君） それでは、次の質問をさせていただきます。

和気駅内エレベーターの設置について順次準備を進めると表明したことに関して、質問させていただきます。

昨日も、エレベーター設置の一般質問がありました。しっかりと聞かせていただきましたが、あまり具体的な話にはなっていなかった、これからという感じがいたしました。私がまたダブるような話になりますけれども、よろしくお願ひしたいと思います。

なぜこの質問をするかに至った経緯を、少しだけこちらから先に話をさせていただきます。

昨年9月議会で、私は、エレベーターの設置は高齢者人口がピークを迎えた昨今において必要な行政サービスであると、またにぎわいを和気駅に取り戻す一助になると。エレベーター設置の要件である乗降客数にこだわってはい、優先順位から見るとても10年以内でさえ実現できない。ここは、JR、国、町がそれぞれ3分の1

ずつ事業費を負担する事業でなくても、国からの補助金を活用して、町の負担を少しでも減らすことができるなら、設置実現に向けて取り組んでもよいのではないかという趣旨の質問をいたしました。当時の町執行部の考えも、その方向で行きたい意向を示され、JR西日本本社と話をしたり、補助金の検討をしているという話を、昨年9月以降、二、三回聞く機会がありました。また、太田町長が昨年12月に議員をお辞めになってから間もない12月の下旬に、岡山市瀬戸町のエレベーター設置について、現太田町長と市役所の当時担当された方々にお会いして、既に稼働している瀬戸駅のエレベーターについて話を聞かせてもらったわけです。その帰りに東岡山駅に立ち寄って、外からですけれども、この駅の跨線橋の外付けしているエレベーターを設置する方法が、和気町でも当てはまるのではないかというような話もしたように思います。エレベーター1基の費用や事業費や設置後の維持管理費等を含めると、単独でやるには費用がかさみ過ぎるのではないか。しかしながら、通常の3分の1ずつの負担では、実現は遠ざかる。どちらを取るかと太田町長とも話したと記憶しております。

このような経緯をたどりながら、本日質問するのでありますけれども、私の質問したいことはたった1点に集約できます。それは、単独で実施する場合、町が負担する事業費は幾らになるかと、この1点であります。これらのことを申し上げた上で、通告の明細に5つ挙げておりますけれども、2基設置予定か、また費用は幾らかと。国の補助金というのはどういう名称のものか、また補助率は幾らか、地方債の借入れは可能かという意味ですけれども、起債の目的はどのような種別のものなのかと、地方債の種別はどのようなものなのかと。それから、実施する場合、先ほど言いましたけれども、町の支出は試算すれば幾らになるのかと。町単独で事業実施するのなら、町民のコンセンサスも必要ではないかなと、こういうふうに考えますが、これに対しまして御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（山本泰正君） 都市建設課長 西本君。

○都市建設課長（西本幸司君） 失礼いたします。

それでは、万代議員の御質問にお答えいたします。

まず1点目のエレベーターの設置数は幾つか、また費用は幾らかについてでございますが、設置につきましては、上りホーム、下りホームには設置が必要ですが、今現在概略設計や詳細設計を実施していませんので、はっきりした回答はできませんので、御了解願います。また、費用につきましても同様でございます。

次に、2点目の国の補助金とは何か、また補助率は幾らかについてでございますが、国庫補助金につきましても模索段階でございます。現時点では、地域公共交通確保維持改善事業の補助金が活用できるのではないかと考えてはおるところでございますが、未確定でございます。今後作成予定であるバリアフリー基本構想の内容によって、どの事業が該当するか決まってくることとなります。補助率につきましては、昨日町長の答弁でも申し上げましたとおり、事業費の3分の1から2分の1までの補助を受けることが可能ですが、今後協議を進めていく上で決定していくこととなります。

次に、地方債の借入れにめどが立ったのか、また起債の種別は何かについてでございますが、地方債の借入れにつきましては、エレベーター設置に向けた財源の確保として活用できる地方債について岡山県に確認したところ、合併特例事業債であれば起債が可能との回答を得ているところでございます。

次に、実施する場合の町の支出は幾らかについてでございますが、1点目の費用と同様でございますので、この点につきましても回答はできませんので、御了解願います。

次に、町単独で事業実施するのなら、町民のコンセンサスを必要としないかについてでございますが、昨日町長の答弁で申し上げましたとおり、町単独ではなく、国庫補助金を最大限活用してエレベーター設置に取り組んでまいりますので、御理解のほどよろしくお願いたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（山本泰正君） 町長 太田君。

○町長（太田啓補君） それでは、万代議員の御質問にお答えをいたします。

昨日の一般質問でお答えいたしましたとおり、社会の高齢化が進む中、シルバー世代やハンディキャップをお持ちの方など、安心・安全の公共交通機関を利用していただく、その環境を整備する必要があるため、和気駅構内へのエレベーター設置を私の選挙公約の一つとして挙げさせていただいております。費用につきましては、先ほど担当課長が申し上げたとおり、今現在概略設計や詳細設計をいたしておりませんし、またバリアフリー基本構想もこれからでございますので、はっきり決まっていない部分も多くございます。計画が具体化いたしましたら、皆様に御説明をいたしますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

エレベーター設置についてでございますけれども、私は町単独ではなく、補助事業の手法を活用して進めたいと考えています。和気駅は、本町の重要な玄関口でもありますので、エレベーターの設置に向け、積極的に取り組んでいきたいと考えておりますので、御支援と御協力をよろしくお願い申し上げます。

以上、答弁といたします。

○議長（山本泰正君） 7番 万代君。

○7番（万代哲央君） 今、答弁がありましたけど、国の補助金を活用できるんじゃないかというような名前、合併特例事業債とか、話がありまして、国の補助金はあるというのを模索されてはいるんでしょうけど、JRが事業負担をしないということでは、これは国の補助金があっても半単独ですよ。決して単独ではないと言われますけど、半単独の変形事業ですよ。ですから、私はそういうふうには受け止めております。JRがこの事業に参加しないということは、単独、半単独というふうには私は理解しております。

それで、今答弁があったんですけど、エレベーター設置についてJRとの協議で前提となるのは、必要経費のことです。まず、エレベーター1基幾らかということだと思います。年々値が上がっているとも聞いております。必要経費の算出をすることが、この事業のやるかやらないか、あるいは方向性、つまり取り組む方法、どういうふうに取り組んだらいいかということの鍵になるわけでしょう。だから、必要経費のことを抜きにして、この話はできないんです。去年9月に私は質問させてもらいましたけど、その後、町のほうでも動いているわけでしょう。それで、9か月ぐらいたっているわけですけど、概略設計とか、そういう話じゃなくて、お金がどれくらいになるんかということがないと、話は前に行かんわけですよ。だから、私は今答弁を聞いていても、エレベーター1基の値も分からないという、この閉鎖性というのは何でしょうか。まるで経費のこと以前に、エレベーターの設置を確約しないと前に進めないというような錯覚に陥ってしまいますよ。

もう一度お尋ねするんですけど、町の持ち出し分が幾らになるか、これはたたき台の原点だと私は思っておりますので、2点ですね。1点は、JRと金額を含めた協議は直ちにできますかということをお聞きしたい。それから、2点目は議会に出せるたたき台のめどはいつ頃になるか、いつぐらいいは出したいという気持ちがあるのかというようなことですけど、この2点をお伺いしたいと思います。

○議長（山本泰正君） 都市建設課長 西本君。

○都市建設課長（西本幸司君） 失礼いたします。

まず、1点目のJRとの金額の協議はということでございますが、あくまでも金額の協議につきましては、バリアフリー基本構想が基になってまいります。早ければ、来年度においてバリアフリー基本構想の予算をいただいて着手、かかりたいということです。バリアフリー基本構想とバリアフリー基本計画が一体になって、金額がはっきりするというところでございます。その後、JRのほうの概略設計、詳細設計、工事と進んでいく方向になります。

次に、議会に対するたたき台ということでございますが、バリアフリー基本構想が固まってから、やっつきっちりお出しできるのではないかとこのように想定しておるところでございます。

○議長（山本泰正君） 7番 万代君。

○7番（万代哲央君） 町長、いかがですか。バリアフリー構想ができてテーブルに着くというより前に、それはもちろん考えたらいいいわけですけど、エレベーター1基が今どれぐらいするかという話もできないんですか。どう思われますか、それ。おかしいと思いませんか。それが分かれば、大体先に進めるところがあるじゃないですか。バリアフリー構想がどうのこうのと言うより、それは大事なことですけど、エレベーターを2基設置するというようなことで、大体どれぐらいのお金がかかるのかなというふうなことで、先の見通しがつくと思うんですよ。それをそれこそバリアフリー構想というバリアを前に張っているようなものじゃないですか。そうじゃなくて、バリアフリー構想というのは、平らにするんでしょう。だったら、そういうのは、そんなエレベーターのお金が幾らするかとか、そういうことはちゃんとオープンにして、そんなに閉鎖的にやるようなことじゃないと思うんですけど、そのあたり、町長の考えを聞かせてください。

○議長（山本泰正君） 町長 太田君。

○町長（太田啓補君） バリアフリーの関係で、基本構想を市町村が策定をしなければ駄目だというふうに、移動等円滑化促進方針、そういう法律の中で定められておまして、まず基本構想をつくることは重要な、基本計画をつくることは重要な作業でございます。そのことは進めていきたいというふうに思ひまして、議会に御提案をさせていただくのは、それができてから正確な予算をお示ししたいと考えていますが、先ほど議員がおっしゃられましたように、大まかなところということで、私も津山市に行ってみたり岡山市に行ってみたりして、いろいろ担当の方々とお話もさせていただいた経緯がございまして、1億円から1億5,000万円、1基が。というようなお話は聞かせていただいていますけれども、それは正式に提案をさせていただくということではなくして、そういうお話をお聞きしたという範囲でとどめていただきたいというふうに思います。そういう状況の中で、まず私は、このエレベーター設置とは関係ありませんけれども、和気駅の周辺整備ということで和気駅の、昨日も言いましたように、駅前の駐車場を整備することによって利用者を増やすということをまず手がけて、その後、うまくいけばJRも巻き込んで、3者ですることができないかということを探りたいというのが基本的な考え方でございますけれども、なかなかそれが進まなければ、早急にはいきませんが、エレベーター設置に向けての動きを、JRの用地の取得が終わり次第、始めていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（山本泰正君） 7番 万代君。

○7番（万代哲央君） 不安になりますね、今の話を聞いていると。JRの引込線の跡地を買うというような話も含めて、昨日の話の中では、駐車場が30台ぐらい増えるというようなことになるんでしょうけれども、30台で乗降者数が30人から幾ら増えるんか分かりませんが、どうもそれも含めてのエレベーター設置の計画というのが、私は不安に思います。

時間がないので、次に行かせていただきます。

○議長（山本泰正君） 7番 万代君。

○7番（万代哲央君） 次に、木質バイオマス発電所の設置について、事業の継続を表明されたことに関する質問です。

太田町長が木質バイオマス発電所の設置を引き続き進めていくと表明したことには、私は少し驚きを持って受け止めました。なぜ驚いたかといいますと、これまで議会内でこのことについて話が出たことがほとんどなかったからで、私自身、戸惑いを感じておりました。それで、その後調べてみたんですけど、令和4年3月の前町長の施政方針の中で、林業振興については、木材資源の有効利用を模索することで森林の計画的な管理運営をする。昨今の木材利用の衰退により、管理されずに放置されたままの山林が増加していると。放置山林の課題解決のため、町内森林資源を燃料材として活用する木質バイオマス発電所の誘致に取り組みますと。実現すれば、森林の適正な整備が進むと発言があったわけです。その会議録を読ませていただきました。

それで、昨日の神崎議員の一般質問のやり取りというものもしっかりと聞かせていただきました。関西の大手企業が木質バイオマス発電所設置の提案をしたこと、実現すれば、和気町の産業振興が大きく発展する、森林の適正な整備が可能になる、雇用が生まれる、鳥獣被害も減少するだろうといったことが答弁の中でありました。また、日笠での試験伐採のこと、伐採の方法とか必要経費はどれぐらいかかるかというような話、それから広葉樹木をチップにして発電して、そのエネルギーを利用して、また売電もできるんじゃないかというような発言がありました。私は、そのような話を聞きながら、和気町の森林の魅力というのはどういうところにあるのか、そういう提案をしたということですから、企業というのは和気町の森林の魅力をどういうところに感じているのかなというようなことを考えているのかなというようなことを思いました。採算性のあるなしはどんなものだろうかというようなこと、誘致に当たって、町がクリアしなければいけない壁というのはどういうものだろうかというようなことを思いながら、聞かせていただきました。

それで、私はそこに書いておりますように、3点要旨を掲げさせていただいておりますけれども、事業着手からどこまで進んでいるのかと、現在まで。それから、将来に向けての意義とか課題とか。それから町長に、この取組には不退転の覚悟で今後くじけずに、紆余曲折はあってもやっていこうと思っておられるのかと、そういうようなことを聞いてみたいという思いで質問いたしました。よろしく願いいたします。

○議長（山本泰正君） 産業振興課長 新田君。

○産業振興課長（新田憲一君） 失礼いたします。

万代議員の木質バイオマス発電所の設置についてという御質問にお答えをいたします。

昨日の神崎議員の御質問でもお答えをいたしましたとおり、令和2年に関西の大手建設会社から、発電所設置の御提案をいただいたところでございます。町といたしましては、伐採作業者の調整とか意向調査をこれまで行ってまいり、昨年11月には日笠上地内で試験伐採というのを実施いたしました。伐採の結果、効率的な伐採には重機が不可欠であること、それから運搬コストを鑑みますと、木材の搬入先からできるだけ近場の山林を選定して、まとまった面積の山林を選定すること等が分かってまいりました。現時点でのスケジュール、発電所の立地場所、規模などは、まだ具体的に決まっているところではございませんが、今後も誘致先と協議を進めてまいりたいというふうに思います。この木質バイオマス発電事業というのは、現在未利用である町内の森林資源を燃料として活用する取組でございまして、脱炭素社会の実現、万代議員がおっしゃられたように、雇用とか鳥獣被害の軽減などが期待でき、本町の地方創生に貢献する事業であるというふうに考えてございます。

今後、問題といたしましては、林業に携わる方が少ないので、木を切る方というのを確保していかないといけないということ、木材の量によりまして発電所の規模等も決まってくることから、供給される量が少ない場合は発電所の採算性の問題、こういったことも出てくるものと考えております。

以上2点、お答えとさせていただきます。よろしく願いします。

○議長（山本泰正君） 町長 太田君。

○町長（太田啓補君） 不退転の決意で取り組むかということでございますけれども、先ほど担当課長が申しましたように、まだ研究の状況でございまして、私が引継ぎとして説明を受けましたのは、研究段階だということでございます。研究は継続をしていくということで、これはあくまで企業を誘致するというところでございまして、立地をされる企業がなければ、できないということにつながるのではないかなというふうに考えているところでございます。

○議長（山本泰正君） 7番 万代君。

○7番（万代哲央君） これで終わりますけれども、1点お願いがあります。

木質バイオマスの利活用の推進に関しまして、議員を対象といいますか、基本的な知識は私はあまりないんですけど、研修会を実施してもらいたいなど。それで、森林での実地研修、これを含めてお願いしたいなというこ

とをお願いしておきます。

これで私の一般質問を終わります。

○議長（山本泰正君） これで万代哲央君の一般質問を終わります。

ここで場内の時計で、10時40分まで暫時休憩といたします。

午前10時21分 休憩

午前10時40分 再開

○議長（山本泰正君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、2番 尾崎智美君に質問を許可します。

2番 尾崎君。

○2番（尾崎智美君） 一般質問をさせていただきます。

先日、町内の父井原で、痛ましい事件が起きてしまいました。亡くなられた方の御冥福を祈るとともに、苦しい事情を抱えられておられた家族の心情はいかばかりのものだったかということのことを思うと、言葉になりません。私たちに何かできることはなかったのか、今後どのような対策をすべきなのかということを考えていかなければならないと思っております。

私ごとですが、二十六、七年前に教育心理学系のアドラー心理学という学びに出会い、そのおかげで大変楽な子育てをすることができました。現在、高2の男児と小6の女児の子育て中ですが、子育てでいらいらすることはほとんどありませんし、教育的効果もあったと感じています。しばしば子育ては愛情だと言われますが、技術も必要だと思います。愛情がなく、子育て本で学んだテクニックだけの子育ては危険ですが、技術をおろそかにした子育てもよくないと思います。愛情と技術は車の両輪のようなもので、両方バランスよくそろうことによって、よい子育てができるかと私は考えています。

子育て世代に経済的支援をすることも必要ですが、子育てのノウハウを学ぶ場をつくっていくことも必要ではないかと思えます。私がアドラー心理学を学んだからといって、アドラー心理学の講座を教育委員会主導でやってくれというつもりはありません。アドラー心理学以外にも、ゴードン博士の親業とか親学とか、モンテッソーリ教育とかシュタイナー教育など、いろいろありますので、その中で保護者が自分に合うものを学ぶ機会があれば、子育てのストレスが大きく軽減するとともに、子供にとってもプラスになるのではないかと感じております。例えて言うなら、何も護身術を学ばない状態よりも、空手なり柔道なり合気道なり、何らかの護身術を学んでおいたほうがいいのではないかというような感じですが。

私は、息子にも娘にも、勉強しろというふうには言ったことは一度もありません。自主性に任せて、せいぜい宿題は終わったのと尋ねるぐらいです。難関校に入った子供たちに聞いてみると、親から勉強しろと言われた覚えがないという子が結構な割合でいることに気づきます。叱ることもありません。子供に勉強しろとも言わず、叱ることもないというと、放任主義のように思われるかもしれませんが、そうでもありません。がみがみ言わなくても子育てができるなら、どんなに楽だろうというふうに思う保護者は多いかと思えます。そこまで行かなくても、がみがみの回数が半分にでもなれば、どんなに子育てが楽だろうかというふうな声は予想できます。

叱らない子育ては甘やかしだという誤解があるので、1つ具体例を挙げてみます。小学校の子供が朝寝坊をして、なかなか起きません。お母さんは、いつまで寝ているのと怒りながら、布団を剥ぎ取って起こします。起きた後は、早く食べなさい、早く着替えなさい、早く靴を履きなさいと、早く早くの言葉を連発します。そういう家庭は多くあります。アドラー流の子育てだと、こうなります。〇〇ちゃん、もう大きくなったから、朝一人で起きられると思うんだけど、やってみると尋ねてみます。やってみるとなれば、一緒に目覚まし時計を買いに行きます。子供の好きな目覚まし時計を買わせてあげるか、親が買わせたい目覚まし時計に誘導します。お気に入りの目覚まし時計を買ってもらったら、子供にその使い方を教えて、翌朝からは一人で起きてもらいます。最初

は手助けが必要かもしれません。時計の針がここまで来たら、おうちを出ようねといったように、自分で考えて行動できるように導きます。がみがみ言う必要はありません。最初のうちは、遅刻するかもしれません。その場合は、失敗を経験させて、そこから次はどうしたら失敗しないかを話し合ったり、考えさせたりするのです。がみがみ言う子育ては、一見厳しい子育てのように映りますが、親が子供の代わりに、子供が負うべき責任を親が引き受けてしまっています。失敗はないかもしれませんが、子供に達成感はありませんし、自信もつきません。寝坊しても遅刻しても、お母さんが起こしてくれないのが悪いんだと自分の責任とは考えず、人のせいにしがちです。加えて、叱ってばかりの子育てをしていると、他者を自分の思いどおりに動かすには、大声でどなることが有効だということを子供は経験から学んでしまいます。残念ながら、社会に出てもこの癖が抜けない人が時々見受けられるようです。叱って子供を動かすのではなく、子供の自主性に任せる子育ては、子供に失敗をきちんと経験させ、そこから考えさせ、工夫させます。そして、遅刻した責任は子供自身にあるということを教えます。一見がみがみ言う子育てのほうが厳しい子育てのように思いますが、本当の意味での厳しい子育ては、子供の自主性に任せ、失敗を経験したとしても、責任感がある子供を育てる方法のほうではないでしょうか。

子供や部下が失敗したときに、がみがみ怒る人がいます。教育的ではないと思います。少なくとも、怒ると叱るは区別したほうが良いと思います。ねちねち叱るのもよくないと言われます。子供が失敗したときに、私が考えることは3つです。1つ目は、できる限りの原状回復をするということ。2つ目は、再発を防止するという。3つ目は、迷惑をかけた人に対して謝るということです。がみがみ叱って、その3つをおろそかにするよりも、叱られることによってその3つを曖昧にするよりも、原状復帰、再発防止、謝罪がきちんとできているかを意識したほうが良いと私は思います。

教育方法の事例を1つ紹介しましたが、30代半ばのときに、子育ての現場でありがちな数々の事例に対する対処法をネットに掲載しました。それがある出版社の目に留まって、書籍として出版されました。最近はなくなりましたが、出版後数年はメールでの子育て相談も寄せられ、それに無償で返事をしておりました。

余計な話をしましたが、私の経験からも、何らかの教育技術を学ぶことは、保護者の負担を大きく減らし、ストレスを軽減し、子供の心身の健全な育成にも有効ではないかということです。そうした学びは、保護者だけではなく、おじいちゃん、おばあちゃん世代にも広げていければ、さらに望ましいと思います。もちろん、希望する人だけが対象であります。というのも、我が家も祖父母が子育ての手伝いをしてくれるのはありがたいんですが、悪い意味での昔ながらの子育てをしてくれます。ひと休みして勉強しようと思っているときに、勉強せえよと言って、かえってやる気を失わせたり、お金でつって何かをさせようとしたり、そのようなこともします。子供を褒美でつることは弊害が大きいということは、数々の心理学実験で確かめられています。

新聞報道でも、父井原の区長から、地域でもっと子供を見守ってあげたかったといった言葉がありました。子供の両親だけでなく、祖父母、地域の方々、行政も子育てに関与していく体制が望まれると思います。具体的には、有名な講師を招いてありがたいお話を聴くといった単発のものではなくて、少数グループに分かれて事例を出し合ったり話し合ったりといったワーク形式のもので、数回の連続講座で知識を身につけ、身にしみ込ませるような講座形式が良いのではないかと考えております。保護者が地域の方とのつながりができることも期待できます。

実は、父井原の事件が起きるまでは、ヤングケアラー、若年介護者に関する質問をしようと予定していたんですが、予定を変更しました。どちらも教育に絡む問題であり、町としても取り組んでいくべき課題であろうと思います。

前置きが長くなりましたが、質問に移ります。

太田町長の所信表明にも、教育に力を入れるという内容が盛り込まれていました。子育てに特化した担当部署を設けるとか、NPO法人にも協力してもらおうというものがありました。私もその方向で推進していただければ

いいと思いますが、具体的にどのようなビジョンを描いているのかを教えてくださいたいと思います。あわせて、県の児童相談所との連携の計画などあれば御答弁ください。さらに、先ほど私が述べたような子育ての方法論を学べるような場を提供するといった支援もあっていいのではないかと考えておりますので、そういうことに対して今後の検討課題としていただければと思いますが、そのあたりを御答弁いただきたいと思います。

○議長（山本泰正君） 町長 太田君。

○町長（太田啓補君） それでは、尾崎議員の子育てに特化した担当部署を設けるといった改革案があるようだが、それは具体的にどのようなものかという質問についてお答えをしたいと思います。

議員御指摘のとおり、先日町内で痛ましい事件が起きてしまいました。町としましても、町内に子供の発達段階や家庭の状況等で様々な悩みを抱えておられる保護者の方は少なくないと自覚をしております。そのため、様々なケースに柔軟に対応することが求められるだけでなく、SOSの出しにくい保護者の方に対しても、関係機関、部署が連携を密にして情報を共有するとともに、町からのアプローチや声かけができるような体制を整備し、携わる職員のスキルアップが必要であると考えているところです。また、国が全国の市区町村に設置の努力義務とされている、子ども家庭総合支援拠点の今年度中の設置に向けた取組を進めているところです。そのような中、現在子育てに関する部署はとりわけ健康福祉課で対応しておりますが、子ども家庭総合支援拠点では、子供、家庭支援全般に係る業務や、要支援、要保護児童への支援、関係機関との連絡調整、その他児童相談所への一時保護等の必要な支援を主な業務内容としており、担当職員の専門性や事案が発生した場合の早急な対応が求められることから、子育てに特化した部署を設置するものでございます。あわせて、妊娠期から子育て期にわたる総合的相談や、その支援実施の2つの機能を持ち合わせて一時的な支援を行い、子供や家庭に対する切れ目のない支援に取り組み、子育てのしやすい環境づくりを整えてまいりたいと考えています。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（山本泰正君） 健康福祉課長 松田君。

○健康福祉課長（松田明久君） 失礼いたします。

それでは、尾崎議員からの2点目の子育ての方法論を学べるような場をとの御質問についてでございますが、現在、子育て講座や子育て支援教室など、子育てについて学ぶことができる機会を定期的に設けるとともに、育児相談や乳幼児健診、にこにこ園への巡回相談、教育相談などの場において、児童相談所や臨床心理士、作業療法士などの専門的な立場の方を交えて、助言、指導を行っております。また、教育委員会でも子供支援事業の一環として、家庭教育学級、就学前子育て講座、思春期子育て講座をにこにこ園、小学校、中学校で実施しております。これは、子供の発達段階において、どのように働きかけるべきかなどの家庭教育に関する情報を得たり、家庭教育の在り方と自らを振り返る場を提供する事業でございます。ほかにも、子育て支援センターでは、令和3年度から一般型へと移行し、親への学びの場を提供することが必須の条件となっております。育児相談や栄養相談だけでなく、妊娠期から子育て期の保護者を対象とした子育て講座も毎月実施しております。

今後も、引き続き子育て家庭に対する相談、学びの場の充実に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（山本泰正君） 2番 尾崎君。

○2番（尾崎智美君） ありがとうございます。方向性としては、いいものだろうと思います。SOSを出しにくい親がいるということで、そういうところにはぜひ行政からプッシュ型でしてあげたらと思います。父井原の事件でも、児童相談所との連携がうまくいっていなかったようなふうに思います。児童相談所に報告するというのは、何かよくないというようなイメージがあるのかもしれませんが。それは警察も同様だと思います。警察に知らせるというのは、よくない、昔金八先生が警察に子供を連れていくのを阻止するような感動的な場面があったんですけど、あれは私としては、警察も子供の健全な育成をやろうとしているのに、敵に回しているような感

じがして違和感を覚えたんですが、それはいいとしまして、そういったことでプッシュ型でやっていただきたいということと、それから子育て講座とか、様々にいいことをされていると思いますので、学校を通じてからも、そういうのがあるというのを知らなくて、受けられなかったみたいなのができるだけないような感じのことをしていただきたいのと、あとそれから私が言っていた子育てのノウハウ、テクニク的なものを学ぶというのと多少毛色が違うものもあるかと思しますので、そういうのも今後検討していただいたらと思っております。

○議長（山本泰正君） 2番 尾崎君。

○2番（尾崎智美君） 次の質問に移ります。

またコロナ関連の一般質問かということで、うんざりしている人がいないかと心配しておりますが、質問せざるを得ないネタが次々出てきますので、御容赦いただきたいと思っております。現在、日本国内の5歳から11歳のワクチンの接種率は、10%を少し上回っている程度ようです。和気町の状況も気になる場所ですので、後で質問したいと思っております。

厚生労働省によりますと、未成年のコロナ関連死とされる人は14人ですが、その内訳は重度の基礎疾患があって、それが原因で亡くなったんだけど、PCR検査をしたら陽性だったとか、交通事故で亡くなったんだけど、PCR検査をしたら陽性だったというような人ばかりで、元気でぴんぴんしていたのにコロナに感染して、それが原因で亡くなってしまったという方は一人もいないようです。同様の傾向は、他の世代でも見られます。高齢者にも、そのような傾向は見られます。特にオミクロン株になってからは、感染力は強いものの、死に至ったり重篤化することはさらに珍しくなりました。それでも、毎日死者や重症者が報告されているじゃないかというふうに思われるかと思っておりますが、何度も言ってしまうのが、死亡の原因が何であっても、死亡後にPCR検査をして陽性だった人は死亡者にカウントされているというふうなことで、重症で入院されている方もPCR検査で陽性になれば、重篤者としてカウントされるということになっております。

先日の全員協議会でも少し触れたんですが、厚生労働省が接種した日付が分からないワクチン接種者を未接種にカウントしていたということがありました。接種歴不明としてカウントするのも適切ではないのかと思っておりますが、未接種者としてカウントしたということは大問題ではないかと思っております。間違った集計方法によって、実際よりもワクチンの未接種の人がより感染しやすいように見え、ワクチンの感染予防効果が高くなるように見えていました。その指摘を受けて、4月1日以降は集計方法が訂正されまして、その結果、2回接種した人の効果はほとんどないか、むしろマイナスに転じました。1回目のワクチン接種が始まる前に、長年研究されて改善し続けてきたインフルエンザワクチンでも効果は6割程度なのに、95%の効果があるとは信じ難いというふうに一般質問で指摘しましたが、その予想よりもさらに悪い結果となってしまっております。ちなみに厚生労働省は、ワクチンを打った人を未接種扱いにしていたことに対して、理由は不明だが、意図的なものではないというふうに回答しております。

ワクチンに関する疑念は、これだけではありません。超過死亡者数というデータがあります。これは、例年に比べてどれぐらい死亡者が多かったか、もしくは少なかったかということを示す指標です。近年は、高齢化によって毎年約140万人が亡くなっていて、昨年も同程度の140万人の死亡だろうと予想されていましたが、実際はそれよりも五、六万人分跳ね上がりました。約2万人もの犠牲者を出した平成23年の東日本大震災の年と比べても、2倍以上の超過死亡者数の伸びとなっています。新聞には、デルタ株の影響かといった見出しがありましたが、全く計算が合いません。年間140万人が亡くなるということは、1日に約3,800人が亡くなるということで、コロナ死はその中のごく一部ですし、コロナ死と言われている人の多くは、本来は別の死因として計上されるべきものです。死後のPCR検査で陽性になっている人が多く含まれているということです。昨年の超過死亡者数が多かったという報道もショッキングなものではあるんですが、新聞によると、今年の1月から3月の3か月間の超過死亡者数は、前年よりもプラス3.8万人と急増しているということです。この間の死亡

者数は42万人で、そのうちコロナ死としてカウントされている人は1万人足らずという状況です。昨年の異常な超過死亡の原因や、今年の1月から3月の異常な超過死亡の増加の原因は何でしょうか。厚生労働省も不明だとしていますが、ワクチンに懐疑的な人たちの間からは、ワクチンによる死亡しか考えられないという声が上がっています。厚生労働省やワクチンを推奨している専門家や政府には、説明責任があると思います。こうした超過死亡者数の情報は岡山県も出していて、それをある女医さんが分析してくれていました。その分析によると、人口2万人以上、65歳以上が70%以上の市区では、2月と3月の死亡者が過去4年間の平均と比べて17%から43%増加していました。特に、若者の割合が多い岡山市や、その中でも北区では、あり得ない数値での死者が増えています。統計学上も有意差がある異常な値という結論なので、岡山県としてもこれを無視せず、原因究明をしていただきたいと思います。ちなみに、和気町の場合は母数が少ないため、たまたま死亡者数が数名多かったということも否定できないかとは思いますが、和気町のレベルでは統計学的に有意な差は見られないであろうというふうに思っております。

質問に移ります。

私は、公表されているデータから考えて、特に弱毒化したといわれる現在のコロナに関して言うならば、コロナウイルスよりもワクチンのほうがむしろ怖いのではないかというふうに思います。5歳から11歳の子供を対象とした小児ワクチンの本町における接種数、接種割合を教えてください。時間も限られていますので、5歳児では何件、6歳児では何件といったものではなくて、まとめた接種数と接種割合をお願いします。あわせて、副反応の報告とかがあったかということもお答えください。

○議長（山本泰正君） 健康福祉課長 松田君。

○健康福祉課長（松田明久君） 失礼いたします。

それでは、私のほうから、小児ワクチンの接種数、接種割合、副反応につきまして御質問にお答えいたします。

小児ワクチンの接種数、接種率につきましては、6月13日現在で対象者614人に対しまして、1回目の接種済みが85人で13.8%、2回目の接種済みが77人で12.5%となっております。また、副反応につきましては、岡山県が行っております副反応調査の中間報告、1回目が終わられた方535人、2回目が終わられた方91人を対象とした調査でございますが、1回目接種、2回目接種のどちらも、成人と比較して発熱や筋肉痛などの副反応の出現割合が低いという結果となっております。37.5度以上の発熱の出現割合では、1回目接種後が1.9%、成人の場合ですと2.7%となっております。2回目接種後が15.4%、成人の場合ですと37.5%でございます。

以上のように、成人と比較しましても大幅に低い結果となっているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（山本泰正君） 2番 尾崎君。

○2番（尾崎智美君） ありがとうございます。10%台前半ということで、大人の方に比べたら接種率が低いようです。あと、副反応も、成人の方よりも少なかったということで、それは非常によかったことだと思います。岡山県の医師会は、健康な子供も打ってくださいというふうに言っておりますが、赤磐市の赤磐医師会や総社市の吉備医師会は推奨しないというふうに言っております。独自の判断でということですが、推奨しないというふうなことを言っています。私が調べた感じでは、備前市にある和気医師会は特にコメントはしていないようでした。

次の質問に移りたいんですが、暑さも厳しくなる時期を迎えまして、熱中症の危険について十分な周知が必要と考えられます。特にマスクを着用したままの運動は危険です。実際に、今月マスクをしたままの運動で、30人が救急搬送され、うち1人が重症になったり、22人が搬送されたりといった報道もありました。昨年は、小

5の男児がマスクをして運動をして、亡くなっています。完全に優先順位を取り違え、犠牲者まで出した重大な責任は、コロナの危険性を必要以上にあおったマスコミや、それに振り回された私たちであるように私は思っております。子供は体が小さいため、大人よりも熱中症リスクが高く、重症化しやすいと言われています。人との距離が確保できる屋外では、厚生労働省、文部科学省ともに熱中症の防止の観点から、マスクが必要ない場面ではマスクを外すことを推奨しております。マスク生活が長引く中、マスクを外すことに抵抗感を感じるマスク依存症になっている子供も少なくないようです。マスクが必要ない場面では、教師が率先してマスクを外し、子供にマスクを外したほうがよいというふうに促すことが必要ではないでしょうか。マスクが感染症対策として有効であることを納得させてほしいというふうにいいたとしても、富岳のシミュレーション結果で何%飛沫が抑えられるというふうなことばかりで、マスクをきちんとしている分とそうでない分の比較結果から、統計学上で有意差があるというふうな論はないようです、私が探した限り。飛沫が50%減ることを、感染が50%抑えられるというふうに勘違いしている人も多いような状況です。マスクが本当に有効なら、海外など、マスクの義務化がなくなる前と後で5%なり10%なり、陽性者数や死亡者数が増えるはずですが、アメリカの州で、マスクを義務化している州と隣の義務化していない州で、陽性者数や死亡者数にも明確な違いが出るはずですが、しかしながら、そういったのがなかなか見られておりません。コロナ1年目のことですが、国内でも三重県が陽性者に対してマスクを励行していたか、あまりしていなかったかということ調べた結果、2つの群で感染状況にほとんど差がなかったということが報告されております。というか、むしろマスクを励行している群のほうが、ごく僅か、統計学上の誤差であろうと思いますが、陽性になる率が高かったというふうな結果も出ております。

海外では、既に日常を取り戻している国が多くなりました。密になることも気にせず、マスクのない生活をしている海外の風景を目の当たりにします。日本人の調和を重んじて和を乱さないという美德はすばらしく、世界から称賛されるものですが、コロナ対策に関しては、過剰に心配し、過剰に人の目を気にし、自分の考えを押し殺すという悪い側面が出てきていると思います。海外と同様に、日本でもマスクを外しても、ほとんど陽性者が変わらないのだろうと私は予想します。本来、子供はじゃれ合って遊び、わいわいしゃべりながら給食を食べ、泥遊びをしたりして、様々な細菌やウイルスと触れ合いながら免疫力を鍛えていきます。この時期は、適度な感染によって強い体をつくる大切な時期なはずですが、それなのに、高齢者や基礎疾患がある人だけに必要なはずの過剰な予防策によって、アルコール消毒で皮膚を守ってくれているよい菌まで殺して、脳に十分に酸素が送られないような環境をつくり、表情や口の動きが分かりにくく、コミュニケーション能力の健全な発達が奪われています。子供が何人も死ぬような危険な感染症ならまだしも、年間に何人も乳幼児や子供を殺すインフルエンザよりも、過剰な対策を子供たちに強いてきました。コロナが原因で死んだ子供は一人もいませんが、子供の自殺者は例年よりも180人増えました。大人の自殺者も急増しました。こうした状況に、過剰なコロナ対策のおかしさから目覚めた人も徐々に増えています。しかしながら、ユーチューブでそれを発信すると、動画を消されたり、チャンネルが閉鎖されたりします。そういったことを避けるために、コロナのことを「はやり病」と言ったり、ワクチンのことを「お注射」と言ったりして、工夫しながら情報発信をしている人が多くいます。政府の方針と違うことを言うことができない、言論の自由がない国になってしまいました。もし、マスクにほとんど意味がなく、子供の心身の発育に対して有害だけがあるなら、国を挙げて壮大な茶番劇をしていたこととなります。コロナ禍になって1年もたない頃から、コロナを2類からインフルエンザと同等の5類に下げることが検討課題となっていました。しかし、いまだに致死率が数十%のエボラ出血熱と同じ2類から下げようとしません。そうすることによって、得をする人がいるのかもしれませんが、もはや、5類に下げないのは感染症対策ではなくて選挙対策であり、利権のほうではないでしょうか。

ここで質問に移ります。

少しでも子供たちに元の日常を取り戻してもらうために、これからの時期、熱中症から子供たちを守るため

に、運動時はマスクを外してもよいという指導ではなく、一步踏み込んで、熱中症予防のためにマスクを外したほうがよいという指導が必要ではないかと思えます。教師も率先して外すことが必要ではないかと思えます。教育委員会として、学校に対してどのような指導を行おうとしているのかを御答弁ください。

○議長（山本泰正君） 学校教育課長 國定君。

○学校教育課長（國定智子君） 失礼いたします。

それでは、私のほうから、学校でのマスク指導についてお答えいたします。

学校では、以前から国や県の通知等に基づき、身体的距離が十分に取れないときには原則マスクの着用を呼びかけておりますが、必要に応じてマスクを外したり、片耳だけにかけて呼吸をしたりすることも併せて指導しているところです。また、5月下旬には、国、県から夏場における児童・生徒のマスク着用についての考え方が示され、町教育委員会としても、熱中症リスクが高い夏場は熱中症対策を優先させること、マスクを外す場面では身体的距離を確保したり、会話を控えたりすることも指導すること、園児や小学校低学年をはじめ、自分でマスクを外してよいかどうか判断が難しい子供については、教職員が目配るとともに、必要に応じてマスクを外すよう声をかけること等を改めて周知いたしました。特に、気温、湿度が上昇し、暑さに慣れていないこの時期には熱中症リスクが高くなっており、議員がおっしゃったように、熱中症により救急搬送される事例も複数発生していることを承知しております。学校には、熱中症が命に関わる重大な問題であることを認識し、児童・生徒に対してその危険性を適切に指導するとともに、保護者の方に対しても理解や協力を求めること。具体的には、体育の授業や運動部活動の活動中、登下校等の場面では熱中症への対策を優先し、マスクを外すよう指導すること。様々な理由からマスク着用を希望する児童・生徒に対しては、適切な配慮もしつつ、熱中症対策を講じること等も改めてお願いをしているところです。

教育委員会といたしましても、子供たちがマスクなしで伸び伸びと生活をする日常が戻っていることを願っております。ただ、国や県の通知に基づいて指導を行っていくという観点から、今後については感染状況や国、県の通知を踏まえて、感染症対策、熱中症対策、あるいは健全な発育等のバランスに配慮しながら、子供たちの健康管理に努めてまいりたいと考えております。ちょうど校舎長会や学校訪問の時期でもありますので、そういった現場の声や実態も踏まえながら、今後の指導を考えてまいりたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（山本泰正君） 2番 尾崎君。

○2番（尾崎智美君） ありがとうございます。2類である以上、国や県からの指導も厳しいものになるかと思えますし、それに基づいてやるべきであろうと思えます。その中で、工夫しながらやっていただき、保護者にも働きかけるということでありましたので、保護者の方にも様々な意見があろうかと思えますし、子供も外してもいいよと言っても、外したくないというような、依存症に近いような感じになっているような子供もいるかと思えます。そういった様々な声を集約してやっていくのは、学校として大変だろうとは思いますが、ぜひとも熱中症のほうが私としては心配ですので、そのようなこと、それから一日も早く子供たちが笑顔でほかの子供たちとじゃれ合えるような日が来るようなことを願っております。

では、これで私の一般質問を終わります。

○議長（山本泰正君） これで尾崎智美君の一般質問を終わります。

次に、9番 西中純一君に質問を許可します。

9番 西中君。

○9番（西中純一君） では、私は3問今回質問させていただきます。

まず、第1番目、矢田工業団地の企業誘致について端的に聞きたいと思えます。

予定企業との契約の経緯、今後の営業の規模、概要は。一応全員協議会で説明がありましたけど、もう一度要

約してこの企業誘致について説明をお願いしたいと思います。

○議長（山本泰正君） まち経営課長 寺尾君。

○まち経営課長（寺尾純一君） 失礼いたします。

それでは、西中議員からいただきました矢田工業団地に係る予定企業との契約の経緯と、今後の営業の規模、概要についての御質問にお答えさせていただきます。

まず、契約までの経緯でございますが、工業団地の完成が令和3年5月末、令和3年6月から公募を開始し、令和4年3月末に県内企業1者、県外企業1者の計2者から買受けの申請をいただいております。その後、募集を停止して、審査書類等の審査を進めておりましたけれども、その間に県外企業から申請を取り下げたいという旨の連絡がありまして、最終的には応募企業が県内企業1者のみとなっております。その後、5月31日に副町長、それから関係課長の計8名で構成する立地企業の選定委員会を開催いたしまして、申請企業から事業説明とPR及び申請内容に関する質疑を行いまして、採点の結果、全会一致で誘致企業として選定することといたしました。審査結果を受けまして、6月6日に矢田区への説明会を実施しております。町からは、町長、副町長、まち経営課担当職員、企業からは社長、取締役本部長、それと建設会社等、それから矢田区からは区長、区長代理、総代等が出席されておまして、企業による事業内容等についての説明、地元参加者との質疑応答がございまして、同社の矢田工業団地への進出について地元の御理解をいただいている状況でございます。

現在、企業との仮契約の締結が完了いたしまして、本契約に係る議案の提出に向けた準備を進めさせていただいております。事業の内容につきましては、健康食品の製造に関する工場を建設するもので、計画では段階的に事業を拡大していくということとなっております。第1期では、健康食品の原料の製造設備が建設される予定となっております。最終的には健康食品の製品までを一貫製造する、そういった拠点にすることを計画されておるようでございます。

以上、西中議員への答弁とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（山本泰正君） 9番 西中君。

○9番（西中純一君） 単純に言われたわけですけど、実はこの件については地元の関係者から資料もいただきまして、若干説明も聞いております。それも含めて再質問、予告はしていないわけですけど、幾つか質問をさせていただきたいと思います。

大体、ですから企業名がどうのこうのということではあるんですけど、備前化成という赤磐市徳富の会社だと思えます。予定では、実際最終日に追加議案でこの本契約というか、売買契約の話が提出されるということでございます。それが成りますと、来年7月には工事を開始し、その2年後、令和7年1月には第1期工場は稼働するというふうに聞いております。概略を聞いているあれでは、大体290人規模の会社だと思えますが、90人程度の従業員が新しい工業団地に当初来られるのではないかなということでございます。ですから、お聞きしたいのは、今後の企業規模というか、拡張も含めてと言われたんですけど、どれぐらいの人員が必要な企業になるのでしょうか。それから、よく言われるのが水源といいましようか、水だとか、そういうこちらの町のそれ以後の協力すべき問題というのはどういうふうな問題があるのか、その辺をお聞かせいただけたらと思います。よろしく願いいたします。

○議長（山本泰正君） まち経営課長 寺尾君。

○まち経営課長（寺尾純一君） 失礼いたします。

先ほど西中議員から御質問いただきました2点につきまして、お答えさせていただきます。

まず、こちらのほうの矢田工業団地に来られる社員の規模ですね。今、こちらのほう計画としてお聞きしておるのは、1期計画で配置人員としては20名が来るというふうに聞いております。最終的には、135名というような人数のほうが出ておるとい状況でございます。こちらにつきましては、段階的にということござい

ます。西中議員がおっしゃられた90名というのではないというようなことで御理解いただければと思います。そして、あくまでこちらは新規に事業というのではなくて、今既存に赤磐市のほうでやられているものの移転ということでございますので、そこらあたりのところも御理解のほうをよろしくお願いいたします。

それから、あと役場としての水源とか、そういった部分につきましてです。

まず、水の問題ですけれども、こちらは現在のところにつきましては、地下水を掘って水を使っているということでございます。今回やられる施設につきましては、中で水を再生する、そういったようなものを、SDGsの関係もございますので、そういう再利用をするという機械を入れて水を使うということで、取り立てて町のほうで何か追加で水源を確保するとか、そういったようなものは生じないというふうに聞いております。

それから、あとは地元の調整とかのあたりのほうを仲介するというような形で、フォローしていきたいというふうに考えております。

○議長（山本泰正君） 9番 西中君。

○9番（西中純一君） 大体分かりました。じゃあ、当初は20名程度というふうなことで、135名程度だと。あと、特別地下水云々というふうなことではなくて、再利用というか、そういうふうなことを今水についてはおっしゃられたと思います。大体概要は分かりましたし、地元としても、矢田としても期待をされているか、協力しようということで、結構なことだろうと思います。

最後に、そういう当初は工業団地の造成という点では、父井原ですか、ライスセンターの前程度にしようというふうなこともあったんですが、いろいろと諸般の事情からこちらの矢田のほうへ、若干規模が縮小されたわけですけど、なったということでございますが、最後に今後の企業誘致というか、あるいは産業振興でもいいですが、基本的には企業誘致ということで、同僚議員も質問されましたけど、今後はそういう面はどうなんでしょうか。企業誘致といってもなかなか、以前来られた会社へ、すぐに町としては5,000万円程度の補助金を出すとか、いろいろと水道料金を半額、15年間免除するとか……。免除じゃない。補助金を半額出したということですかね。そういうふうなこともあったわけでございますが、今後のそういう企業誘致というか、それについてはどう思うのか、もし町長か、あるいは担当課長のほうからありましたら、お願いしたいと思います。

○議長（山本泰正君） まち経営課長 寺尾君。

○まち経営課長（寺尾純一君） 失礼いたします。

それでは、今後の企業誘致ということにつきましてですが、先日もほかの議員の御質問のほうでお答えさせていただきましたが、今現在、町で所有する工業団地といった用地のほうはございません。現状、そういうことでございます。今、実際にはほかの企業から、他社からも用地がないかというような問合せというのは入っているという状況でございます。町内に山陽自動車道のインターチェンジ、それから美作岡山道路のインターチェンジがあるというような、交通の便という部分で魅力があるというのは事実でございます。ただ、先日の一般質問でもございましたように、大きな企業が来ようとする、どうしても大きな水を使うというようなことがございます。ですので、水道のあたりのところの水量の確保というのは難しいというものがございますので、そこらあたりは業種、それから実際の規模、それから立地、希望される場所ですね。そういったところを加味しながら、町としてはできるだけお問合せいただいたところには、そういうような利用が可能であるような土地があるようであれば、そこを御紹介できるような形でどうにか、また地元の調整とか、そういったあたりの仲介を図ってきたいというふうには考えております。ただ、あくまでこれは今町側としての展望でございますので、実際にそれが直結して結びつくかというのは、正直なところ、今後の私どもの努力次第というふうになるかと思いません。よろしくお願いいたします。

○議長（山本泰正君） 9番 西中君。

○9番（西中純一君） 企業誘致といっても、学校跡地を事務所として利用してもらおうとか、そういうふうな小

さい規模の企業の誘致もあるように思います。そういう点も含めて、旧山田小学校とか旧日笠小学校だとか、そういうところもあるわけなので、そういう点も含めて企業誘致についても、あるいは地元の農業の多面的な6次産業化というんですか、いろいろとそういうふうな企業についても研究して、ぜひ新たな雇用の確保について努力をしていただきたいというふうに思います。

次に行きます。

2番目、FDD I社との契約について、見直しをしてはどうかということでございます。

この件については、大森町長の時代に和気ドームのところに事務所を構えるということで、急遽平成29年でしたか、賃貸契約を結んで、あるいはドームを使用してもらおうということで、あれは専決処分でドームのリフォームもやられたというふうに思っております。そして、そのドームの使用については、全面を使う場合は、普通営利企業ですと、町民は大体2,000円です、全面使うと。本来ならば、5倍の料金、1万円を頂くのが、規定上はそうすべきなわけでありますが、格安の2,000円で使われている。あるいは事務所の使用については3万6,881円ですか、あれは建てたときの償還を50年で計算して割り算をしていくと、そういうふうなことになって、その分と光熱費を含めて3万6,881円というふうな格安の家賃で使われているわけでございます。ですが、これは規定どおりに本来見直すべきではないかなというふうに思っておりますので、その点をお尋ねしたいと思います。あまり言ってもあれですけども、そういうところで答弁を求めます。

○議長（山本泰正君） 産業振興課長 新田君。

○産業振興課長（新田憲一君） 失礼いたします。

西中議員からのFDD I社との事務所の賃貸契約とドームの使用契約について、見直しをしてはどうかという御質問についてお答えをいたします。

株式会社Future Dimension Drone Institute様、以後FDD I社とお呼びさせていただきますが、FDD I社につきましては、平成29年、当時ドローンを活用したまちづくりを進めておりました本町の誘致企業といたしまして、益原多目的公園にあるいきがい工芸館を事務所として、本町に進出をされました。この事務所の使用料につきましては、町と賃貸借契約を締結しておりまして、金額のほうはほかの入居者と同様の積算方法を用いておりまして、FDD I社だけ特に優遇しているということはありません。また、益原多目的公園内のドーム及び研修室の使用につきましては、営利目的の場合は通常の5倍の額を徴収することとしておりますが、FDD I社にはこの営利加算分は減免をしておりまして、通常料金のみ頂いております。これは、FDD I社が町の誘致企業であるとともに、ドローンスクールが雇用創出と人材育成に貢献する事業であること、また平成29年に締結いたしました包括連携協定におきまして、互いの有する施設の利用については、業務に支障のない限りにおいて便宜を図るものとするという内容があることを鑑み、減免しているものでございます。この減免について、見直すべきではないかという御質問でございますが、現状FDD I社のドーム及び研修室の使用は、一般の方の使用が少ない平日昼間の利用がメインであるために、施設の有効活用、ひいては町の収入増加につながっているものというふうに考えます。また、FDD I社はコロナ禍の時期を除きますと、ドームの使用料だけで年間と言いますと70万円から80万円の費用を町に納めております。減免がなくなりますと、この使用料が一気に5倍ということになりまして、経営の圧迫にもつながるのではというふうに思っております。誘致当時に町から減免のことを説明している経緯もあると思われまますので、町といたしましては、減免について現時点では見直すことは考えておりません。

以上、御答弁とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（山本泰正君） 9番 西中君。

○9番（西中純一君） 誘致企業だということで、いわゆる来ていただいたということで、これは産業振興のため、あるいは雇用の確保という点もあってこういうふうにしていて、連携協定を結んでいるので今後もこれで

きたいと。5倍になってしまえば、70万円が350万円、400万円というふうな形で経営的にも大変だろうというふうなことでございますけれど、当初のドローンスクールを中心にしたこのFDDIという会社の役割は終わっているのではないかなというふうに私は思うわけでございますが、もちろん事務所が空いてしまえば、また次の会社が来るかどうか、不安なところもあるんでございますが、地方自治法違反じゃないとか、いろいろな、これは私の持論であったわけでございますが、そのこともあったわけで、その辺で町長も代わったということできわをしていただけたらというふうな気持ちもあったわけでございますが、聞くとすれば、そういう経営状態というか、今スクールとか、そういう点もある程度運営というか、やっているわけなんですかね。その点だけ、もう一遍お願いします。

○議長（山本泰正君） 産業振興課長 新田君。

○産業振興課長（新田憲一君） 失礼いたします。

西中議員は、ドローンスクールの役割は終わっているというふうにおっしゃられましたけど、終わってなくて、引き続きドローン教室をやっております。ただ、令和2年度、それから令和3年度はコロナの関係があって、あそこを休園にしていたりしましたので、その間はお使いいただけなかったんですけど、そのほかは開催をしている状況でございます。

○議長（山本泰正君） 9番 西中君。

○9番（西中純一君） このFDDI社の活躍する場というか、そういうところがどういうことか、私はよく分からないわけですけど、これからは登録をするということもおっしゃったと思います。ドローンの登録というんですか。それから、免許制に移行するんですか。その辺はまだ分からないんですけど、そういう点でそういうケアをされるような経営をやられるのか、その辺は私も分かりませんが、そういう点で取りあえずはFDDI社としては今後も続けるというふうな判断なんですかね。もともとコンサルタント会社の子会社ですよ、たしか。レイヤーズ・コンサルティングという。分かりました。研究していきたいと思います。

それから、次の質問に入らせてもらいます。

木質バイオマス事業の方向性ですね。

これは、2人の議員も質問されたわけでございますが、まだ全的に概要がよく分からない、民間の大手企業のほうで研究が進んでいるというふうなところでございます。私が知っているのでは、真庭市でM社というところが中心に、第三セクターで真庭市も入って事業を実施している。これは、恐らく松や、いろいろほかの針葉樹も含めての大きな材料がある、そういうものの木材市場があったり、勝山ですか、そういう中でああいう場所できている。にもかかわらず、あれでもかなり材料をこちらの県南部にも収拾に来ているというふうなことも聞いております。そのような中で、これは広葉樹を中心にしたバイオマス事業というふうにも聞いておりますが、そういう点で森林資材というか、材料が本当にあるのかどうか、そういう点も含めて、課題というか、問題点はどこにあるところですか。これについて教えていただければと思います。これは予定の質問をしていないんですけど、成功例はどのところがあるのか、もし分かればそういうところも教えていただければと思います。

○議長（山本泰正君） 産業振興課長 新田君。

○産業振興課長（新田憲一君） 西中議員からの木質バイオマスの実施、方向性についてという御質問についてお答えをいたします。

一般的に、木質バイオマス発電事業というのは、間伐材などの針葉樹を活用することが多い形態でございますが、本町の場合は林業というのがあまり盛んではなくて、人工林の率も10.4%と非常に低いために、天然林であります広葉樹を燃料材として活用することを現在は検討しております。広葉樹といいますのは、全国的にも新たな資源として着目をされておりますが、針葉樹と比べまして重心の偏りが大きく、伐採が難しいというふう

に言われております。木質バイオマス発電所は、毎日大量の木を必要としますので、林業者が少ない本町にとって、伐採者をどう確保していくのか、これが現在のところ一番の課題となっております。この広葉樹を使ったバイオマス発電、全国でもまだあまりないんですけど、聞くとところによりますと、津和野町、それから埼玉県の辺りで検討されているというお話をお聞きいたしました。広葉樹だけを使ったバイオマス発電というのは、今のところないので、これが和気町が一番になるのかというふうに思っております。

○議長（山本泰正君） 9番 西中君。

○9番（西中純一君） 島根県津和野町ですか、それから埼玉県、どこかはっきり言われなかったんですけど、そこらで若干やられているということなんですかね。問題点としては、林業者が少ないというふうなことは言われたと思います。

じゃあ、森林組合がたしか統合されて、作東の旧役場があったところに、名前は忘れましたが、新しい森林組合ができて、Iさん、赤磐市の元市長をされていた方が理事長というか、それをされていたというふうに思います。そういうふうなところにも、いろいろとそういう森林の状況とか、そういうお問合せというか、それもされているんですかね。ゼネコンが絡んでいるのか、何かそこはよく分からないんですけど、そういう何かティーチングというかレクチャーとか、そういうこともあったんですか。もし、これは町長に言ったほうがいいんかもしれないが、どっちがあれですけど、どちらか答えていただきたい。森林組合の問題、接触しているのかどうか、あるいはその会社のレクチャーとか、そういうのは受けているんですか。まだ私たちには全然そういう話は知らされていないんですが、その辺だけお願いします。

○議長（山本泰正君） 産業振興課長 新田君。

○産業振興課長（新田憲一君） まず、1点目の森林組合ですが、本年3月にバイオマス発電について研究をいたします和気町木質バイオマス活用推進協議会というのを設立し、スタートさせました。その中には、美作東備森林組合の方にもメンバーとして加わっていただいております。これから、その伐採のノウハウでありますとか、そういったことを協議していこう、勉強していこうというふうに考えておまして、メンバーに入らせていただいております。

切り方のレクチャーで、会社のほうはそのあたりは全然ノウハウを持っておりませんので、どれぐらいの時間でどれぐらいの数量が切れるのか、伐採できるのかというのは、昨年11月に本町のほうで試験伐採というのをやりました、どんな重機が要って、どれぐらいの人数でどれぐらいの時間でどれぐらいのボリュームの木材が切り出しできるのかというのを試験伐採させていただきましたが、この資料につきましてはまたお示ししたい、御報告したいというふうに思います。

○議長（山本泰正君） 9番 西中君。

○9番（西中純一君） 分かりました。バイオマス活用推進協議会というものができて、その中に森林組合の方も入って研究されているということですね。ですから、研究段階で試験伐採もされたということでございます。分かりました。

じゃあ、いつからこういうテストというか、今の木質バイオマスを事業化するかとか、そういうことについてじゃあ、まだはっきりしていないというふうに見えていいんですか。研究段階というふうに見えていいんですか。その点だけ、町長お願いします。

○議長（山本泰正君） 町長 太田君。

○町長（太田啓補君） 議員がおっしゃられたとおり、本町のバイオマスの事業は、まだ研究段階ということでございます。先ほど申しました協議会も、3月29日に第1回目を開催したということを知っていて、まだ一度集まって話をしたというだけのことのように報告を受けています。その中には、金融関係の方々なんかも入られていて、そこの方々からも様々な方法などもお伺いをする、資金だけではなくて、そういうこともされているよ

うでございます。したがって、今後2年か3年か、どのぐらいかかるか分かりません。研究を重ねて、できるのであれば、また立地企業があるのであれば、進めていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（山本泰正君） 9番 西中君。

○9番（西中純一君） 持続可能エネルギーというんですか、ソーラー発電も含めて、いろいろとエネルギーというんですか、そういう新たな産業を発見するというか、発掘していくのにもつながるあれだろうとは思いますが、まだ町内にも、特に佐伯地域にはどうもソーラーをするというふうなことで、材料を道路の路端に、道端に置いていると。恐らく、北山方、あの辺にあったと思うんですけど、そういうこともあるわけでございます。これは、条例によって規制もしながら、地元で迷惑をかけないように、安定したそういうエネルギーとして、今後とも推進していくんだらうと思います。

なお、一方美作市では、これについてパネル税をするということで、総務省でしたか、国のほうから企業との調整がまだできていないので、早過ぎるのではないかとというような、ストップもかけられているというふうなことも聞いております。自然の、風力発電というのもあって、この地域でいいのかどうか、海岸地域ではそういうものもやっているというふうなことでございます。ぜひとも今後とも、健康や環境に悪い影響のない範囲で、新しい持続可能なエネルギーというんですか、その産業についても研究をしていただきたいと思います。それで、事業化できるのであれば、それをさらに事業化していくというふうな動きもあると思います。

1つだけ私が聞いているあれでは、私が知っている方が、プラスチックを石油に戻すような研究、それをされているということで、前町長にお話をされたというふうなことも聞いております。そういう点も含めて、今後そういう新しい事業についても研究をお願いしたいなというふうに思っております。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（山本泰正君） これで西中純一君の一般質問を終わります。

以上で、一般質問は全て終了しました。

明日は、午前9時から本会議を開催いたしますので、出席方よろしく願いいたします。

本日は、これにて散会します。

御苦労さまでした。

午前11時59分 散会

令和4年第3回和気町議会会議録（第13日目）

1. 招集日時 令和4年6月22日 午前9時00分
2. 会議の区分 定例会
3. 会議開閉日時 令和4年6月22日 午前9時00分開議 午前10時29分閉会
4. 会議の場所 和気町議会議事堂
5. 出席した議員の番号氏名

1番 今西宏康	2番 尾崎智美	3番 從野勝
4番 神崎良一	5番 山本稔	6番 居樹豊
7番 万代哲央	8番 広瀬正男	9番 西中純一
10番 安東哲矢	11番 当瀬万享	12番 山本泰正
6. 欠席・遅参・早退した議員の番号氏名
なし
7. 説明のため出席した者の職氏名

町長 太田啓補	副町長 今田好泰
教育長 徳永昭伸	総務課長 永宗宣之
危機管理室長 河野憲一	財政課長 海野均
まち経営課長 寺尾純一	税務課長 岡本康彦
生活環境課長 山崎信行	健康福祉課長 松田明久
介護保険課長 井上輝昭	産業振興課長 新田憲一
都市建設課長 西本幸司	上下水道課長 田村正晃
総務事業課長 久永敏博	会計管理者 清水洋右
教育次長 万代明	学校教育課長 國定智子
社会教育課長代理 森元純一	
8. 職務のため出席した者の職氏名
議会事務局長 則枝日出樹

9. 議事日程及び付議事件並びに結果

議事日程	付 議 事 件 等	結 果
日程第 1	議案第 4 2 号 岡山県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び組合規約の変更について	原案可決
	議案第 4 3 号 令和 4 年度和気町一般会計補正予算（第 2 号）について	原案可決
	議案第 4 4 号 令和 4 年度和気町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について	原案可決
	議案第 4 5 号 令和 4 年度和気町和気鶴飼谷温泉事業特別会計補正予算（第 1 号）について	原案可決
	議案第 4 6 号 令和 4 年度和気町上水道事業会計補正予算（第 1 号）について	原案可決
	議案第 4 7 号 令和 4 年度和気町簡易水道事業会計補正予算（第 1 号）について	原案可決
	請願第 1 号 重度心身障害者医療費助成制度の国の制度化を求める意見書への請願	趣旨採択
日程第 2	議案第 4 8 号 令和 4 年度和気町一般会計補正予算（第 3 号）について	原案可決
日程第 3	議案第 4 9 号 財産の処分について	原案可決
日程第 4	議会閉会中の調査研究の申出書について	承認

午前9時00分 開議

(開議の宣告)

○議長(山本泰正君) 皆さん、御苦労さまです。

ただいまの出席議員数は、12名です。

したがって、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

(議事日程の報告)

○議長(山本泰正君) 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。御了承を願います。

ここで、6月20日、議会運営委員会を開き、協議した結果について委員長から報告を求めます。

議会運営委員長 山本君。

○議会運営委員長(山本 稔君) 皆さん、改めましておはようございます。

それでは、議会運営委員会の委員長報告を行います。

去る6月20日、本会議終了後、3階第1会議室において、委員全員及び関係特別委員長、執行部より町長、副町長、関係課長出席の下、議会運営委員会を行いました。その結果を御報告いたします。

まず、特別委員長及び各常任委員長から付託案件についての審査結果の報告を受けました。後ほど各委員長から委員長報告があります。

次に、追加議案として補正予算1件及び財産の処分1件が、本日追加提案されます。

また、閉会中の調査研究の申出について、議会運営委員会、各常任委員会及び各特別委員会から提出されておりますので、本日議題といたしております。

以上、議会運営委員会の委員長報告といたします。よろしくお願いいたします。

○議長(山本泰正君) ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「質疑なし」の声あり]

○議長(山本泰正君) 質疑なしと認め、委員長の報告に対する質疑を終わります。

委員長、御苦労さまでした。

(日程第1)

○議長(山本泰正君) 日程第1、議案第42号から議案第47号までの6件及び請願1件についてを一括議題とし、各常任委員長及び和気鶴飼谷温泉事業特別委員長に審査結果の報告を求めます。

まず、総務文教常任委員長に報告を求めます。

総務文教常任委員長 居樹君。

○総務文教常任委員長(居樹 豊君) それでは、総務文教常任委員会の委員長報告を行います。

令和4年第3回和気町議会定例会におきまして、当委員会に付託されました議案2件につきまして、去る6月16日午前9時から和気町議会議事堂におきまして、委員5名出席、欠席1名、執行部より町長、副町長、教育長及び各担当課長出席の下、慎重に審査したその結果を御報告申し上げます。

初めに、議案第42号岡山市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び組合規約の変更についてであります。審査の結果、特に質疑もなく、全会一致で原案可決であります。

次に、議案第43号令和4年度和気町一般会計補正予算(第2号)についてであります。審査の結果、全会一致で原案可決であります。

なお、審査の過程において、次のような質疑、答弁がありました。

委員から、音声告知端末について、平成22年に整備されて、令和6年までに改修の予定であるとの説明があったが、スマホの告知アプリで使える方法と言われたが、いつ頃から使用できるのかとの質疑に対し、現在のシ

システムが整備されて12年近く経過する中、令和4年から令和5年にかけて告知放送システムの改修を検討しているということでございます。なお、現状、多くの方がスマートフォンを持っていて、他の自治体においてはスマホを活用した告知サービスや有事の際に防災情報サービスを行っており、和気町においても、今年度中に、既存システムの更新がよいのかスマホ端末を利用したアプリでの防災情報告知サービスがよいのか、その費用や利便性を考えながら検討を進めていきたいとの答弁がありました。また、同委員から、現在の告知端末は、高齢者にとってはスマホに比べると使いやすいと思うが、その反面、機能面においては、定時放送を聞き逃した際、1回のみ再生利用で、緊急放送が入ると上書きされ、履歴が遡れない現状から、放送履歴が文字で確認できるようにすればより便利になるのではとの質疑に対し、音声に限らず、文字情報と履歴が残るような情報も併せて検討したいとの答弁がありました。

その他、付託案件以外の質疑では、委員から、このたびの衣笠地内で起きた下校時の事件について、状況等について、教育委員会から発表したほうがよいのでは、また子供たちの下校の危険箇所について、道路の状況や防犯灯の切れている箇所などチェックしているのか、学校への指導や危険な通学路の整備について、教育委員会はどうか考えているのかとの質疑に対しまして、通学路については、学校と保護者で話し合いを行い、危険箇所についても確認を行い、教育委員会へも報告が上がってくる。整備につきましても、関係部署と毎年協議を行っている。また、今回の下校時の事件については、事件直後の登校等について学校に確認したところ、登校班の児童全員が登校していて、子供たちの状況についても、学校生活に特に大きな変化もなく、学校生活が通常どおり行われているとの報告があったとの答弁がございました。

以上、誠に簡単ですが、総務文教常任委員会の委員長報告といたします。

○議長（山本泰正君） ただいまの委員長報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 質疑なしと認め、委員長報告に対する質疑を終わります。

委員長、御苦労さまでした。

次に、議案第42号は、討論の申出がございませんので、討論を省略します。

これから議案第42号岡山県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び組合規約の変更についてを採決します。

議案第42号に対する委員長の報告は、原案可決であります。議案第42号は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 異議なしと認めます。

したがって議案第42号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、厚生産業常任委員長に報告を求めます。

厚生産業常任委員長 西中君。

○厚生産業常任委員長（西中純一君） それでは、厚生産業常任委員会の委員長報告を行います。

令和4年第3回和気町議会定例会におきまして、当委員会に付託されました議案5件につきまして、去る6月15日午前9時から和気町議会議事堂におきまして、委員5名出席、欠席1名、執行部より町長、副町長及び各担当課長出席の下、慎重に審査したその結果を御報告申し上げます。

初めに、議案第43号令和4年度和気町一般会計補正予算（第2号）についてであります。審査の結果、全会一致で原案可決であります。

なお、審査の過程において、次のような質疑、答弁がありました。

委員から、農作物鳥獣害防止対策補助金の詳細はとの質疑に対し、有害鳥獣防護柵設置事業補助金については、受益者が3戸以上、200メートル以上に係る防護柵を施工した場合に補助する制度で、今回の提案は、今までの新設のみのメニューにプラスして、平成23年度から町内277キロメートル整備された防護柵の老朽化に対応するため、柵の修繕や更新について、今回この補助金を適用するため、予算を計上しているとの答弁がありました。また、同委員から、対象地区を想定しているのかとの質疑に対し、特に地区は想定していないが、複数の地区から防護柵が古くなって壊れているとの意見があり、今回、補助の対象に追加したものだとの答弁がありました。

また、別の委員からは、この補助事業の申請については個人で行えるのか、区で一括して申請するのか、また申請の方法はどうなっているのかとの質疑に対し、補助要綱には、申請者は各受益者の代表者、または区の代表者としており、壊れている状況を確認した後、申請する流れで、完了後も完了確認を行う予定であるとの答弁がありました。

また、別の委員から、新型コロナウイルスワクチンの接種について、3回目接種を受けていない方への対応はどうなっているのかとの質疑に対し、3回目接種については努力義務であり、町としても接種推進に向けて啓発していくが、約7割の方が接種を終了しており、残りの未接種の方については、体調等のこともあって接種できない方もいる。感染者は減少傾向にあるが、未接種者への啓発は進めていくとの答弁がありました。

また、別の委員から、ロマンツェのテニスコート改修工事と財源はとの質疑に対し、既設の人工芝を全部剥がしてやり替える内容で、張り替えに係る費用はスポーツ振興くじ助成金の補助対象となるが、既設の処分費は補助対象外で、過疎債を充当するとの答弁がありました。

また、別の委員から、長楽団地の解体工事費に関連して、他の町営住宅関連事業の進捗状況はとの質疑に対し、宮田分譲地は、3月から募集していて6区画が完売している。朝日団地については、民間による賃貸住宅や分譲住宅が計画されていて、これから造成及び建設工事が行われる予定だとの答弁がありました。また、同委員から、民間事業者より安価な住宅を建てる予定はないのかとの質疑に対し、若者の定住に向けた安価な住宅が必要であると認識しており、今後も検討していく。また、朝日団地には若者向けの賃貸住宅も整備されることから、移住者が利用できるのではとの答弁がありました。

次に、議案第44号令和4年度和気町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。審査の結果、全会一致で原案可決であります。

なお、審査の過程において、次のような関連質疑、答弁がありました。

委員から、公共下水道事業特別会計が企業会計に移るのはいつからの予定であるのかとの質疑に対し、公営企業法の適用となるのは令和5年4月からで、来年の3月議会には企業会計予算として提案する予定であるとの答弁がありました。

次に、議案第46号令和4年度和気町上水道事業会計補正予算（第1号）についてであります。審査の結果、特に質疑もなく、全会一致で原案可決であります。

次に、議案第47号令和4年度和気町簡易水道事業会計補正予算（第1号）についてであります。審査の結果、特に質疑もなく、全会一致で原案可決であります。

次に、請願第1号重度心身障害者医療費助成制度の国の制度化を求める意見書への請願についてであります。審査の過程において趣旨採択を求める発言が複数あり、審査の結果、全会一致で趣旨採択であります。

以上、厚生産業常任委員会の委員長報告といたします。

○議長（山本泰正君） ただいまの委員長報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 質疑なしと認め、委員長の報告に対する質疑を終わります。

委員長、御苦労さまでした。

次に、議案第44号、議案第46号及び議案第47号の3件は、討論の申出がありませんので、討論を省略します。

お諮りします。

議案第44号、議案第46号及び議案第47号の3件を一括して採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 異議なしと認め、これから採決します。

議案第44号令和4年度和気町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、議案第46号令和4年度和気町上水道事業会計補正予算（第1号）について、議案第47号令和4年度和気町簡易水道事業会計補正予算（第1号）について、以上3件に対する委員長の報告は、原案可決であります。3件は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 異議なしと認めます。

したがって議案第44号、議案第46号及び議案第47号の3件は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、請願第1号は、討論の申出がありませんので、討論を省略します。

請願第1号重度心身障害者医療費助成制度の国の制度化を求める意見書への請願についてを採決します。

請願第1号に対する委員長の報告は、趣旨採択であります。請願第1号は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 異議なしと認めます。

したがって請願第1号は、委員長の報告のとおり趣旨採択とすることに決定しました。

次に、和気鶴飼谷温泉事業特別委員長に報告を求めます。

和気鶴飼谷温泉事業特別委員長 神崎君。

○和気鶴飼谷温泉事業特別委員長（神崎良一君） それでは、和気鶴飼谷温泉事業特別委員会の委員長報告を申し上げます。

令和4年第3回和気町議会定例会におきまして、当委員会に付託されました議案2件につきまして、去る6月14日午前9時から和気町議会議事堂におきまして、委員10名出席、欠席2名、執行部より町長、副町長、担当課長等出席の下、慎重に審査した結果を御報告申し上げます。

議案第43号令和4年度和気町一般会計補正予算（第2号）及び議案第45号令和4年度和気町和気鶴飼谷温泉事業特別会計補正予算（第1号）の2議案についてであります。審査の結果、全会一致で原案可決であります。

なお、審査の過程で、次のような質疑、答弁がありました。

冒頭、支配人からの細部説明に引き続き、委員から、近い将来予想される建物や設備の改修については把握しているのかとの質疑に対し、昨年度、国の委託事業で経営戦略に取り組んだ。その中で、今後の償却設備、設備更新についての計画を行っていて、現在精査中である。平成7年のオープン当時から使用している設備が多く、今後、設備の更新や修理が多く発生することから、計画的に整備計画を立てて、財源を確保しながら更新していきたいとの答弁がありました。

また、別の委員から、当温泉はバルク充填でガスを供給しているが、ボンベ方式より効率がよいのか、また、

レストランに換気機能付空調設備を整備するようだが、現在はガスヒートポンプで行っているのかとの質疑に対し、温泉にはガスバルク3トン、1トンが3基あって、単価や使用頻度からも、液化ガスバルク方式のほうが効率的であると考えている。また、レストランの空調はガス式ではなくて電気式で、コロナ禍でもあり、換気機能がついた省エネタイプエアコンに更新するとの答弁がありました。

そのほか、委員からは、経営改善計画について、専門家を入れた見直しを求める意見や、人員削減への取組について、現場の意見をしっかり聞いて課題解決に取り組んでほしいとの意見や、利用客増に向けた他の観光施設とのスタンプラリーの実施、レストランメニューの見直しなど、経営改善に向けた前向きな議論が行われました。

以上、和気鶴飼谷温泉事業特別委員会の委員長報告といたします。

○議長（山本泰正君） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 質疑なしと認め、委員長の報告に対する質疑を終わります。

委員長、御苦労さまでした。

次に、議案第43号は、討論の申出がありませんので、討論を省略します。

これから、議案第43号令和4年度和気町一般会計補正予算（第2号）について採決します。

議案第43号に対する各委員長の報告は、原案可決であります。議案第43号は、各委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 異議なしと認めます。

したがって議案第43号は、各委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第45号は、討論の申出がありませんので、討論を省略します。

これから、議案第45号令和4年度和気町和気鶴飼谷温泉事業特別会計補正予算（第1号）について採決します。

議案第45号に対する委員長の報告は、原案可決であります。議案第45号は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 異議なしと認めます。

したがって議案第45号は、委員長の報告のとおり可決されました。

（日程第2）

○議長（山本泰正君） 日程第2、議案第48号令和4年度和気町一般会計補正予算（第3号）についてを議題とし、提出者の説明を求めます。

町長 太田君。

○町長（太田啓補君） それでは、本日追加提案をしております議案第48号の令和4年度和気町一般会計補正予算（第3号）についてであります。この補正は既定の予算に9,571万2,000円を追加し、予算の総額を87億2,021万円とするもので、主な内容は、歳入で新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、臨時特別給付事業費補助金等を追加し、歳出では低所得子育て世帯生活支援特別給付金事業、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業及び大学生世代等に対する給付金事業を追加するものであります。

以上、御説明申し上げましたが、詳細につきましては担当課長に説明させますので、御審議、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（山本泰正君） 次に、議案第48号の細部説明を求めます。

財政課長 海野君。

○財政課長（海野 均君） 議案第48号説明した。

○議長（山本泰正君） これから、議案第48号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

11番 当瀬君。

○11番（当瀬万享君） ちょっとお聞きするんですけど、20日に議会運営委員会を開いて、6人プラス1人の議員は、確かに聞きました。オーケーを出しました。残り5人の議員が、今日、朝の新聞で初めてこういう内容を聞くというのは、議会運営上、問題ないんでしょうか。ちょっとそこを教えていただきたいというふうに思います。誰かな、局長。問題なかったんですか。議員が議会軽視とかというような声は出ませんか。

○議長（山本泰正君） 暫時休憩といたします。

午前9時38分 休憩

午前9時38分 再開

○議長（山本泰正君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

総務課長 永宗君。

○総務課長（永宗宣之君） 失礼をいたします。

今、当瀬議員のほうから、各議員全員に議案内容が伝わる前に新聞報道等に出たことについて、問題はないかというお尋ねでございます。

我々執行部といたしましては、今回、本日の議会にこういった補正予算を提出をしたいということで、議会運営委員会のほうにお諮りをして、概要説明をさせていただいて、本日議案として提出させていただくことについては、議会運営委員会で御了解をいただいたということで、これまでの慣例に従って、報道機関に提案される予定の概要について説明をさせていただいたものであります。その点で、新聞、報道機関の取扱いのタイミングとこちらの情報提供のタイミングといったようなところ、議員御指摘のところもあるかとは思いますが、御了承をいただければというふうに考えております。

○議長（山本泰正君） 11番 当瀬君。

○11番（当瀬万享君） 御了承できないから質問をしてるんです。そういうことがあると、よく前から言われてる、議会軽視じゃないかということがあって、ちゃんとした根拠があるんじゃないかと、それを言ってくれればいい。だから、議会運営委員会のメンバー6人とオブザーバーで議長、6プラス1人は聞いているわけです。あとの5人の議員の方は、今日の新聞記事見て、概要と言いながらかなり詳しく出てましたよ。それで、もう来たときから、大学生に5万円とか、高齢者はないかというような話が出てたから、議会運営上、問題ないんですかということをお聞きしてるん。誰も慣例がどうのこうのというの聞いてない。だから、了承はしてないから質問してるんで、そこんところをお答えください。

○議長（山本泰正君） 町長 太田君。

○町長（太田啓補君） 当瀬議員のほうから、今朝の新聞報道についての問題はどうかという御質問でございます。

先ほど総務課長がお答えしたとおり、この間の慣例に基づいて、記者のほうにお伝えをしたということでございまして、記者がどのような時期に載せるかということの問題もございましたので、今後、十分に注意をして、議会の皆様に御納得がいただけて、御議決いただいた後に載せるようなことも考えてまいりたいと思いますので、このたびはどうぞ御容赦をお願いしたいと思います。

○議長（山本泰正君） 11番 当瀬君。

○11番（当瀬万享君） 町長断りされたんですけど、だから初めて内容を知った5人の議員の気持ちというのは考えたことがあるんですか。我々は確かに20日に6プラス1人は聞きました。初めて、この本会議場で聞かずに、新聞記事でいろんな内容を聞くということは、それは私ではなくってその5人の方から議会軽視じゃないんかというような質問が出てもおかしくないです。私はもうこれで引きますけど、町長が断りされたから。だから、そこんとこ、十分せんと、総務課長が言うたように、慣例じゃから御了承ください。御了承できんから質問しよんですから、そこんとこ、納得いくまで説明してほしいんですけど。私はこれでやめます。

○議長（山本泰正君） ほかに質疑はありませんか。

3番 従野君。

○3番（従野 勝君） 今の問題に関してですけれども、議会運営委員会で発表されて、下は問題が全く、先ほど言われたように、新聞出なかったら分からんと。議会運営委員会へ出る人が議員なんかって。議会運営委員会へ出ていかん1年生議員とかは、それは議員として扱ってねんかと、私は思いますね。慣例がどうだこうだって、悪い慣例は直しゃあええんでしょ。おかしいんじゃないですかね。私は本当に、これは議会軽視より、議員そのもんをばかにしとんんじゃないかと思う。総務課長、私あれじゃったら、ここ、外へ出たら、ちょっと足るほど叱りたいような気分です。おかしいんじゃないですか。慣例がどうか知りませんが、あまりにも、議員7人、あとの5人は議員として扱ってねえということでしょう。そんなもん、慣例がどうのこうのという問題じゃないと思うんですけど。その辺をもう一回、よう分かるように説明してください。

○議長（山本泰正君） 総務課長 永宗君。

○総務課長（永宗宣之君） 失礼をいたします。

私の判断が不適切なものであったということで、改めてこの場をお借りしておわびを申し上げます。決して議員をないがしろにしてるといふか、そういった意図は全くございませんでした。議案については、この議会本会議において御審議をいただけるものと、当然そういう理解をいたしております。今回の対応につきまして、私の認識が十分でなかったということ、重ねておわびを申し上げます。

○議長（山本泰正君） 3番 従野君。

○3番（従野 勝君） 今、議案の内容は、議会の中で審議すると思っとったと。そこがそもそも問題じゃないんですか。新聞には、大学生5万円、低所得者に5万円、5万円乗せたというて詳細に発表されとんですよ。あんだけ新聞に載って詳細に発表したもんを、例えば議員が反対できるんですか。何を審査するんですか。おかしいでしょう。あんた、言ようことがおかしいじゃない。あんだけ詳細に発表したもんを、反対できる議員、一人もおらんですよ。内容にもよるでしょうけど、こういうふうな内容のもんを、あんだけ新聞にばちっと出して、ほんで議場で審査しろ。何を審査するんですか、これ。考え方がおかしいんじゃないですか、基本的に。今までの慣例とかなんとかというのはあるかも分からんけども、もう少し慎重にやるべきじゃないかと思えますけども。今の答弁はもう全く受け入れられませんので、改めてちゃんと陳謝せえ。

○議長（山本泰正君） 総務課長 永宗君。

○総務課長（永宗宣之君） 今、従野議員のほうから御指摘をいただきました。おっしゃられること、当然のことというふうに理解をしております。先ほどの繰り返しにはなりますけども、報道機関に情報提供する際に、私のそういったところへの思慮が欠けておったという、これが全てでございますので、改めましてここでおわびをさせていただきます。今後はこのようなことのないように、しっかりと気持ちを持って正しく対応してまいります。よろしく申し上げます。失礼をいたしました。

（3番 従野 勝君「分かりました。これで引きます」の声あり）

○議長（山本泰正君） ほかに質疑はありませんか。

6番 居樹君。

○6番（居樹 豊君） 今の記者発表のこのタイミングでなしに、中身で、一応今、これが審議ですので、中身について、ちょっと御質問を一、二したいと思います。

ちょっと順序、逆かも分かりませんが、大学生の関係で、これ、14ページ、ここに書いとる支給対象者、令和4年6月1日時点で和気町の住民基本台帳に記載がある者と。これ読んだら分かるんですが、実際のところ、県外の大学に行って、東京とか大阪とか、そういうところへ住所を置いとる人には、これは対象外ということで、この文書を素直に読めば対象外ですね。あくまでも和気町に籍を置いとかないといけんと。実態はよそにおいても、という意味で、これは理解していいですか。

○議長（山本泰正君） 健康福祉課長 松田君。

○健康福祉課長（松田明久君） 失礼いたします。

先ほどの御質問でございますが、議員おっしゃられたとおり、今年の6月1日時点で町内に住民票がある方が対象となっております。

○議長（山本泰正君） 6番 居樹君。

○6番（居樹 豊君） それは一つのこういう決め事ですから、あれでしょうけど、ただ率直なところ、これ、今回の主たる目的というのは、いわゆる学生なんかというたら生活苦というんか、これは住所の所在が和気にあるから、大阪にあるからという、生活の本当の困窮といいますか、支援という意味では、意味はあまり、籍だけの問題かなと思もするんですけど、その辺は、これはもう決め事ですけど、この辺、どうですか。考え方みたいなものを。実際問題は、例えば大阪の大学へおると。それから、こっちに、和気には住所を置きながらというようなことどういう場合に、籍だけの問題で給付の考え、生活という面では、いずれにしてもどっちであっても、籍が問題じゃなしに生活費はかかってますわね。その辺、感覚的にどうですか。お考えを。

○議長（山本泰正君） 健康福祉課長 松田君。

○健康福祉課長（松田明久君） 失礼いたします。

今回の給付の目的が生活支援ということで、早急な支給を目的としております。そうした中で、今回、御議決をいただいたら、速やかに、こちら、町のほうから該当者に申請書をお送りして、その方に早急な給付を目指しております。したがって、こちらから案内を送るということになると、やはり町内に住民票がある方が対象になるというように考えております。

○議長（山本泰正君） 6番 居樹君。

○6番（居樹 豊君） 事務的なことが分かりました。

○議長（山本泰正君） 4番 神崎君。

○4番（神崎良一君） 私もちょうと技術的なところで、4点ばかり質問をさせていただきます。

13ページ、支給対象者の欄です。私が読んで、何かちょっと分からないので説明いただきたいんですけど、支給対象者の①の(A)の(B)ですか。令和4年1月以降、家計が急変した世帯、これ、どこかで、ほかで説明されたんかもしれないんですけど、すいません、私がいろいろ勉強不足だと思うんですけど、この家計急変世帯というのはどういう判断基準なのかが一つ。

それと、その後に米印で例を書かれとんだけど、これがちょっと私がよう理解できない。要は、去年もやりましたけど、そこにはもう渡さないということなのかな。そのあたり、この説明の中の、例も書かれてるんですけど、ちょっとこれが私がよく理解できないので、それをもう一度、説明していただきたい、これ、2点目。

3点目は、マイナンバーカードを持っておれば、去年もこういうことがありましたけど、支給対象者が持つておれば、支給する側の町の事務処理が何か軽減されるようなメリットがあるのか。それから、受けるほう、受給者のほうは、マイナンバーカードがあれば、スムーズに、楽な申請手続でできるのかどうかという点が3点目。

当然のことながら、メリットがあるならば、今回の申請書の発送、いろいろとやる中で、マイナンバーカード

の推進を促すような事務手続的なことを織り込んでおるかどうか、以上の4点、お願いいたします。

○議長（山本泰正君） 健康福祉課長 松田君。

○健康福祉課長（松田明久君） 失礼いたします。

それでは、資料、13ページの御質問からさせていただきます。

まず、令和4年1月以降の家計急変世帯ということになっておりますが、こちらにつきましては、4月1日以降の1か月の所得が、年間12か月にならした場合、住民税が非課税相当になる方が対象となります。したがって、令和4年度の住民税が課税であっても、本来であれば課税の方は対象にはならないんですけども、課税であっても、4月1日以降、何月でも構いませんが、1月から5月とかでも構いませんが、ある1か月の所得がコロナによって非課税相当と同額になった場合に対象になるという意味でございます。

それから、2点目でございますが、こちらは議員がおっしゃられたとおり、昨年の12月議会で令和3年度事業として同様の事業のほうを提案させていただいております。そちらの令和3年度で対象となった方については、今年度は対象とならないということでございます。こちら、例の表を見ていただいたら、説明をさせていただきますが、令和3年度で課税であって昨年度事業で対象とならなかった方が、今年度、非課税となった場合は、給付の対象となります。昨年度、非課税であって、昨年度と同様、この事業で給付を受けた方については、今年度非課税であっても対象にはならないということです。それから、昨年が課税であって、これと同様の家計急変で支給を受けている方については、今年度も非課税であっても対象とならないということでございます。

それから、3点目の御質問でございますが、マイナンバーカードを活用して給付ということを考えていないかということでございますが、今回については、税情報等の取扱い等もありますし、口座情報等もございますので、マイナンバーカードを利用した給付については、今回の事業については考えておりません。

○議長（山本泰正君） 4番 神崎君。

○4番（神崎良一君） それでは、今おっしゃられた家計急変世帯ということは、この令和4年4月、単月で、町が言う非課税世帯に当たるような収入が減少した人、こういうこと。だから、4月でもいいし5月でもいいしということになれば、令和5年3月までいいんでしょうか。ずっといいんだけど、要するに4、5、6、7、8、9、10、11、12、1、2と駄目だけど、令和5年3月にどんとコロナの影響で非課税世帯になった、単月ですよ。そういうのもいいという判断でよろしいんでしょうかという確認が1つと、コロナの急変でっていうのが非常に難しいと思うんだけどね。何かあるんですか。そうじゃなくて、この時期だからコロナだと言ってしまえばいいんでしょうかね、その辺は。僕は幅広でいいと思うんですよ。コロナコロナって言うけど、こういう経済環境にあるから、コロナの影響だということでもいいとは思いますが、わざわざコロナのためと言われても、コロナだから収入が減ったというて、それは非常に識別が難しいと思うんで、そんな条件、外したらいいんじゃないかというふうに思うんだけど、今のこの時期だからコロナだという判断でいいんじゃないかなと思うんだけど、どうなんでしょうか、そのあたり。

それと、マイナンバーカードによるんじゃないかと、私が言ってるのは、マイナンバーカードにメリットがあるんかって聞いとるけど、やるとかやらないじゃなくて。だから、やらんということはメリットがないからやらんのだらうと思うけど。そういうことじゃなくて、今、マイナンバーカードがあると、住民票はコンビニでも取れるし、それから健康保険証もできるようになってるので、マイナンバーカードを、一方で委託料払って一生懸命やるんじゃないかと、そういう技術面を一生懸命やるんじゃないかと、町民への知らせと、それから町民にこういう効果がまさに関係してくると思うんですよ。いち早くやれば、事務負担がぐっと減るでしょう。町長、替わられたし、私、そういうことは物すごく理解あると思って言ってるんですけど、どんどん、一案件を一事項でやるんじゃないかと、複合的に組み合わせて、もっと言えば有機的に組み合わせて、どんどんどんどん効率化を図るべきだと。これがひいては皆さんのお仕事が楽になるし、町民のほうも楽になるんだから、そこら辺は、今してな

いということでそれはいいんだけど、今後はこういう給付案件とかになると、やっぱりどんどんどんどん、どうしたらより便利になるのかということをはっきり考えて、議案を上げていただきたい、こう思います。だから、さっきの質問は、ずっと非課税世帯じゃないけど、最後、令和5年3月だけこんと落ちてもらえるんですかっていう、これだけの話です。そこだけお願いします。

○議長（山本泰正君） 健康福祉課長 松田君。

○健康福祉課長（松田明久君） 失礼いたします。

御質問の1点目でございますが、この非課税世帯の事業の期限が9月30日ということになっておりますので、9月末までの1か月の所得が非課税相当、1か月の所得が年間にならした場合は、非課税と同等になるということであれば、対象となります。

それから、もう一点が、事情についてでございますが、そちらにつきましては、御本人の申告によります。コロナの影響により所得が下がったということであれば、こちらの対象となります。

それから、マイナンバーカードについてでございますが、こちらについては、今後、こういった家計への物価高騰等による給付金関係でございますので、早急な給付が要求されることでございますので、今後、マイナンバーカード等を活用して早急に給付ができると、また事務的にも軽減できるというようであれば、ぜひ活用していきたいというように考えております。

○議長（山本泰正君） 4番 神崎君。

○4番（神崎良一君） 了解しました。終わります。

○議長（山本泰正君） ほかに質疑はありませんか。

2番 尾崎君。

○2番（尾崎智美君） 幾つか質問させていただきます。

私が、朝、息子を駅に送っていったり何やかんやでばたばたしてまして、新聞を見てなかったんで、情報が遅れてしまいましたが、14ページのところで言いますと、1人当たり一律5万円ということでしたら、対象の500人ということですかね。ちょっと何か、こんなにもいらっしゃるのかなというふうに思ったことが1点。

それから、速やかな給付が必要だとは思いますが、先ほど居樹議員の質問でも、県外に出られてる方とかは対象外ということで、これは一つの考え方ですが、取りあえず町内の方に給付した後に、また県外に出られてる、仕送りをされてる保護者の方も対象として検討というのもいいのかなというふうに、検討課題でもあるのかなというふうには思っています。といいますと、県外に出て、可能性としては県外に就職される人に給付するのかなという意見もあって当然だと思います。そのあたりは私もそういう意見があると思いますので、どちらがいいということは私も特に思っておりませんが、それも検討課題にしてはどうかというふうに思っております。

それから、こういった大学生に関しては、奨学金とかもあるんですが、子育て世代で一番金銭的、経済的に支援してもらいたいのは、恐らく大学生だと思います。中高生よりも大学生だろうと思います。中高校生になると、部活動でお金が要ったりもするんですが、大学生もさらに仕送りが要ったりしますので、そのあたり、奨学金制度というのはあるんですが、非常に消費者金融だというふうにやゆされるぐらい、結構、卒業後の返済の負担が大きいとか、また逆に外国人に対しては物すごく優遇してあって、特に中国人とか、返済の義務がない奨学金で悠々自適にしているということも聞いたりします。そのあたりは、国のほうのことなんで、和気町とは関係ないんでちょっとあれですけど。

それから、あと一点、14ページで（仮称）と書いてますが、まだ仮称となるものについて議会で採決するのは、別にそれは問題ないんでしょうかね。そのあたり、ちょっと分からないので、教えてください。

○議長（山本泰正君） 健康福祉課長 松田君。

○健康福祉課長（松田明久君） 失礼いたします。

まず、1点目の御質問、500人が多いのではないかとということでございますが、こちらの今回の大学生世代等に対する給付金は、大学生と、それから就職されている方も対象となります。理由としましては、大学生につきましては、先ほど議員がおっしゃられたとおり、非常に学費がかかるということと、それから大学生等のアルバイト収入がコロナの影響で非常に減っているということが1点ございます。それから、就職されている方について、対象となっていることにつきましては、この世代、19歳から22歳につきましては、まだ就職して間もないということでございます。また、大学卒業とはまた違まして、高校卒業して働いている方が多くいらっしゃるかと思いますが、そうした方もまだ働いて間もないということで、同じ収入の減少、同じ率で減少しても、非常に影響を受ける金額が大きいと、影響が大きいということを考えまして、今回対象といたしております。

人数につきましては、500人ということで、住民票から検索しておりますので、間違いがないと思います。参考でございますが、岡山県の高校生の進学率が、令和元年の学校基本調査で言いますと52.2%となっておりますので、500人のうち、約半分、250人が学生等になるかと思っております。残りの250人につきましては、就職して働かれている方ではないのかなというふうに考えております。

それから、2点目の住民票がない方、町外へ住民票を置かれている大学生の方の給付ということでございますが、現時点ではそこまでは考えておりません。

それから、3点目の奨学金の受給の可否については、今回は問いません。もうこの住民票と、それから年齢、この両方が該当するのであれば、給付の対象とさせていただきたいと思っております。

それから、名称につきましては、今回御議決をいただいた時点で、仮称を取ってこちらの名称で対応させていただきたいということでございます。

○議長（山本泰正君） 2番 尾崎君。

○2番（尾崎智美君） 分かりました。別に、仮称と書いてあって、名称にこだわるわけではないんですが、約半分がもう既に就職されてる方ということですから、その就職されてる方が「等」の一文字に含まれるというふうに考えたらいいんでしょうけど、あまりにもバランス的に、ほぼ半分以上を「等」でくるのもどうかと思ったりしますが、別にそのあたりは、名称にはこだわりませんので。

○議長（山本泰正君） ほかに質疑はありますか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

議案第48号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 異議なしと認めます。

したがって議案第48号は、委員会付託を省略することに決定しました。

次に、お諮りします。

議案第48号を討論を省略し、採決したいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 異議なしと認め、これから採決します。

議案第48号令和4年度和気町一般会計補正予算（第3号）については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 異議なしと認めます。

したがって議案第48号は、原案のとおり可決されました。

(日程第3)

○議長(山本泰正君) 日程第3、議案第49号財産の処分についてを議題とし、提出者の説明を求めます。
町長 太田君。

○町長(太田啓補君) 追加提案をしております議案第49号の財産の処分についてであります。矢田工業団地の土地を売却するため、地方自治法及び和気町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、御説明申し上げましたが、詳細につきましては担当課長に説明をさせますので、御審議、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長(山本泰正君) 次に、議案第49号の細部説明を求めます。
まち経営課長 寺尾君。

○まち経営課長(寺尾純一君) 議案第49号説明した。

○議長(山本泰正君) これから議案第49号の質疑を行います。
質疑はありませんか。

1番 今西君。

○1番(今西宏康君) 質問いたします。

この物件の固定資産税評価額というのは、あったら教えてください、トータルで。

○議長(山本泰正君) まち経営課長 寺尾君。

○まち経営課長(寺尾純一君) 失礼いたします。

こちらの不動産鑑定額、仮評価ではございますけれども、こちら、坪当たり単価が3万3,000円ということになっております。

○議長(山本泰正君) 1番 今西君。

○1番(今西宏康君) その金額は、課税台帳に載ってる金額ですか。

○議長(山本泰正君) まち経営課長 寺尾君。

○まち経営課長(寺尾純一君) 失礼いたしました。固定資産税額ではなくて、不動産鑑定額です。固定資産税ってというのは、ちょっとこちらのほうで承知しておりません。申し訳ございません。

○議長(山本泰正君) 1番 今西君。

○1番(今西宏康君) 町有地だから固定資産税評価額がなかったんでしょうか。ということは、鑑定額しかなかったということですか。

それと、もう一点が、ここにかかった造成費用、概略で結構ですので、お幾らかかったか教えてください。

○議長(山本泰正君) まち経営課長 寺尾君。

○まち経営課長(寺尾純一君) 実際に造成にかかった費用で言うと、約7億円、事業としてはかかっております。こちら、土地ということですので、不動産ということになりますので、固定資産税額ってというのは算出ができないものであるというふうに理解しております。

(1番 今西宏康君「分かりました」の声あり)

○議長(山本泰正君) ほかに質疑はありませんか。

4番 神崎君。

○4番(神崎良一君) 4点質問させていただきます。

まず、この売却に関しまして、もう事前に地元説明会をされたと聞いております。地元の反応、もしくは御意見というか、何かもしあったならば、それを教えていただきたい。

それから、2番目は、契約に際して、町から先方へ要望というか、項目的に入れて何か特殊なことをお願いしているのかということと、逆に先方から町に対して、今回、ここを購入するに当たってはこうだということなことがあるのかということと、そのところを教えてください。

それから、3点目は、これ、ロマン街道がずっと端を通って、今日いただいた参考資料、18ページの議案第49号の敷地図だと、ロマン街道の左側が多少青塗りされているので、実際は工場内をロマン街道が走っているようになってるんですけど、細かく、ほかの資料なんかを見させていただくと、貯水池であったり、配水ってというか、そんな関係であったり、それから青に塗られているけど、ずっと上のほうは緑の芝生のように聞いてます。そうはいつでも、こっち側が県の管轄のロマン街道と工場が接するというので、何かそのあたりの。工場が完全にロマン街道の東側だけで固定されてると私は思ってるんですけど、そこであれば、工員の方が横断するときどころか、通行人があつて、その人とどうとか、また何か通行人が自転車に乗っていつとときに、缶をぽんと工場内に放り込むとかということがないようにフェンスを造るだとか、何かまたそういった、ロマン街道がどうしてもぎりぎりの際にあるので、何かそういったものに対しての対策等は考えておられるのかどうかだけ、その点が3つ目。

最後は、非常に難しいんですけど、今、今西議員のほうからも経費だとか売却額だとかという話で言っておられるけども、町の財産というのはそういう一般企業が考えるような話じゃないので、ある程度、今後の経済効果的なこと、昨日、従業員といいますか、そちらで働ける方が、当初は20人だとか、いろいろお聞きはしますが、そういうことも含めて、町が考える今後の経済効果といいますか、何かもし試算されてるんがあれば教えてください。

以上、4点です。

○議長（山本泰正君） まち経営課長 寺尾君。

○まち経営課長（寺尾純一君） 失礼いたします。

それでは、神崎議員からいただきました御質問ですけれども、まず1点目、地元説明会での地元の反応、意見等ということでございます。

基本的に、地元の方は非常に喜ばれていたというふうな感覚でございました。地元の説明の中で話が出たのが、操業時間とか、夜間に操業があるのかとかないのかとか、あとはトラックの出入り、それから廃棄物の処理とか、そういうあたりのところへ御質問がございました。操業時間につきましては、基本的に、時期による面もありますけれども、通常、朝から夕方までの操業時間を想定していると。あと大型トラック等の出入りにつきましても、やはり時間帯は、あまり早朝とか夜間ということではなくて日中の時間でいくというふうな形で、御安心くださいというようなお話がございました。あと、廃棄物の処理につきましても、専門のところに委託しておるという状態でありまして、こちらについても十分気をつけてやるということで、回答をいただいております。

次に、契約につきましてですけれども、契約につきましては、基本的には町の公募要領によった形で契約をしております。契約書の中に、特に大きな町に、特に新たにここで備前化成になったからといって、付け加えた項目というのはございません。また、備前化成のほうからも特にそういった御要望はございませんので、そちらのほうはそういった形になっております。

あと、次に片鉄ロマン街道の沿いのところと、そこにつきましては、もちろん実際に工場が建つ用地の部分につきましては、こちらはフェンスを恐らくされるというような予定にはなっております。あと、反対側の緑地につきましては、任意緑地というような形、利用の仕方はもちろん企業様のほうで考えられるところになるんですけども、有効活用、または管理をしていただくということでお願いをしているところです。

あと、経済効果等につきましては、まだ実際の投資額の中で固定資産税額がどのくらいになるかというのは、明細なことがちょっとこちらで分かりませんので、税収がどのくらい増えるかとかという分については、ちよっ

と今、把握はしかねているんですけれども。それからあと、どうしても今回は移転ということですから、新たな雇用っていうのは生まれにくいというような状況になります。ただこれはまた代々長々と続いていく企業であるというふうに思っておりますので、その間には、もちろん住民の方がそっちで就職されて、実際にそこでまた雇用されて仕事をされるといった形で、やはり長い目で見ていただければなというふうに考えております。

○議長（山本泰正君） 4番 神崎君。

○4番（神崎良一君） 分かりました。

○議長（山本泰正君） ほかに質疑はありませんか。

6番 居樹君。

○6番（居樹 豊君） 結構これ、大きな商いですので、仮契約、それから本契約とありますけども、与信調査というのは、当然のことながらされとる。与信調査ね。大きな契約になってきたら、資産信用の与信調査、これはされとんでしょうね。1点だけ、そこだけ。

○議長（山本泰正君） まち経営課長 寺尾君。

○まち経営課長（寺尾純一君） 企業様につきましては、こちらでもいろいろと情報を把握するようなところと契約をしております、そういった点数づけとか、そういうのを見て把握しておりますが、非常に経営状況とか内容的にも、それから企業の業種の中でのランクづけについてもいいところであるというふうに把握しております。

○議長（山本泰正君） ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

議案第49号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 異議なしと認めます。

したがって議案第49号は、委員会付託を省略することに決定しました。

次に、お諮りします。

議案第49号を討論を省略し、採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 異議なしと認め、これから採決します。

議案第49号財産の処分については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 異議なしと認めます。

したがって議案第49号は、原案のとおり可決されました。

（日程第4）

○議長（山本泰正君） 日程第4、議会閉会中の調査研究の申出書についてを議題とします。

皆さんのお手元に配付のとおり、議会運営委員会及び常任委員会並びに特別委員会より、議会閉会中の調査研究の申出書が提出されております。

お諮りします。

議会運営委員会及び常任委員会並びに特別委員会が、議会閉会中においても調査研究できるよう承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山本泰正君） 異議なしと認めます。

したがって議会運営委員会及び常任委員会並びに特別委員会が、議会閉会中においても調査研究できることに決定しました。

以上で、今期定例会に付議された事件は全て終了しました。

閉会に当たり、町長から挨拶がございます。

町長 太田君。

○町長（太田啓補君） 令和4年第3回和気町議会定例会の閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

今議会において提案いたしました報告3件、規約変更1件、補正予算5件、合計9件、そして本日追加提案いたしました補正予算1件、契約1件につきまして、慎重に御審議、また御議決いただきまして、大変ありがとうございました。

議員の皆様におかれましては、今後も何かと御多忙の日々をお過ごしのことと思いますが、くれぐれも御自愛賜りまして御活躍されますよう祈念し、閉会の御挨拶とさせていただきます。本日は御苦勞さまでした。

○議長（山本泰正君） 今期定例会の閉会に当たり、一言御挨拶申し上げます。

まずは、今定例会が議員各位の終始極めて真剣な御審議により議了できました。皆様方の御精励に対し、衷心より厚くお礼を申し上げます。

本定例会も、町長をはじめ執行部の皆様方には、審議に対しまして真摯な態度をもって御協力いただきましたことに敬意を表しますとともに、会議で議員各位が申し上げました意見なり要望事項なりにつきましては、特に考慮を払われ業務を遂行されますよう要望を申し上げておきます。

また、本日追加提案がなされ可決されました矢田工業団地への企業立地につきましては、コロナ禍で疲弊している町内情勢において、今後、雇用機会の創出や地域経済の活性化が大いに期待される事業であります。太田町長の下、職員一丸となってスピード感のある行政運営に引き続き努めていただきたいと思います。

最後になりましたが、議員及び執行部の皆様方には、これから本格的な夏を迎えます。健康には十分御留意のほどお願い申し上げ、誠に簡単でございますが、閉会の挨拶といたします。

これをもちまして令和4年第3回和気町議会定例会を閉会いたします。

御苦勞さまでした。

午前10時29分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和4年6月22日

和気町議会議長 山 本 泰 正

和気町議会議員 万 代 哲 央

和気町議会議員 広 瀬 正 男